

平成29年分 株式等の譲渡所得等の申告のしかた（記載例）

はじめに

- 確定申告書には、**申告書A**と**申告書B**がありますが、株式等に係る譲渡所得等の申告は、「**申告書B第一表、第二表**」及び「**申告書第三表（分離課税用）**」の申告書用紙で行います。

この場合、譲渡所得等の金額の計算は、「**株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書**」で行います。

- この冊子では、「給与所得者」、「公的年金等の雑所得のある方」が株式等をお売りになった事例を掲載していますが、事業所得や不動産所得などの「総合課税の所得金額」や「所得から差し引かれる金額」などを計算される場合には、「**平成29年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用**」（国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。）を併せてご覧ください。

- 平成29年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告の相談及び申告書の受付は、**平成30年2月16日（金）から同年3月15日（木）まで**です。

なお、還付申告は、平成30年2月15日（木）以前でも行えます（税務署の閉庁日（土・日曜日・祝日等）は、税務署では相談及び申告書の受付は行っておりません。）。

- ・ 申告書は、郵便や信書便による送付又は税務署の時間外収受箱への投函により、提出することもできます。（郵便又は信書便で送付する場合、通信日付印により表示された日を提出日とみなします。この日付が**申告期限（平成30年3月15日（木））**内となるよう、お早めにご送付ください。）

- ・ 税務署の閉庁日（土・日曜日・祝日等）は、通常、税務署での相談及び申告書の受付は行っておりませんが、**一部の税務署**では、**2月18日**と**2月25日**に限り**日曜日**でも、確定申告の相談及び申告書の受付を行います。

詳しくは、国税庁ホームページで確認されるか、最寄りの税務署にお尋ねください。

目次

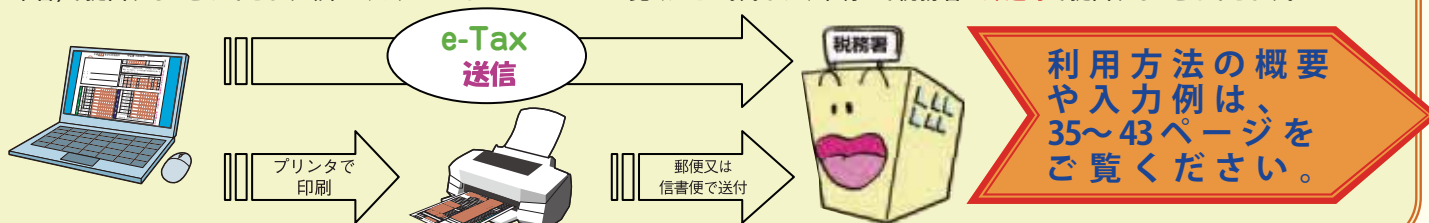
- この冊子では、確定申告書の**記載手順**・次の事例の**記載例**と「**確定申告書等作成コーナー**」の**入力手順**・具体的**入力例**、参考として「**株式等の譲渡所得等のあらまし**」などを掲載しています。（ページ）

(1) 確定申告書の記載手順	2～3
(2) 【事例1】 特定口座を利用していないケース	4～11
(3) 【事例2】 特定口座を利用しているケース	12～17
(4) 【事例3】 上場株式に係る譲渡損失を繰り越すケース	18～23
(5) 【事例4】 特定口座の譲渡損失を配当所得等から控除し翌年以後に繰り越すケース	24～29
(6) 【事例5】 前年分からの繰越譲渡損失を本年分の譲渡所得及び配当所得等から控除するケース	30～34
(7) 「 確定申告書等作成コーナー 」の入力手順など	35
(8) 【事例6】 「 確定申告書等作成コーナー 」を利用したの具体的入力例	36～43
(9) 【参考1】 平成29年分 株式等の譲渡所得等のあらまし	44～62
(10) 【参考2】 給与所得金額の計算表など	63

株式等を売却された方の確定申告書や計算明細書などは 国税庁ホームページの「**確定申告書等作成コーナー**」で作成できます!!

ご自宅などのパソコンから国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】の「**確定申告書等作成コーナー**」にアクセスし、画面の案内に従って収入金額などの必要項目を入力することにより、株式等の譲渡に係る申告書などを作成することができます。

作成した申告書などは、マイナンバーカードとICカードリーダライタを用意すれば、「**確定申告書等作成コーナー**」から一連の流れで**e-Tax**（電子申告）で提出することができます（詳しくは、e-Taxホームページをご覧ください。）。また、印刷して税務署に**郵送等**で提出することもできます。



※ パソコンの環境などにより、ご利用いただけないことがあります。



復興特別所得税額の記入漏れにご注意ください!!

2, 11, 17
ページを
ご覧ください。

確定申告書の記載手順

- なお、「確定申告書」の作成に先立って、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」などの各種明細書（国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。）を作成します。

(記載した部分は、便宜上、青色で印刷しています。)

申告書B第二表

確定申告書には、申告の都度、マイナンバー（個人番号）を記入する必要があります。

申告書B第一表

年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書B

整理番号 F A 0 0 7 7

所得から差し引かれる金額に関する事項

税務署長 平成 29 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書B

F A 0 1 2 3

住所 A市××町1-23-9

個人番号 0000XXXXXX△△△△

フリガナ コクセイ イチロウ

氏名 国税 一郎

性別 男性

職業 会社員

屋号・雅号

世帯主の氏名 国税一郎

世帯主との続柄 本人

生年月日 3 35 01 12

電話番号 000-XXX-XXXX

整理番号

翌年以降送付不要

収入金額等	所得金額	所得から差し引かれる金額	復興特別所得税額
事業所得 7	11800000	9600000	1381770
不動産所得 8	9600000	9600000	1381770
雑所得 9	9600000	9600000	1381770
総合課税一時 10	9600000	9600000	1381770
合計 11	9600000	9600000	1381770
雑損控除 12	900000	900000	1381770
医療費控除 13	900000	900000	1381770
社会保険料控除 14	100000	100000	1381770
小規模企業共済等掛金控除 15	50000	50000	1381770
生命保険料控除 16	00000	00000	1381770
地震保険料控除 17	00000	00000	1381770
寄附金控除 18	00000	00000	1381770
寡婦・寡夫控除 19	00000	00000	1381770
勤労学生・障害者控除 20	00000	00000	1381770
配偶者（特別）控除 21	00000	00000	1381770
扶養控除 22	00000	00000	1381770
基礎控除 23	380000	380000	1381770
合計 24	1430000	1430000	1381770

第一表（平成二十九年分以降用）復興特別所得税額の記入をお忘れなく。

復興特別所得税額④欄の記入をお忘れなく！！

復興特別所得税額 (40×2.1%)

41

記載手順

- 1 「株式等に係る譲
を作成します。(4～5、
- 2 第一表の **収入金**
ます。(6、14、20
- 3 第二表を作成し
第二表は、②及び
(第二表の記載例は、
- 4 第一表の **所得か**
きます。(8 ページ参
- 5 第三表の分離課
の箇所を書きます。
- 6 第三表の **税金の**
(10、16、23、29
- 7 第一表の **税金の**
ます。(11、17、23

申告書記載に当たってのお願い

記載に当たっては、次の点についてのご協力をお願いいたします。

- 1 申告書等は、黒いインクのボールペンで書いてください。
なお、申告書は複写式となっていますが、2枚目(控用)は取り外して使用しても差し支えありません。
- 2 フリガナは、濁点「」半濁点「°」は一字分とし、姓と名の間は一字空けてください。
- 3 マス目が設けられている記載欄に数字を記入する際 【記載例】
には、右の記載例にならってマス目の中に丁寧に書いてください。
なお、1億円以上の金額がある場合は、右の記載例 【記載例】
にならって書いてください。
- 4 記入事項を訂正する場合には、二重線で抹消し、その上の欄などの余白に適宜書いてください。 【記載例】

縦線1本 すきまを開ける 上に突き抜ける 角をつくる 閉じる

(金額が1,234,500,000円の場合)

1234500000

配 当 金 1230000
給 与 金 2300000

「所得等」の金額の計算明細書」等
12～13、18～19、24～25、30～34ページ参照)

額等と所得金額の箇所を書き
、26ページ参照)

ます。
④の記載と併せて作成します。
7、21、27ページを参照してください)

ら差し引かれる金額の箇所を書
照)

税の収入金額や所得金額など
(9、15、22、28ページ参照)

計算、その他 の箇所を書きます。
ページ参照)

計算、その他 などの箇所を書き
、29ページ参照)

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書

【平成29年分】

申告書第三表(分離課税用)

この申告書は、二枚目が控用(複写式)となっています。

平成29年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書(分離課税用) FA0036

整理番号 一連番号

この表は、「分離課税の所得」、「山林所得」又は「退職所得」がある場合に、その所得金額や所得税額を計算するために使用するものです。

特例適用条文

法	条	項	号
所法	第1条	第1項	第1号
所法	第1条	第1項	第2号
所法	第1条	第1項	第3号

(単位は円)

収入金額	所得金額	税金の計算	その他の
短期譲渡所得	一般分	①	70 対応分
長期譲渡所得	一般分	②	71 対応分
特定分	③	72 対応分	73 対応分
一般株式等の譲渡	④	74 対応分	75 対応分
上場株式等の譲渡	⑤	76 対応分	77 対応分
上場株式等の配当等	⑥	78 対応分	79 対応分
先物取引	⑦	80 対応分	81 対応分
山林	⑧	82 対応分	83 対応分
退職	⑨	84 対応分	85 対応分
短期譲渡所得	一般分	⑩	86 対応分
長期譲渡所得	一般分	⑪	87 対応分
特定分	⑫	88 対応分	89 対応分
一般株式等の譲渡	⑬	90 対応分	91 対応分
上場株式等の譲渡	⑭	92 対応分	
上場株式等の配当等	⑮		
先物取引	⑯		
山林	⑰		
退職	⑱		
総合課税の合計額	⑲	9600000	
所得から差し引かれる金額	⑳	1430000	
課税される所得金額	㉑	8170000	
① 対応分	㉒	000	
② 対応分	㉓	000	
③ 対応分	㉔	000	
④ 対応分	㉕	735000	
⑤ 対応分	㉖	000	
⑥ 対応分	㉗	000	
⑦ 対応分	㉘	000	
⑧ 対応分	㉙	000	

○ 分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項

区分	所得の生ずる場所	必要経費	差引金額 (収入金額 - 必要経費)	特別控除額
		円	円	円
合計	92			

○ 分離課税の上場株式等の配当所得等に関する事項

種目・所得の生ずる場所	収入金額	配当所得に係る 負債の利子	差引金額
	円	円	円

○ 退職所得に関する事項

所得の生ずる場所	収入金額	退職所得控除額
	円	円

申告等年月日

整理番号

取得期間

入力

申告区分

第三表(平成二十八年分以降以降) ○ 第三表は、申告書Bの第一表・第二表と一緒に提出してください。

【事例1】 特定口座を利用していないケース

私は、平成 29 年中に次の上場株式（A 不動産）2,000 株の売却（P 証券本店への売委託）と公募公社債（B 銀行）の償還（Q 証券本店が交付）がありました（特定口座は利用していません）。なお、上場株式（A 不動産）の売却の際の委託手数料は 16,200 円です。

銘柄	購入日	取得株数 (額面金額)	購入金額	売渡日(償還日)	売却金額 (償還金額)
A 不動産（上場株式）	平成24年 1 月12日	1,000株	650,000円	平成29年10月 3 日	1,400,000円
	平成24年 2 月15日	2,000株	850,000円		
B 銀行(公募公社債)	平成23年 5 月11日	1,000,000円	800,000円	平成29年 5 月10日	1,000,000円

また、この他に次の非上場株式（C 興産）を売却しました。

銘柄	購入日	株数	購入金額	売渡日	売却金額
C 興産(非上場株式)	平成11年 1 月20日	500株	197,500円	平成29年 6 月 6 日	350,000円

私は、これらの収入以外に給与（収入金額 1,180 万円）があり、給与については、年末調整で「配偶者特別控除」の適用を受けています。

「確定申告書等作成コーナー」で申告書等を作成すると税額などが自動計算され便利です。この事例についての具体的な入力例は国税庁ホームページに掲載しています(詳しくは35ページ参照)。

1 「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」を作成します。

「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」は、(2面)を書いた後に(1面)を書いてください。

上場株式等をお売りになった場合（償還などの場合を含みます。以下同じです。）には「上場株式等」に、それ以外の株式等（一般株式等）をお売りになった場合には「一般株式等」に、右のように(2面)から転記してください。
※ 上場株式等の相対取引がある場合の記載方法については、(1面)の(注)をご覧ください。

譲渡価額（譲渡のための委託手数料等の控除前）の金額を右のように(2面)から転記してください。

購入時の売買契約書や取引報告書などに基づいて書いた金額を右のように(2面)から転記してください。
なお、取得費についての詳しいことは、49 ページから 50 ページの説明をご覧ください。

売却に際して金融商品取引業者等に支払った委託手数料を右のように(2面)から転記してください。

1 面

【平成 29 年分】

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書

整理番号

この明細書は、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」又は「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」を計算する場合に使用するものです。
なお、国税庁ホームページ [www.nta.go.jp] の「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って収入金額などの必要項目を入力することにより、この明細書や確定申告書などを作成することができます。

住所 (前住所)	A市××町1-23-9	フリガナ 氏 名	コクセイ イチロウ 国税 一郎
電話番号 (連絡先)	000-xx-x-△△△	職業	会社員
		関与税理士名 (電 話)	

※ 譲渡した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

1 所得金額の計算

	一般株式等	上場株式等
譲渡による収入金額 ①	350,000円	2,400,000円
その他の収入 ②		
小 計 (①+②) ③	申告書第三表②へ 350,000	申告書第三表②へ 2,400,000
取得費(取得価額) ④	197,500	1,800,000
譲渡のための委託手数料 ⑤		16,200
小計 (④から⑥までの計) ⑦	197,500	1,816,200
特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額(※1) ⑧		
差引金額 (③-⑦-⑧) ⑨	152,500	583,800
特定投資株式等の取得に要した金額の控除(※2) ⑩		
所得金額 (⑨-⑩) ⑪	申告書第三表③へ 152,500	黒字の場合は申告書第三表③へ 583,800
本年分差し引く上場株式等に係る繰越損失の金額(※3) ⑫		申告書第三表③へ
繰越控除後の所得金額(※4) (⑪-⑫) ⑬	申告書第三表③へ 152,500	申告書第三表③へ 583,800

(注) 租税特別措置法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡以外の上場株式等の譲渡(相対取引)がある場合の「上場株式等」の①から⑨までの各欄については、同項に規定する上場株式等の譲渡に係る金額を括弧書き(内書)により記載してください。なお、「上場株式等」の⑪欄の金額が相対取引による赤字のみの場合は、申告書第三表の⑪欄に0を記載します。
※1 「特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額」とは、租税特別措置法第37条の11の2第1項の規定により、同法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とみなされるものをいいます。
※2 ⑩欄の金額は、「特定(新規)中小企業が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」で計算した金額に基づき、「一般株式等」、「上場株式等」の順に、⑨欄の金額を限度として控除します。
※3 ⑫欄の金額は、「上場株式等」の⑪欄の金額を限度として控除し、「上場株式等」の⑪欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。なお、⑫欄の金額を「一般株式等」から控除することはできません。
※4 ⑬欄の金額は、⑪欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。また、⑬欄の金額

特別適用条文

措法 条の
措法 条の

整理欄

【事例1】の解説

事例1

- あなたが取引されたもののうち、**A不動産の株式**と**B銀行の社債**は、「**上場株式等**」に該当します。また、上場していない**C興産の株式**については、「**一般株式等**」に該当します。これらの株式の売却と社債の償還による譲渡所得等の金額は、「**株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書**」で計算し、次のとおりとなります。

	収入金額	必要経費等	差引金額
(一般株式等)	350,000 円	197,500 円	152,500 円
(上場株式等)	2,400,000 円	1,816,200 円	583,800 円

➤ 「上場株式等」の必要経費等のうち、取得費の計算については、下の説明をご覧ください。

- また、株式の売却などにより合計所得金額（6、9ページ参照）が**1,000万円を超える場合**には、「**配偶者特別控除**」の適用を受けることはできません。したがって、この事例では、給与について年末調整で適用を受けている「配偶者特別控除」の適用をしないで納める税金（所得税及び復興特別所得税）の計算をする必要があります。

なお、納める税金（所得税及び復興特別所得税）の計算は、「**申告書B第一表、第二表**」及び「**申告書第三表（分離課税用）**」で行いますので、6ページ以降の記載例の手順に沿って作成してください。この事例の納める税金（所得税及び復興特別所得税）の額は、**173,600円**となります。

2 面（計算明細書）

2 申告する特定口座の上場株式等に係る譲渡所得等

上場株式等をお売りになった場合には「**上場株式等**」として、それ以外の株式等（一般株式等）をお売りになった場合には「**一般株式等**」として書いてください。

売却時の取引報告書などに記載されている**受渡日（又は約定日）、償還日**を書いてください。

譲渡先の所在地・名称等を書いてください。

金融商品取引業者等を通じて売却等をしている場合には、**金融商品取引業者（支店等）名**を書いてください。

購入時の売買契約書や取引報告書などに基づいて書いてください。

区分	譲渡年月日（償還日）	譲渡した株式等の銘柄	数量	譲渡先（金融商品取引業者等）の所在地・名称等	譲渡による収入金額	取得費（取得価額）	譲渡のための委託手数料	取 得 日
一般株式等 上場株式等	29-10-3	A不動産	2,000	P証券本店	1,400,000	1,000,000	16,200	(24・2・15)
一般株式等 上場株式等	29-5-10	第5回B銀行債	1,000,000	Q証券本店	1,000,000	800,000		23・5・11
一般株式等 上場株式等	29-6-6	C興産	500	A市〇〇町4-6-5 仙台太郎	350,000	197,500		11・1・20
一般株式等 上場株式等	..	..						(..)
一般株式等 上場株式等	..	..						(..)
一般株式等 上場株式等	..	..						(..)
合 計		一 般 株 式 等			350,000	197,500		
		上 場 株 式 等（一般口座）			2,400,000	1,800,000	16,200	

購入時の取引報告書などに記載されている**受渡日（又は約定日）**を書いてください。

同一銘柄の株式等を2回以上にわたって取得している場合には、（ ）内に最も新しい取得年月日を書いてください。

➤ 売却した同一銘柄の株式等を2回以上にわたって購入している場合、取得費の計算に当たっては、**総平均法に準ずる方法**によって算出した1単位当たりの金額を基として計算します（50ページ参照）。

この事例の場合、A不動産の株式については2回以上にわたって購入しているので、取得費の計算に当たっては、次のとおり総平均法に準ずる方法によって算出した1単位当たりの金額を基として計算します。

A不動産の株式の取得費の具体的な計算は次のとおりとなります。

$$\begin{aligned}
 & 650,000 \text{ 円} + 850,000 \text{ 円} \\
 & \quad 1,000 \text{ 株} + 2,000 \text{ 株} \\
 & = \text{500 円 (1株当たりの金額)} \\
 & 500 \text{ 円} \times 2,000 \text{ 株} = \text{1,000,000 円 (取得費)}
 \end{aligned}$$

一般株式等については、銘柄ごとに書いてください。

また、上場株式等については、**金融商品取引業者等**ごとにまとめて、**区分・数量・金融商品取引業者名・収入金額・取得費・譲渡のための委託手数料**を書いてください。

なお、記入欄が足りない場合には、適宜の用紙に記入して差し支えありません。

② 第一表の収入金額等と所得金額の箇所を書きます。

○ 作成に当たっては、「平成29年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書 B 用」の5ページから10ページも併せてご覧ください。

提出先、申告年分などを書いてください。

□□には「29」と書き、空白部分には「確定」と書いてください。

住所、マイナンバー（個人番号）、氏名などを書いてください。

なお、生年月日の元号は、次の該当する番号を書いてください。

明治¹、大正²、昭和³、平成⁴

※ 「住所」以外の事業所や事務所・居所などの所在地を所轄する税務署に申告される方は、「住所（又は事業所・事務所・居所など）」欄の（ ）内の当てはまる文字を「○」で囲み、その所在地を上段に、住所を下段に書いてください。

なお、「郵便番号」欄は、住所以外で申告される場合、上段に書いた所在地の郵便番号を書いてください。

また、「平成 年」の空白に「30」と書き、平成 30 年 1 月 1 日現在の住所を書いてください。

収入金額等 所得金額

事業所得、不動産所得がある方は、「収支内訳書」（青色申告の方は、「青色申告決算書」）に基づいて書いてください。

給与所得

給与所得の金額は、63 ページの「1 給与所得金額の計算表」で求めることができます。

なお、この事例のように給与等の収入金額が年末調整を受けたものだけである場合には、「給与所得の源泉徴収票」から右のように転記できます。

※ 「給与所得者の特定支出控除」を受ける方は、「給与所得者の特定支出控除について」（国税庁ホームページからダウンロードできます。なお、税務署にも用意しています。）を参照してください。

公的年金等の雑所得

公的年金等の雑所得がある場合には、【事例 3】（20 ページから 21 ページ）を参照してください。

申告書B第一表(上部)

確定申告書には、申告の都度、マイナンバー（個人番号）を記入する必要があります。

申告書作成後、押印します。

○○ 税務署長 30 年 2 月 16 日 平成 29 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書 B

住所 A市××町1-23-9

マイナンバー 3 35 01 12

氏名 国税 一郎

職業 会社員

世帯主の氏名 国税一郎 本人

収入金額等 所得金額

収入金額等	所得金額
事業所得等	①
不動産所得	②
利子所得	③
配当所得	④
雑所得	⑤
合計	⑨ 9600000

税務署から申告書用紙が送付されている方で、翌年以降、申告書用紙の送付が必要のない方は「○」に「○」を記入してください。

申告の種類を表示します。株式等の譲渡所得等がある方は、「分離」を「○」で囲みます。あなたが青色申告者の場合は、「青色」も「○」で囲みます。

第三表⑨欄へ（10 ページ）

平成 29 年分 給与所得の源泉徴収票

支払元 A市××町1-23-9

氏名 国税 一郎

職業 会社員

項目	金額
給与・賞与	11,800,000
控除対象扶養親族等の数	9,600,000
源泉徴収税額	1,690,000
控除対象扶養親族等の数	1,208,100
社会保険料等の金額	900,000
生命保険料の控除額	100,000
地震保険料の控除額	50,000
住宅ローン金利等の控除額	

（摘要）

支払元 国税 一郎

住所（税務署） A市△△町4-2-3

氏名又は名称 株式会社 ○○産業

※ この源泉徴収票は、申告書の裏面ではなく「添付書類 台紙」などに貼って申告書と一緒に提出してください。

合計所得金額とは・・・

第一表の「所得金額」⑨合計欄の金額に、申告分離課税の所得金額（申告分離課税の配当所得等の金額は損益通算後の金額）、山林所得金額及び退職所得金額を加算した金額をいいます（9 ページ参照）。ただし、純損失や雑損失の繰越控除、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除、特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除、特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除又は先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の適用を受けている場合には、その適用前の金額をいいます。

③ 第二表を作成します。

- 作成に当たっては、「平成29年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書 B 用」の4ページも併せてご覧ください。

申告書B第二表

申告年分、住所、氏名などを書いてください。

平成 29 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書 B

住所 A市××町1-23-9
氏名 コクセイ イチロウ
氏名 国税 一郎

○ 所得の内訳（所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額）

所得の種類	種目・所得の生ずる場所又は給与などの支払者の氏名・名称	収入金額	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
給与	給料 株式会社〇〇産業	11,800,000	1,208,100
所得税及び復興特別所得税の合計			1,208,100

○ 雑所得（公的年金等以外）、総合課税の配当所得・譲渡所得、一時所得に関する事項

所得の種類	種目・所得の生ずる場所	収入金額	必要経費等	差し引く金額

○ 特別適用条文等

○ 事業専従者に関する事項

事業専従者の氏名	個人番号	続柄	生年月日	従事月数・程度・仕事の内容	専従者給与（控除額）

○ 住民税・事業税に関する事項

16歳未満の扶養親族の氏名	個人番号	続柄	生年月日	別居の場合の住所	寄附金税額控除

○ 住民税

配当に関する住民税の特例	居住者の特例	非課税所得など	事業用資産の特例適用前の不動産所得	事業用資産の譲渡損失など

- 所得から差し引かれる金額に関する事項

次の各種控除欄は、あなたが支払ったり、あなたの給与などから差し引かれたりした保険料や掛金の金額を書いてください。

⑫ 社会保険料控除

あなたや生計を一にする配偶者その他の親族が負担することになっている健康保険料、国民健康保険料（税）、国民年金保険料及び国民年金基金の掛金（これらについては、既に年末調整の際に給与所得から控除を受けた場合を除き、支払をした旨を証する書類を添付するか提示する必要があります。）、後期高齢者医療保険料、介護保険料などであなたが支払ったり、あなたの給与から差し引かれたりした社会保険料の金額を書きます。

なお、源泉徴収票に記載された社会保険料等の額を書く場合には、第二表の「⑫社会保険料控除」の社会保険の種類欄に、「源泉徴収票のとおり」と書いてください。

⑭ 生命保険料控除

新(旧)生命保険や介護医療保険、新(旧)個人年金保険について、あなたが支払った保険料（いわゆる契約者配当金を除きます。）がある場合に、新(旧)生命保険料、介護医療保険料、新(旧)個人年金保険料の別に、その合計額を書きます。

⑮ 地震保険料控除

損害保険契約等について、あなたが支払った地震等損害部分の保険料（いわゆる契約者配当金を除きます。）がある場合に、地震保険料と旧長期損害保険料の別に、その合計額を書きます。

なお、⑭、⑮欄について、給与所得者が、既に年末調整の際に給与所得から控除を受けた金額と同じ場合には、第二表のそれぞれの欄に「源泉徴収票のとおり」と書いてください。

○ 住民税・事業税に関する事項

給与所得者が給与所得及び公的年金等に係る所得以外（平成30年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外）の所得に対する住民税を、給与から差し引くことを希望する場合は、この欄の「給与から差し引き」の□に○を記入し、また、給与から差し引かないで別に納付することを希望する場合は、「自分で納付」の□に○を記入してください。

この事例では、株式等をお売りになった方の合計所得金額が1,000万円を超えているため「配偶者特別控除」（8ページ参照）の適用ができませんので、源泉徴収票に記載がある場合であっても、「⑫～⑭配偶者（特別）控除」欄は記載しません。

扶養控除については8ページ及び「平成29年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書 B 用」の18ページを参照してください。

④ 第一表の **所得から差し引かれる金額** の箇所を書きます。

- **所得から差し引かれる金額** は、「平成29年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の11ページから18ページで計算できます。

☞ 「給与所得の源泉徴収票」からの転記

この事例では、各種控除額が既に**年末調整**により給与所得から控除されていますので、該当する所得控除額を「給与所得の源泉徴収票」から転記することができます。

平成 29 年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者 A市××町1-23-9	氏名 コケセイ 伊吹	住所 A市××町4-2-3
種別 給与・賞与	支払金額 11,800,000	給与所得控除後の金額 9,600,000
控除対象配偶者の有無等 有	配偶者特別控除の額 260,000	所得控除の額の合計額 1,208,100
社会保険料等の金額 900,000	生命保険料の控除額 100,000	地震保険料の控除額 50,000
基礎控除 380,000	扶養控除 0	配偶者特別控除 0
合計 11,800,000	合計 9,600,000	合計 1,208,100

申告書B第一表(左下部)

雑損控除	10	
医療費控除	11	
社会保険料控除	12	900,000
小規模企業共済等掛金控除	13	
生命保険料控除	14	100,000
地震保険料控除	15	50,000
寄附金控除	16	
寡婦・寡夫控除	18	000,000
勤労学生・障害者控除	19	000,000
配偶者(特別)控除	20	000,000
扶養控除	23	000,000
基礎控除	24	380,000
合計	25	1,430,000

「配偶者特別控除」の適用を受ける場合は、「1」を記入します(「配偶者控除」の適用を受ける場合は、記入の必要はありません。)

この事例の場合、**合計所得金額が1,000万円を超えていますので、「配偶者特別控除」は適用できません。**

第三表25欄へ(10ページ)

②① 配偶者控除

あなたに控除対象配偶者がある場合に、一定の金額が控除されます。

- 「**控除対象配偶者**」とは、あなたと生計を一にする配偶者(青色申告者の事業専従者として給与の支払を受ける方及び白色申告者の事業専従者を除きます。)で、合計所得金額が38万円以下である方のことです。

また、この配偶者控除の適用を受ける方は、次の「②②配偶者特別控除」の適用を併せて受けることはできませんので、ご注意ください。

- 「**老人控除対象配偶者**」とは、控除対象配偶者のうち、昭和23年1月1日以前に生まれた方(年齢が70歳以上の方)のことです。

②② 配偶者特別控除

あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、あなたと生計を一にする配偶者(青色申告者の事業専従者として給与の支払を受ける方及び白色申告者の事業専従者を除きます。)の合計所得金額が**38万円を超え76万円未満**の場合には、その配偶者の合計所得金額に応じて、所定の金額(最高38万円)が控除されます。

また、配偶者特別控除の適用を受ける場合は、②①～②③欄の「区分」の□に「1」と記入し、控除額を書いてください。

なお、配偶者の合計所得金額が38万円以下の場合には、この配偶者特別控除の適用を受けることはできませんので、ご注意ください。

②③ 扶養控除

あなたに控除対象扶養親族がある場合に、一定の金額が控除されます。

- 「**控除対象扶養親族**」とは、扶養親族のうち、平成14年1月1日以前に生まれた方(年齢が16歳以上の方)のことです。
- 「**特定扶養親族**」とは、控除対象扶養親族のうち、平成7年1月2日から平成11年1月1日までの間に生まれた方(年齢が19歳以上23歳未満の方)のことです。
- 「**老人扶養親族**」とは、控除対象扶養親族のうち、昭和23年1月1日以前に生まれた方(年齢が70歳以上の方)のことです。

- 「**同居老親等**」とは、老人扶養親族のうち、あなたや配偶者の直系尊属で、あなたや配偶者との同居を常としている方のことです。

②④ 基礎控除

基礎控除の金額は、**38万円**です。

(配偶者控除額)

	控除額
一般の控除対象配偶者	38万円
老人控除対象配偶者	48万円

(配偶者特別控除額)

配偶者の合計所得金額	控除額
～ 380,000円	0円
380,001円 ～ 399,999円	38万円
400,000円 ～ 449,999円	36万円
450,000円 ～ 499,999円	31万円
500,000円 ～ 549,999円	26万円
550,000円 ～ 599,999円	21万円
600,000円 ～ 649,999円	16万円
650,000円 ～ 699,999円	11万円
700,000円 ～ 749,999円	6万円
750,000円 ～ 759,999円	3万円
760,000円 ～	0円

(扶養控除額)

		控除額
一般の控除対象扶養親族		38万円
特定扶養親族		63万円
老人扶養親族	同居老親等	58万円
	同居老親等以外	48万円

5 第三表の分離課税の収入金額や所得金額などの箇所を書きます。

○ 作成に当たっては、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」から転記します。

申告書第三表(分離課税用)(上部)

申告年分と空白部分を左のように書いてください。

住所、氏名などを書いてください。
なお、税務署から申告書が送付された方で、印字されている住所、氏名などに誤りがありましたら、お手数ですが訂正をお願いします。

収入金額 所得金額

「一般株式等」、「上場株式等」ごとに、それぞれ左のように「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」から転記してください。

合計所得金額 (6 ページ参照)
この事例のように一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額がある場合の合計所得金額は、下のイからハの合計額です。

イ 第一表の所得金額「⑨合計」欄の金額

ロ 第三表の所得金額「⑥4 一般株式等の譲渡」欄の金額 (赤字の場合には0とします。)

ハ 第三表の所得金額「⑥5 上場株式等の譲渡」欄の金額 (赤字の場合には0とします。)

この事例では、次のようになります。

イの金額	9,600,000円
ロの金額	152,500円
ハの金額	583,800円
合計所得金額	10,336,300円

平成 29 年分の 所得税及び復興特別所得税の 確定 申告書 (分離課税用) FA0036

住所 A市××町1-23-9
氏名 コクセイ イチロウ 国税 一郎

整理番号 進号

この表は、「分離課税の所得」、「山林所得」又は「退職所得」がある場合に、その所得金額や所得税額を計算するために使用するものです。

特例適用条項

区分	所得の生ずる場所	必要経費	差引金額 (収入金額 - 必要経費)	特別控除額
⑦0 対応分				
⑦1 対応分				
⑦2 対応分				
⑦3 対応分				
⑦4 対応分				
⑦5 対応分				
⑦6 対応分				
⑦7 対応分				
⑦8 対応分				
⑦9 対応分				
⑦0から⑦9までの合計				

⑦0から⑦9までの合計 (申告書第一表の⑨に転記)

株式等
⑦0 本年分の⑦0から差し引く繰越損失額
⑦1 本年分の⑦1から差し引く繰越損失額
⑦2 本年分の⑦2から差し引く繰越損失額
⑦3 本年分の⑦3から差し引く繰越損失額
⑦4 本年分の⑦4から差し引く繰越損失額
⑦5 本年分の⑦5から差し引く繰越損失額
⑦6 本年分の⑦6から差し引く繰越損失額
⑦7 本年分の⑦7から差し引く繰越損失額
⑦8 本年分の⑦8から差し引く繰越損失額
⑦9 本年分の⑦9から差し引く繰越損失額

○ 分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項

区分	所得の生ずる場所	必要経費	差引金額 (収入金額 - 必要経費)	特別控除額
⑦0 対応分				
⑦1 対応分				
⑦2 対応分				
⑦3 対応分				
⑦4 対応分				
⑦5 対応分				
⑦6 対応分				
⑦7 対応分				
⑦8 対応分				
⑦9 対応分				
⑦0から⑦9までの合計				

○ 分離課税の上場株式等の配当所得等に関する事項

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書 (1面)

※ 譲渡した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

1 所得金額の計算

	一般株式等	上場株式等
収入金額		
譲渡による収入金額 ①	350,000円	2,400,000円
その他の収入 ②		
小計 (①+②) ③	350,000	2,400,000
必要経費又は譲渡に要した費用等		
取得費 (取得価額) ④	197,500	1,800,000
譲渡のための委託手数料 ⑤		16,200
小計 (④から⑥までの計) ⑦	197,500	1,816,200
特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額 (※1) (△を付けないで書いてください。)		
差引金額 (③-⑦-⑧) ⑨	152,500	583,800
特定投資株式の取得に要した金額の控除 (※2) (⑨欄が赤字の場合は0と書いてください。)		
所得金額 (⑨-⑩) ⑪	152,500	583,800
本年分で差し引く上場株式等に係る繰越損失の金額 (※3) ⑫		
繰越控除後の所得金額 (※4) (⑪-⑫) ⑬	152,500	583,800

事例 1

申告書第三表(分離課税用)(左下部)

申告書第三表(分離課税用)(右上部)

10

7 第一表の 税金の計算、 その他 などの箇所を書きます。

○ 作成に当たっては、「平成29年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書 B 用」の19ページから23ページも併せてご覧ください。

申告書B第一表(右部)

F A O 1 2 3	
及 び の 確 定 申 告 書 B	
号	コ ク セ イ イ チ ロ ウ
名	国 税 一 郎
別 業	会 社 員
屋 号	3 3 5 . 0 1 . 1 2
世 帯 主 の 氏 名	国 税 一 郎
世 帯 主 と の 続 柄	本 人
特 殊 整 理 番 号	3 3 5 . 0 1 . 1 2
送 付 不 要	○
課 税 さ れ る 所 得 金 額 (⑨-⑳) 又 は 第 三 表 上 の ⑳ に 対 す る 税 額 又 は 第 三 表 の ⑳	0 0 0
配 当 控 除	1 3 5 3 3 5 0
(特 定 増 改 築 等) 住 宅 借 入 金 等 特 別 控 除	
政 党 等 寄 附 金 等 特 別 控 除	
差 引 所 得 税 額 (⑳-㉑-㉒-㉓-㉔-㉕)	1 3 5 3 3 5 0
災 害 減 免 額	
再 差 引 所 得 税 額 (㉖-㉗)	1 3 5 3 3 5 0
復 興 特 別 所 得 税 額 (㉘×2.1%)	2 8 4 2 0
所 得 税 及 び 復 興 特 別 所 得 税 の 額 (㉘+㉙)	1 3 8 1 7 7 0
外 国 税 額 控 除	
所 得 税 及 び 復 興 特 別 所 得 税 の 源 泉 徴 収 税 額	1 2 0 8 1 0 0
所 得 税 及 び 復 興 特 別 所 得 税 の 申 告 納 税 額 (㉚-㉛)	1 7 3 6 0 0
所 得 税 及 び 復 興 特 別 所 得 税 の 予 定 納 税 額 (第 1 期 分・第 2 期 分)	
所 得 税 及 び 復 興 特 別 所 得 税 の 納 め る 税 金	1 7 3 6 0 0
所 得 税 及 び 復 興 特 別 所 得 税 の 第 3 期 分 の 税 額 (㉜-㉝)	
還 付 さ れ る 税 金	△
配 偶 者 の 合 計 所 得 金 額	
専 従 者 給 与 (控 除) 額 の 合 計 額	
青 色 申 告 特 別 控 除 額	
基 礎 課 税 額 (一 般 所 得 等 の 所 得 税 及 び 復 興 特 別 所 得 税 の 源 泉 徴 収 税 額 の 合 計 額)	
未 納 付 の 所 得 税 及 び 復 興 特 別 所 得 税 の 源 泉 徴 収 税 額	
本 年 分 で 差 し 引 く 繰 越 損 失 額	
平 均 課 税 対 象 金 額	
変 動・臨 時 所 得 金 額	
申 告 期 限 ま で に 納 付 す る 金 額	0 0
延 納 納 届 出 額	0 0 0

転記します。

「⑳配当控除」、「㉑(特定増改築等)住宅借入金等特別控除」、「㉒㉓㉔政党等寄附金等特別控除」、「㉕㉖㉗住宅耐震改修特別控除等」などの所得税額から控除される金額がある場合に書いてください。

㉘ 差引所得税額
㉗欄に転記した税額から㉑欄、㉒欄、㉓欄、㉔㉕欄、㉖㉗欄を差し引いた金額(赤字のときは0)を書いてください。

㉙ 再差引所得税額(基準所得税額)
㉘欄の金額から「㉚災害減免額」を差し引いた金額を書いてください。

㉚ 復興特別所得税額、
㉛ 所得税及び復興特別所得税の額
㉙欄の金額に2.1%を乗じた金額を㉚欄に書いてください。
また、㉙欄の金額と㉚欄の金額の合計額を㉛欄に書いてください。

㉜ 所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
第二表「所得の内訳(所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)」の「㉜ 所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計額」欄に記載した金額を転記してください(7ページ参照)。

㉝ 所得税及び復興特別所得税の申告納税額
㉛欄の金額から「㉜外国税額控除」、「㉜所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額」を差し引いた金額を書いてください。
黒字の場合 100円未満の端数を切り捨てた金額(100円未満のときは0)を書きます。
赤字の場合 そのままの金額の頭に△を付して書きます。

延納の届出

第一表の「㉝納める税金」の2分の1以上の金額を平成30年3月15日(木)までに納付することにより、その残額を、平成30年5月31日(木)まで延納することができます。

なお、延納期間中は利子税がかかります。

【事例2】 特定口座を利用しているケース

私は、平成 29 年中に R 証券西口支店及び S 証券東口支店の特定口座（源泉徴収は選択していません。）で次の取引を行いました。

譲 渡 区 分	譲渡の対価の額	取得費及び譲渡に要した費用の額等	差引金額
上場分（R 証券分）	1,200,000 円	1,000,000 円	200,000 円
上場分（S 証券分）	800,000 円	433,000 円	367,000 円
合 計	2,000,000 円	1,433,000 円	567,000 円

また、T 証券南口支店で次の上場株式の取引を行いました（特定口座は利用していません。）。

銘柄	株数	売渡日	売却金額	委託手数料	購入日	購入金額
D 電気	1,000 株	1 月 18 日	700,000 円	7,000 円	平成 16 年 3 月 9 日	900,000 円
E 商事	1,000 株	4 月 11 日	1,000,000 円	10,000 円	平成 15 年 10 月 7 日	600,000 円

私はこれらの収入以外に、パート収入（収入金額 70 万円）がありますが、夫の扶養親族（夫の給与所得について年末調整で配偶者控除の適用を受けています。）になっています。

「確定申告書等作成コーナー」で申告書等を作成すると税額などが自動計算され便利です。この事例についての具体的な入力例は国税庁ホームページに掲載しています（詳しくは 35 ページ参照）。

1 「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」を作成します。

「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」は、②面を書いた後に①面を書いてください。

二以上の特定口座での取引を申告する場合は、合計表として「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」を作成して提出する必要があります。

上場株式等をお売りになった場合には「上場株式等」に、それ以外の株式等（一般株式等）をお売りになった場合には「一般株式等」に、右のように②面から転記してください。

この事例の場合、特定口座の上場株式等に係る譲渡と、特定口座以外の上場株式等に係る譲渡がありますので、合計して「上場株式等」に転記してください。

※ 上場株式等の相対取引がある場合の記載方法については、①面の(注)をご覧ください。

1 面

【平成 29 年分】

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書

整理番号

この明細書は、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」又は「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」を計算する場合に使用するものです。
なお、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】の「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って収入金額などの必要項目を入力することにより、この明細書や確定申告書などを作成することができます。

住 所 (前住所)	B市〇〇町1-12-501	フリガナ 氏 名	カントウ ノブコ 関東 信子
電話番号 (連絡先)	〇〇〇-△△△-××××	職 業	会社員
		関与税理士名 (電 話)	

※ 譲渡した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

1 所得金額の計算

	一般株式等	上場株式等
収入金額		
譲渡による収入金額 ①	円	3,700,000
その他の収入 ②		
小 計 (①+②) ③	申告書第三表⑤へ	申告書第三表⑤へ
取得費 (取得価額) ④		2,933,000
譲渡のための委託手数料 ⑤		17,000
小計 (④から⑤までの計) ⑦		2,950,000
特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額 (※1) (△を付けないで書いてください) ⑧		
差引金額 (③-⑦-⑧) ⑨		750,000
特定投資株式等の取得に要した金額の控除 (※2) (⑨欄が赤字の場合は0と書いてください) ⑩		
所得金額 (⑨-⑩) ⑪	申告書第三表⑥へ	申告書第三表⑥へ
本年分で差し引く上場株式等に係る繰越損失の金額 (※3) ⑫		申告書第三表⑦へ
繰越控除後の所得金額 (※4) (⑪-⑫) ⑬	申告書第三表⑧へ	申告書第三表⑧へ

この事例の場合、特定口座の上場株式等に係る譲渡と、特定口座以外の上場株式等に係る譲渡がありますので、②面の2の「譲渡の対価の額（収入金額）」の「合計（上場株式等（特定口座）」欄 2,000,000 円と②面の【参考】の「譲渡による収入金額」の「合計・上場株式等（一般口座）」欄 1,700,000 円を合計して、①面の「収入金額」の①欄（「譲渡による収入金額」欄）に書いてください。

また、②面の2の「取得費及び譲渡に要した費用の額等」の「合計（上場株式等（特定口座）」欄 1,433,000 円と②面の【参考】の「取得費（取得価額）」の「合計・上場株式等（一般口座）」欄 1,500,000 円を合計して、①面の「必要経費又は譲渡に要した費用等」の④欄（「取得費（取得価額）」欄）に書いてください。

【事例2】の解説

- あなたが行った取引は、全て「上場株式等」の取引に該当します。

特定口座の取引と特定口座以外での取引がある場合には、これらの取引を「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」で合算して計算します。計算すると次のとおりとなります。

$$\begin{array}{rcl} \text{収入金額} & & \text{必要経費等} \\ \text{(上場株式等)} & 3,700,000 \text{ 円} & - 2,950,000 \text{ 円} = 750,000 \text{ 円} \end{array}$$

- 納める税金（所得税及び復興特別所得税）の計算は、「申告書B第一表、第二表」及び「申告書第三表（分離課税用）」で行いますので、14 ページ以降の記載例の手順に沿って作成してください。
- この事例の納める税金（所得税及び復興特別所得税）の額は、64,300 円となります。
- なお、合計所得金額（6、9 ページ参照）が 38 万円を超える場合には、その方の配偶者の方は「配偶者控除」の適用を受けることはできません。また、合計所得金額が 76 万円以上の場合には、「配偶者特別控除」の適用も受けることはできません。したがって、この事例では、あなたの配偶者（夫）は給与所得について年末調整で適用を受けている「配偶者控除」の適用をしないで納める税金（所得税及び復興特別所得税）を計算した確定申告書を提出する必要があります（17 ページ参照）。

事例
2

2 面（計算明細書）

2 申告する特定口座の上場株式等に係る譲渡所得等の金額の合計

口座の区分	取引先 (金融商品取引業者等)	譲渡の対価の額 (収入金額)	取得費及び 譲渡に要した 費用の額等	差引金額 (譲渡所得等の金額)	源泉徴収税額
源泉口座 (簡易口座)	R (証券会社) 西口 (本店支店出張所)	1,200,000	1,000,000	200,000	—
源泉口座 (簡易口座)	S (証券会社) 東口 (本店支店出張所)	800,000	433,000	367,000	—
源泉口座 (簡易口座)	証券会社 () 本店支店出張所 ()				
源泉口座 (簡易口座)	証券会社 () 本店支店出張所 ()				
源泉口座 (簡易口座)	証券会社 () 本店支店出張所 ()				
合 計 (上場株式等 (特定口座))		2,000,000	1,433,000	567,000	—

申告する特定口座の上場株式等に係る譲渡所得等の金額については、源泉口座・簡易口座のいずれかを「○」で囲み、口座ごとに書いてください。

R 証券分

平成20年分 特定口座年間取引報告書

住所 B市〇〇町1-12-501 フリガナ カントウ ノブコ 氏名 関東 信子 届出の種類 ①源泉 ②配当 ③配当等 3 配当等 前年度提出時の住所又は居所 明・大 36・8・4 口座開設年月日 24・6・1 源泉徴収の選択 1 有 ②無

譲渡区分	① 譲渡の対価の額 (収入金額)	② 取得費及び譲渡に要した費用の額等	③ 差引金額 (譲渡所得等の金額) (1)-(2)
上 場 分	1,200,000	1,000,000	200,000
特 定 分			
合 計	1,200,000	1,000,000	200,000

金融商品取引業者等 所在地 B市△△町7-8 名 称 R証券西口支店 (電話) 〇〇〇-XXXX-XXXX 法人番号 〇〇〇〇〇〇XXXXXX△△△△

【参考】 特定口座以外で譲渡した株式等の明細

区分	譲渡年月日 (償還日)	譲渡した株式等の 銘柄	数量 (株(口・円))	譲渡先(金融商品 取引業者等)の 所在地・名称等	譲渡による 収入金額	取得費 (取得価額)	譲渡のための委託 手数料	取 得 年月日
一般株式等 (上場株式等)	—	—	2,000	T証券 南口支店	1,700,000	1,500,000	17,000	—
一般株式等 (上場株式等)								
一般株式等 (上場株式等)								
一般株式等 (上場株式等)								
一般株式等 (上場株式等)								
合 計		一 般 株 式 等			1,700,000	1,500,000	17,000	
		上 場 株 式 等 (一 般 口 座)			1,700,000	1,500,000	17,000	

S 証券分

平成20年分 特定口座年間取引報告書

住所 B市△△町4-5 名 称 S証券東口支店 (電話) 〇〇〇-XXXX-XXXX 法人番号 〇〇〇〇〇〇XXXXXX△△△△

譲渡区分	① 譲渡の対価の額 (収入金額)	② 取得費及び譲渡に要した費用の額等	③ 差引金額 (譲渡所得等の金額) (1)-(2)
上 場 分	800,000	433,000	367,000
特 定 分			
合 計	800,000	433,000	367,000

上場株式等については、金融商品取引業者等ごとにまとめて、区分・数量・金融商品取引業者名・収入金額・取得費・譲渡のための委託手数料を書いてください。

なお、記入欄が足りない場合には、適宜の用紙に記入して差し支えありません。

《参考》

源泉徴収口座を申告する場合には、申告書B第二表の「所得の内訳（所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額）」欄及び申告書B第一表⑤2欄に源泉徴収税額等を転記してください。

転記の方法については、57 ページをご覧ください。

② 第一表の収入金額等と所得金額の箇所を書きます。

○ 作成に当たっては、「平成29年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書 B 用」の5ページから10ページも併せてご覧ください。

事例2

次の事項を、【事例1】の記載例の書き方(6ページ)を参照して書いてください。

- ① 提出先、提出日、申告年分(□□に「29」と書きます。)、空白部分(「確定」と書きます。)
- ② 住所(事業所などを含みます。)、マイナンバー(個人番号)、氏名、性別、職業、屋号・雅号、世帯主の氏名、世帯主との続柄、生年月日、電話番号(市外局番から書いてください。)
- ③ 申告の種類(株式等の譲渡所得等がある方は、「分離」を「○」で囲みます。)

申告書B第一表

確定申告書には、申告の都度、マイナンバー(個人番号)を記入する必要があります。

申告書作成後、押印します。

FA0123

30年2月16日 平成29年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書B

住所 B市〇〇町1-12-501

マイナンバー 3 36 08 04

氏名 関東 信子

性別 女

職業 会社員

屋号・雅号

世帯主の氏名 関東 越郎

世帯主との続柄 妻

生年月日 3 36 08 04

電話番号 〇〇〇-△△△-XXXX

収入金額等

事業所得	700,000
不動産所得	
利子所得	
配当所得	
雑所得	
合計	700,000

所得金額

事業所得	700,000
不動産所得	
利子所得	
配当所得	
雑所得	
合計	700,000

所得から差し引かれる金額

給与所得控除	500,000
社会保険料控除	
生命保険料控除	
地震保険料控除	
寄附金控除	
寡婦・寡夫控除	
勤労学生・障害者控除	
配偶者(特別)控除	
扶養控除	
基礎控除	380,000
合計	380,000

収入金額等 所得金額

パート収入は給与となりますので、この欄についても記載する必要があります。

給与所得の金額は、63ページの「1 給与所得金額の計算表」で求めることができます。

なお、この事例の場合には、「給与所得の源泉徴収票」から左のように転記できます。

第三表⑨欄へ(16ページ)

第三表②⑤欄へ(16ページ)

※ この源泉徴収票は、申告書の裏面ではなく「添付書類台紙」などに貼って申告書と一緒に提出してください。

③ 第二表を作成します。

作成に当たっては、【事例1】の記載例(7ページ)を参照してください。

④ 第一表の所得から差し引かれる金額の箇所を書きます。

○ 所得から差し引かれる金額は、「平成29年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の11ページから18ページで計算できます。

平成29年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者 B市〇〇町1-12-501

支払者 〇〇株式会社

給与 700,000

給与所得控除後の金額 50,000

所得控除の額の合計額 380,000

源泉徴収税額 0

受給者生年月日 29 〇 36 8 4

住所(居所)又は所在地 N市中央3-11-10

氏名又は名称 〇〇株式会社

5 第三表の分離課税の収入金額や所得金額などの箇所を書きます。

○ 作成に当たっては、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」から転記します。

申告書第三表(分離課税用)(上部)

平成 29 年分の 所得税 及び 復興特別所得税 の 確定 申告書 (分離課税用)

住所 B市〇〇町1-12-501
氏名 関東 信子

収入金額 (単位は円)

短期譲渡所得	一般分	①	
長期譲渡所得	一般分	②	
特定分	③		
軽減分	④		
一般株式等の譲渡	⑤		
上場株式等の譲渡	⑥	3,700,000	
上場株式等の配当等	⑦		
先物取引	⑧		
山林	⑨		
退職	⑩		
短期譲渡所得	一般分	⑪	
長期譲渡所得	一般分	⑫	
特定分	⑬		
軽減分	⑭		
一般株式等の譲渡	⑮		
上場株式等の譲渡	⑯	750,000	
上場株式等の配当等	⑰		
先物取引	⑱		

税金の計算

① 対応分	⑲	
② 対応分	⑳	
③ 対応分	㉑	
④ 対応分	㉒	
⑤ 対応分	㉓	
⑥ 対応分	㉔	
⑦ 対応分	㉕	
⑧ 対応分	㉖	
⑨ 対応分	㉗	
⑩ 対応分	㉘	
⑪ 対応分	㉙	
⑫ 対応分	㉚	
⑬ 対応分	㉛	
⑭ 対応分	㉜	
⑮ 対応分	㉝	
⑯ 対応分	㉞	
⑰ 対応分	㉟	
⑱ 対応分	㊱	

○ 分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項

区分	所得の生ずる場所	必要経費	差引金額 (収入金額 - 必要経費)	特別控除額
		円	円	円
合計	㉟			

申告年分と空白部分を左のように書いてください。

住所、氏名などを書いてください。
なお、税務署から申告書が送付された方で、印字されている住所、氏名などに誤りがありましたら、お手数ですが訂正をお願いします。

収入金額 所得金額

「上場株式等の譲渡」欄の金額は、左のように「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」から転記してください。

添付書類

「確定申告書」に次のものを添付する必要があります。

1 一般株式等に係る譲渡所得等の金額又は上場株式等に係る譲渡所得等の金額がある場合

○ 株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書 注

2 「上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例」の適用を受ける場合

○ 株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書 注

○ 所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)

3 源泉徴収口座を申告する場合

○ 特定口座年間取引報告書

注 申告をする取引が一の特定口座のみの場合

「特定口座年間取引報告書」の添付をもって「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の添付に代えることができます。

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書(1面)

* 譲渡した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

1 所得金額の計算

	一般株式等	上場株式等
収入金額		
譲渡による収入金額 ①	円	3,700,000 円
その他の収入 ②		
小計 ③ (①+②)	申告書第三表㉔へ	申告書第三表㉔へ 3,700,000
必要経費又は譲渡費用等		
取得費(取得価額) ④		2,933,000
譲渡のための委託手数料 ⑤		17,000
小計 ④から⑥までの計 ⑦		2,950,000
特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額(※1) (△を付けないで書いてください) ⑧		
差引金額 ③-⑦-⑧ ⑨		750,000
特定投資株式の取得に要した金額の控除(※2) (⑨欄が赤字の場合は△と書いてください) ⑩		
所得金額(⑨-⑩) (一般株式等については赤字の場合△と書いてください) (上場株式等については赤字の場合△と書いてください) ⑪	申告書第三表㉕へ	黒字の場合は申告書第三表㉕へ 750,000
本年分で差し引く上場株式等に係る繰越損失の金額(※3) ⑫		申告書第三表㉖へ
繰越控除後の所得金額(※4) (⑪-⑫) ⑬	申告書第三表㉗へ	申告書第三表㉗へ 750,000

(注) 相対特別措置法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡以外の上場株式等の譲渡(相対取引)がある場合の「上場株式等」の①から⑨までの各欄については、同項に規定する上場株式等の譲渡に係る金額を括弧書き(内書)により記載してください。なお、「上場株式等」の⑩欄の金額が相対取引による赤字のみの場合は、申告書第三表の⑩欄に0を記載します。

* 1 「特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額」とは、相対特別措置法第37条の11の2第1項の規定により、同法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とみなされるものをいいます。

* 2 ⑩欄の金額は、「特定(新規)中小企業が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」で計算した金額に基づき、「一般株式等」、「上場株式等」の順に、⑩欄の金額を限度として控除します。

* 3 ⑫欄の金額は、「上場株式等」の⑪欄の金額を限度として控除し、「上場株式等」の⑪欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。なお、⑫欄の金額を「一般株式等」から控除することはできません。

* 4 ⑬欄の金額は、⑪欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。また、⑬欄の金額を申告書に転記するに当たって申告書第三表の⑬欄の金額が同⑬欄の金額から控除されない場合には、税務署にお尋ねください。

(平成28年分以降用)

6 第三表の 税金の計算 の箇所を書きます。

第一表の **所得金額**「⑨合計」欄に記載した金額（14ページ参照）と **所得から差し引かれる金額**「②⑤合計」欄に記載した金額（14ページ参照）を転記してください。

「課税される所得金額」の計算

⑨欄の金額 - ②⑤欄の金額 = A として

Aの金額が黒字の場合

Aの金額を⑦⑩欄に1,000円未満の端数を切り捨てて書いてください。

次に⑤⑨欄から⑥⑨欄までの金額を、対応する⑦⑪欄から⑦⑫欄にそれぞれの金額ごとに1,000円未満の端数を切り捨てて書いてください。

Aの金額が赤字の場合

引ききれなかったAの金額については、原則として、⑤⑨欄から⑥⑨欄までの金額から順次差し引いてください。

次に差し引いた残りの金額を、対応する⑦⑪欄から⑦⑫欄にそれぞれの金額ごとに1,000円未満の端数を切り捨てて書いてください。ただし、その差し引いた残りの金額が1,000円未満の場合（赤字の場合も含まれます。）は記入の必要はありません。

この事例の場合、②⑤欄の金額（380,000円）が⑨欄の金額（50,000円）から引ききれませんので、その引ききれなかった金額（330,000円）を⑥⑤欄の金額（750,000円）から引き、その残額である420,000円を⑦⑩欄に書きます（⑦⑩欄には、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の⑬欄から直接転記はしません。）。

「税額」の計算

分離課税の所得金額に対する税額

一般株式等又は上場株式等を譲渡した場合の所得税の税率は、いずれも15%（他に住民税5%）ですが、それぞれ別々に所得金額と税額を計算することになります。

この事例では、次のようになります。

課税される所得金額(⑦⑩欄) 所得税の税率 分離課税の所得金額に対する税額
【上場株式等】 420,000円 × 0.15 = 63,000円

……(⑧⑪欄に書きます。)

申告書第三表(分離課税用)(左下部)

所得 分離 課 税	短期譲渡	一般分	⑤⑨						
		軽減分	⑥⑩						
	長期譲渡	一般分	⑥⑪						
		特定分	⑥⑫						
		軽減課分	⑥⑬						
		一般株式等の譲渡	⑥⑭						
		上場株式等の譲渡	⑥⑮				750000		
		上場株式等の配当等	⑥⑯						
		先物取引	⑥⑰						
		山林	⑥⑱						
税金 の 計 算	退職	職	⑥⑲						
	総合課税の合計額 (申告書B第一表の⑨)		⑨				50000		
	所得から差し引かれる金額 (申告書B第一表の②⑤)		②⑤				380000		
	⑨	対応分	⑦⑩					000	
	⑤⑨	対応分	⑦⑪					000	
	⑥⑩⑥⑪⑥⑫⑥⑬⑥⑭⑥⑮⑥⑯⑥⑰⑥⑱	対応分	⑦⑫					000	
	⑥⑮⑥⑯⑥⑰⑥⑱	対応分	⑦⑬				420	000	
	⑥⑰	対応分	⑦⑭					000	
	⑥⑱	対応分	⑦⑮					000	
		対応分	⑦⑯					000	
	対応分	⑦⑰					000		
	対応分	⑦⑱					000		
	対応分	⑦⑲					000		
	対応分	⑦⑳					000		
	対応分	⑦㉑					000		
	対応分	⑦㉒					000		
	対応分	⑦㉓					000		
	対応分	⑦㉔					000		
	対応分	⑦㉕					000		
	対応分	⑦㉖					000		
	対応分	⑦㉗					000		
	対応分	⑦㉘					000		
	対応分	⑦㉙					000		
	対応分	⑦㉚					000		
	対応分	⑦㉛					000		
	対応分	⑦㉜					000		
	対応分	⑦㉝					000		
	対応分	⑦㉞					000		
	対応分	⑦㉟					000		
	対応分	⑦㊱					000		
	対応分	⑦㊲					000		
	対応分	⑦㊳					000		
	対応分	⑦㊴					000		
	対応分	⑦㊵					000		
	対応分	⑦㊶					000		
	対応分	⑦㊷					000		
	対応分	⑦㊸					000		
	対応分	⑦㊹					000		
	対応分	⑦㊺					000		
	対応分	⑦㊻					000		
	対応分	⑦㊼					000		
	対応分	⑦㊽					000		
	対応分	⑦㊾					000		
	対応分	⑦㊿					000		

申告書第三表(分離課税用)(右上部)

税金 の 計 算	⑦⑩ 対応分	⑦⑩							
	⑦⑪ 対応分	⑦⑪							
	⑦⑫ 対応分	⑦⑫							
	⑦⑬ 対応分	⑦⑬							
	⑦⑭ 対応分	⑦⑭							
	⑦⑮ 対応分	⑦⑮							
	⑦⑯ 対応分	⑦⑯							
	⑦⑰ 対応分	⑦⑰							
	⑦⑱ 対応分	⑦⑱							

7 第一表の 税金の計算、その他などの箇所を書きます。

- 作成に当たっては、「平成29年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書 B 用」の19ページから23ページも併せてご覧ください。

申告書B第一表(右部)

F A 0 1 2 3		第一表 (平成二十九年分以降用)	
確定申告書B			
番号	0000△△△△××××		
カナ	カントウ ノブ コ		
名	関東 信子		
別	社員	世帯主の氏名	関東越郎
姓	信子	世帯主との続柄	妻
生	3 36 08 04	電話	000-△△△-××××
年		住宅・勤務先・携帯	
日		番号	
税	課税される所得金額	(26)	000
金	上の(26)又は第三表	(27)	63000
の	上の(26)に対する税額	(28)	
計	又は第三表の(26)	(29)	
算	配当控除	(30)	
	区分	(31)	
	(特定増改築等)	(32)	
	住宅借入金等特別控除	(33)	
	政党等寄附金等特別控除	(34)	
	住宅耐震改修特別控除	(35)	
	住宅特定改修・認定住宅	(36)	
	新築等特別税額控除	(37)	
	差引所得税額	(38)	63000
	(26)-(27)-(28)-(29)-(30)-(31)-(32)-(33)-(34)-(35)-(36)-(37)	(39)	
	災害減免額	(40)	63000
	再差引所得税額	(41)	1323
	(基準所得税額)	(42)	64323
	復興特別所得税額	(43)	
	(40)×2.1%	(44)	
	所得税及び復興特別	(45)	64300
	所得税の申告納税額	(46)	
	(第1期分・第2期分)	(47)	64300
	所得税及び復興特別	(48)	
	所得税の第3期分の税額	(49)	
	(45)-(46)	(50)	
	配偶者の合計所得金額	(51)	
	専従者給与(控除)額の合計額	(52)	
	青色申告特別控除額	(53)	
	前所得・一時所得等の所得税及び復興特別	(54)	
	所得税の源泉徴収税額の合計額	(55)	
	未納付の所得税及び復興特別	(56)	
	所得税の源泉徴収税額	(57)	
	本年分で差し引く繰越損失額	(58)	
	平均課税対象金額	(59)	
	変動・臨時所得金額	(60)	
	区分	(61)	
	延滞	(62)	
	納税	(63)	
	事業	(64)	
	住民	(65)	
	資産	(66)	
	総合	(67)	
	分離	(68)	

転記します。

(38) 差引所得税額

②⑦欄に転記した税額から②⑧欄、②⑨欄、③①欄、③①～③③欄、③⑤～③⑦欄を差し引いた金額(赤字のときは0)を書いてください。

(40) 再差引所得税額(基準所得税額)

③⑧欄の金額から「③⑨災害減免額」を差し引いた金額を書いてください。

(41) 復興特別所得税額、(42) 所得税及び復興特別所得税の額

④①欄の金額に2.1%を乗じた金額を④①欄に書いてください。
また、④①欄の金額と④②欄の金額の合計額を④②欄に書いてください。

(45) 所得税及び復興特別所得税の申告納税額

④②欄の金額から「④③外国税額控除」、「④④所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額」を差し引いた金額を書いてください。

黒字の場合 100円未満の端数を切り捨てた金額(100円未満のときは0)を書きます。

赤字の場合 そのままの金額の頭に△を付して書きます。

《注意》

この事例の場合、夫の年末調整で配偶者控除の適用を受けていますが、妻が株式等を売却したことにより、妻の合計所得金額(6、9ページ参照)が80万円となりますので、夫の所得税の計算上、「配偶者控除」(8ページ参照)の適用は受けられません。そのため、妻の申告とは別に、夫も確定申告をする必要があります。

振替納税

申告所得税及び復興特別所得税の振替納税を新規にご利用される方は、平成30年3月15日(木)までに「平成29年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書 B 用」の37ページの「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」(国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)を手引きから切り離した上、必要事項を記入し、預貯金口座の届出印を押印して確定申告書と一緒に所轄の税務署に提出するか、利用される金融機関へ提出してください。既に振替納税をご利用の方は提出の必要はありませんが、転居等により申告書の提出先の税務署が変わった場合には、新たに振替納税の手続が必要となります。なお、振替納税の場合には、領収証書は発行されませんのでご注意ください。

【事例3】 上場株式に係る譲渡損失を繰り越すケース

私は、平成29年中に次の上場株式を、U証券北口支店への売委託により売却しました（特定口座は利用していません。）。

銘柄	購入日	株数	購入金額	売渡日	委託手数料	売却金額
F 設備	平成15年4月11日	1,000株	3,300,000円	平成29年3月17日	37,000円	3,700,000円
G 出版	平成15年7月10日	1,000株	2,500,000円	平成29年5月12日	13,000円	1,300,000円
H 食品	平成15年12月18日	1,000株	1,400,000円	平成29年11月10日	7,000円	700,000円

また、この他に次の非上場株式を売却しました。

銘柄	購入日	株数	購入金額	売渡日	売却金額
I 建材	平成13年4月5日	10,000株	500,000円	平成29年9月6日	700,000円

私は、これらの収入以外に公的年金（収入金額2,499,600円）があります。

「確定申告書等作成コーナー」で申告書等を作成すると税額などが自動計算され便利です。この事例についての具体的な入力例は国税庁ホームページに掲載しています（詳しくは35ページ参照）。

1 「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」等を作成します。

「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」は、〔2面〕を書いた後に〔1面〕を書いてください。

上場株式等をお売りになった場合には「上場株式等」に、それ以外の株式等（一般株式等）をお売りになった場合には「一般株式等」に、〔2面〕から転記してください。
※ 上場株式等の相対取引がある場合の記載方法については、〔1面〕の（注）をご覧ください。

譲渡価額（譲渡のための委託手数料等の控除前）の金額を〔2面〕から転記してください。

購入時の売買契約書や取引報告書などに基づいて書いた金額を〔2面〕から転記してください。
なお、取得費についての詳しいことは、49ページから50ページの説明をご覧ください。

売却に際して金融商品取引業者等に支払った委託手数料を〔2面〕から転記してください。

〔2面〕の「【参考】特定口座以外で譲渡した株式等の明細」欄の書き方は5ページを参照してください。

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書

【平成29年分】

整理番号

この明細書は、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」又は「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」を計算する場合に使用するものです。
なお、国税庁ホームページ「www.nta.go.jp」の「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って収入金額などの必要項目を入力することにより、この明細書や確定申告書などを作成することができます。

住所 (前住所)	C市△△町3-16-4	フリガナ 氏名	カナザワ ジロウ 金沢 二郎
電話番号 (連絡先)	×××-△△△-〇〇〇〇	職業	無職
		関与税理士名 (電 話)	

※ 譲渡した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

1 所得金額の計算

	一般株式等	上場株式等
収入金額		
譲渡による収入金額 ①	700,000円	5,700,000円
その他の収入 ②		
小計 ③ (①+②)	申告書第三表②へ 700,000	申告書第三表②へ 5,700,000
必要経費		
取得費（取得価額） ④	500,000	7,200,000
譲渡のための委託手数料 ⑤		57,000
小計 ⑥ (④+⑤)		
小計 ⑦ (③-⑥)	500,000	7,257,000
特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額（※1） （△を付けないで書いてください。） ⑧		
差引金額 ⑨ (⑦-⑧)	200,000	△1,557,000
特定投資株式の取得に要した金額の控除（※2） （※2が赤字の場合は△と書いてください。） ⑩		
所得金額 ⑪ (⑨-⑩)	申告書第三表⑥へ 200,000	黒字の場合は申告書第三表⑥へ △1,557,000
本年分で差し引く上場株式等に係る繰越損失の金額（※3） ⑫		申告書第三表⑦へ
繰越控除後の所得金額（※4） ⑬ (⑪-⑫)	申告書第三表⑦へ 200,000	申告書第三表⑦へ

（注） 租税特別措置法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡以外の上場株式等の譲渡（相対取引）がある場合の「上場株式等」の①から⑫までの各欄については、同項に規定する上場株式等の譲渡に係る金額を括弧書き（内書）により記載してください。なお、「上場株式等」の⑪欄の金額が相対取引による赤字のみの場合は、申告書第三表の⑪欄に0を記載します。

※1 「特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額」とは、租税特別措置法第37条の11の2第1項の規定により、同法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とみなされるものをいいます。

※2 「⑩欄の金額は、（特定（新規）中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書）で計算した金額に基づき、「一般株式等」、「上場株式等」の順に、⑩欄の金額を限度として控除します。

※3 ⑫欄の金額は、「上場株式等」の⑪欄の金額を限度として控除し、「上場株式等」の⑪欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。なお、⑫欄の金額を「一般株式等」から控除することはできません。

※4 ⑬欄の金額は、⑪欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。また、⑬欄の金額を申告書に転記するに当たって申告書第三表の各欄の金額が同⑬欄の金額から控

整理欄

（平成28年分以降用）

「上場株式等」の⑪欄の金額が赤字の場合、譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受ける方は、「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付属表」も記載してください。

【事例3】の解説

- あなたがお売りになった株式のうち、F設備、G出版、H食品の株式は「上場株式等」に該当します。また、上場していないI建材の株式については、「一般株式等」に該当します。

これらの株式の売却による譲渡所得等の金額は、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」で計算し、次のとおりとなります（一般株式等の譲渡損益と上場株式等の譲渡損益の通算はできません（51ページ参照））。

	収入金額	必要経費等	差引金額	
(一般株式等)	700,000 円	500,000 円	= 200,000 円	損益の通算 は 不 可
(上場株式等)	5,700,000 円	7,257,000 円	= △ 1,557,000 円	

- 上場株式等に係る譲渡損失の金額（上場株式等を金融商品取引業者等を通じて譲渡したことにより生じた譲渡損失の金額をいいます。）は、譲渡の年の翌年以後3年間にわたり繰り越すことができます（52ページ参照）。この場合には、確定申告書に「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」を添付して提出する必要があります。
- 納める税金（所得税及び復興特別所得税）の計算は、「申告書B第一表、第二表」及び「申告書第三表（分離課税用）」で行いますので、20ページ以降の記載例の手順に沿って作成してください。

この付表は、①平成29年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額を平成29年分の分離課税配当所得等金額から控除する方及びその控除後の上場株式等に係る譲渡損失の金額を翌年以後に繰り越す方、②前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を平成29年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び分離課税配当所得等金額から控除する方、又は③前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を翌年以後に繰り越す方が作成します。

確定申告書付表（1面上部）

平成29年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）	
住所 （又は事業所 事務所 居所など）	フリガナ 氏 名
C市△△町3-16-4	カナザワ ジロウ 金沢 二郎

次の事項を、左の記載例を参照して書いてください。

- ① 申告年分（「平成__年分」の空欄に「29」と書きます。）
- ② 住所（事業所などを含みます。）、氏名

確定申告書付表（1面下部）

(1) 本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額	
上場株式等に係る譲渡所得等の金額 （「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の「上場株式等」の①欄の金額）	① 1,557,000 円
上場株式等に係る譲渡損失の金額（※） （「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の「上場株式等」の②欄の金額）	② 1,557,000 円
本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額 （①欄の金額と②欄の金額のうち、いずれか少ない方の金額）	③ 1,557,000 円

※ ②欄の金額は、租税特別措置法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡以外の上場株式等の譲渡に相当する金額である。

この付表の記載に当たっては、赤字の金額は△を付けずに書いてください。

平成29年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額が赤字の方のみ書いてください。

※ 上場株式等の相対取引がある場合の記載方法については、1面の1(1)※をご覧ください。

確定申告書付表（2面上部）

生じた年	損失の金額	譲渡損失の金額（※1）	繰越損失の金額
本年 （平成__年分）	④ 前年分の⑤欄の金額 円	⑥ 上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分 円	⑦ 本年の3年前分の譲渡損失の金額を翌年以後に繰り越すことはできません。
本年の3年前分 （平成__年分）	⑤ 前年分の⑥欄の金額 円	⑦ 上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分 円	⑧ ⑥ - ⑦ - ⑧
本年の2年前分 （平成__年分）	⑥ 前年分の⑦欄の金額 円	⑧ 上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分 円	⑨ ⑦ - ⑧ - ⑨
本年の前年分 （平成__年分）	⑦ 前年分の⑧欄の金額 円	⑨ 上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分 円	⑩ ⑧ - ⑨ - ⑩
本年分	⑧ 本年分の譲渡損失の金額の合計額（④ + ⑤ + ⑥）	⑩ 計算明細書の「上場株式等」の⑩へ	
本年分	⑨ 本年分の分離課税配当所得等金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額（⑦ + ⑧ + ⑨）	申告書第三表へ	
翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額 （⑤ + ⑥ + ⑦）	⑩ 1,557,000 円	申告書第三表へ（※2）	

この事例の場合、③欄の金額（1,557,000円）を⑤欄へ、⑤欄の金額を①欄へ転記します。①欄の金額（1,557,000円）が翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額となります。

この欄は、前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額がある場合に書きしますので、この事例では記入の必要はありません。

② 第一表の収入金額等と所得金額の箇所を書きます。

- 作成に当たっては、「平成29年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書 B 用」の5ページから10ページも併せてご覧ください。

申告書作成後、
押印します。

確定申告書には、申告の都度、
マイナンバー(個人番号)を記入
する必要があります。

申告書B第一表

次の事項を、【事例1】の
記載例の書き方(6ページ)
を参照して書いてください。

- ① 提出先、提出日、申告
年分(□□に「29」と書
きます。)、空白部分(「**確
定**」と書きます。)
- ② 住所(事業所などを含
みます。)、マイナンバー
(個人番号)、氏名、性別、
職業、屋号・雅号、世帯
主の氏名、世帯主との続
柄、生年月日、電話番号
(市外局番から書いてく
ださい。)
- ③ 申告の種類(株式等の
譲渡所得等がある方は、
「**分離**」を「○」で囲みま
す。)

収入金額等 所得金額

公的年金等の雑所得

公的年金等の雑所得があ
る場合には、給与所得と同
様に「公的年金等の源泉徴
収票」から、その「支払金
額」欄の金額を**収入金額等**
の「**⑦雑(公的年金等)**」欄
に転記してください。

また、**所得金額**の「**⑦雑**」
欄に記載する公的年金等の
雑所得の金額は、63ページ
の「**2 公的年金等の雑所
得の金額の計算表**」で求め
ることができます。

税務署長 平成 29 年分の 所得税及び復興特別所得税の確定申告書B

住所 C市△△町3-16-4

氏名 金沢 二郎

性別 男 職業 無職

生年月日 3 24 09 01

電話番号 XXX-XXXX-XXXX

マイナンバー XXX-XX-XXXX

収入金額等

事業所得	27	
農業所得	28	
不動産所得	29	
配当所得	30	
雑所得	31	2499600
合計	32	2499600

所得金額

事業所得	33	
農業所得	34	
不動産所得	35	
配当所得	36	
雑所得	37	1299600
合計	38	1299600

所得から差し引かれる金額

雑損控除	39	
医療費控除	40	
社会保険料控除	41	34500
小規模企業共済等掛金控除	42	
生命保険料控除	43	
地震保険料控除	44	
寄附金控除	45	
寡婦・寡夫控除	46	
勤労学生・障害者控除	47	
配偶者(特別)控除	48	3800000
扶養控除	49	
基礎控除	50	3800000
合計	51	7945000

所得税額の計算

課税される所得金額	52	00
復興特別所得税額	53	
所得税及び復興特別所得税の額	54	
外国税額控除	55	
所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	56	
所得税及び復興特別所得税の中央集納税額	57	
所得税及び復興特別所得税の地方集納税額	58	
所得税及び復興特別所得税の納める税金	59	00
3割分の税金	60	
課税される所得金額	61	
配偶者の合計所得金額	62	
配偶者給与(控除)額の合計額	63	
青色申告特別控除額	64	
所得・一時所得の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計額	65	
未納付の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	66	
本年分で差し引く繰越損失額	67	
平均課税対象金額	68	
所得・臨時所得金額	69	
申告期限までに納付する金額	70	00
延納届出額	71	0000

公的年金等の源泉徴収票

住所又は居所 C市△△町3-16-4

氏名 金沢 二郎

生年月日 24 09 01

支払金額 2499600

源泉徴収税額 67

支払者 〇〇組合

第三表⑨欄へ
(23ページ)

第三表②⑤欄へ
(23ページ)

※ この源泉徴収票は、申告書の裏面で
はなく「添付書類台紙」などに貼って
申告書と一緒に提出してください。

⑤ 第三表の分離課税の収入金額や所得金額などの箇所を書きます。

○ 作成に当たっては、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」及び「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」から転記します。

申告書第三表(分離課税用)(上部)

申告年分と空白部分を右のように書いてください。

住所、氏名などを書いてください。
 なお、税務署から申告書が送付された方で、印字されている住所、氏名などに誤りがありましたら、お手数ですが訂正をお願いします。

この事例では、本年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額が赤字ですので、「確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」1面の⑤欄の金額は△を付けて「申告書第三表」⑥⑦欄に転記してください。

確定申告書付表(1面下部)

(3) 本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額又は分離課税配当所得等金額	
本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額 (③-④) (③欄の金額と④欄の金額の場合には0と書いてください。) (②の記載がない場合には、③欄の金額を転記してください。)	⑤ 1,557,000
本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額 (④-③) (③欄の金額と④欄の金額の場合には0と書いてください。) (①の記載がない場合には、④欄の金額を転記してください。)	⑥

平成 29 年分の 所得税及び復興特別所得税の 確定 申告書 (分離課税用)

FA0036

整理番号 一連番号

この表は、「分離課税の所得」、「山林所得」又は「退職所得」がある場合に、その所得金額や所得税額を計算するために使用するものです。

特 例 適 用 条 文	法	条	項	号
所法 捕法 裁法				
所法 捕法 裁法				
所法 捕法 裁法				

(単位は円)

収入金額	税 金 の 計 算	そ の 他
短期譲渡 一般分 ①	700,000	70 対応分 70
短期譲渡 軽減分 ②		71 対応分 71
長期譲渡 一般分 ③		72 対応分 72
長期譲渡 特定分 ④		73 対応分 73
長期譲渡 軽減分 ⑤		74 対応分 74
一般株式等の譲渡 ⑥	700,000	75 対応分 75
上場株式等の譲渡 ⑦	5,700,000	76 対応分 76
上場株式等の配当等 ⑧		77 対応分 77
先物取引 ⑨		78 対応分 78
山林 ⑩		79 対応分 79
退職 ⑪		80 対応分 80
一般分 ⑫		81 対応分 81
軽減分 ⑬		82 対応分 82
一般分 ⑭		83 対応分 83
特定分 ⑮		84 対応分 84
軽減分 ⑯		85 対応分 85
一般株式等の譲渡 ⑰	200,000	86 対応分 86
上場株式等の譲渡 ⑱	△1,557,000	87 対応分 87
上場株式等の配当等 ⑲		88 対応分 88
先物取引 ⑳		89 対応分 89

70から89までの合計 (86欄から89欄の②に転記)

株式等に係る譲渡損失の金額 (87欄から89欄の②に転記)

本年分の60から89までの合計 (86欄から89欄の②に転記)

翌年以後に繰り越される損失の金額 (87欄から89欄の②に転記)

本年分の60から89までの合計 (86欄から89欄の②に転記)

翌年以後に繰り越される損失の金額 (87欄から89欄の②に転記)

○ 分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項

区分 所得の生ずる場所

第三表 平成二十八年分以降以降用 ○ 第三表は、申告書Bの第一表・第二

翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額（上場株式等に係る繰越損失及び特定投資株式に係る繰越損失の金額の合計額）を書きます。

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書(1面)

1 所得金額の計算		一般株式等	上場株式等
収入金額			
譲渡による収入金額 ①		700,000	5,700,000
その他の収入 ②			
小計 (①+②) ③	申告書第三表②へ	700,000	5,700,000
必要経費は譲渡に要した費用等			
取得費(取得価額) ④		500,000	7,200,000
譲渡のための委託手数料 ⑤			57,000
小計 (④から⑥までの計) ⑦		500,000	7,257,000
特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額(※1) (△を付けて書いてください) ⑧			
差引金額 (③-⑦-⑧) ⑨		200,000	△1,557,000
特定投資株式の取得に要した金額の控除(※2) (⑨欄が赤字の場合は0と書いてください) ⑩			
所得金額 (⑨-⑩) ⑪	申告書第三表⑥へ	200,000	△1,557,000
本年分で差し引く上場株式等に係る繰越損失の金額(※3) ⑫			
繰越控除後の所得金額(※4) (⑪-⑫) ⑬	申告書第三表⑦へ	200,000	

(注) 租税特別措置法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡以外の上場株式等の譲渡(相対取引)がある場合の「上場株式等」の①から⑨までの各欄に「上場株式等」と記載してください。

確定申告書付表(2面上部)

損失の金額		繰越損失の金額
本年分の3年前分(平成 年分)	① 前年分の譲渡損失の金額(※1) 円	② 上場株式等に係る譲渡損失の金額から差し引く部分 円
本年分の2年前分(平成 年分)	③ 前年分の譲渡損失の金額(※1) 円	④ 上場株式等に係る譲渡損失の金額から差し引く部分 円
本年分(平成 年分)	⑤ 前年分の譲渡損失の金額(※1) 円	⑥ 上場株式等に係る譲渡損失の金額から差し引く部分 円
本年分で上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額 (①+③+⑤)		⑦ (②-④-⑥)
本年分で分離課税配当所得等金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額 (①+③+⑤)		⑧ (②-④-⑥)
翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額 (⑦+⑧)		⑨ 申告書第三表⑧へ(※2) 円

(注) ⑧欄の金額は、翌年の確定申告の際に使用します。

《参考》

純損失の繰越控除又は雑損失の繰越控除の適用を受ける方は、「申告書第三表(分離課税用)」に代えて「申告書第四表(損失申告用)」を使用します。詳しくは、税務署にお尋ねください。

第三表の **税金の計算** の箇所を書きます。

申告書第三表(分離課税用)(左下部)

税金の計算	総合課税の合計額 (申告書第1表一表の③)	⑨			1	2	9	6	0	0
	所得から差し引かれる金額 (申告書第1表一表の④)	25			7	9	4	5	0	0
	⑨ 対応分	70			5	0	5	0	0	0
	59⑥ 対応分	71							0	0
	61⑥ 63 対応分	72							0	0
	64⑥ 対応分	73			2	0	0		0	0
	65 対応分	74							0	0
	67 対応分	75							0	0
	68 対応分	76							0	0
	69 対応分	77							0	0

申告書第三表(分離課税用)(右上部)

税金の計算	税	⑦⑩ 対応分	⑦⑧					2	5	2	5	0
		⑦⑪ 対応分	⑦⑨									
		⑦⑫ 対応分	⑧⑩									
		⑦⑬ 対応分	⑧⑪					3	0	0	0	0
		⑦⑭ 対応分	⑧⑫									
		⑦⑮ 対応分	⑧⑬									
		⑦⑯ 対応分	⑧⑭									
		⑦⑰ 対応分	⑧⑮									
⑦⑱から⑧⑲までの合計		⑧⑯						5	5	2	5	0

「課税される所得金額」の計算

⑨欄の金額 − ②⑤欄の金額 = A として

Aの金額が黒字の場合

Aの金額を⑦①欄に1,000円未満の端数を切り捨てて書いてください。
次に⑤⑨欄から⑥⑨欄までの金額を、対応する⑦①欄から⑦⑦欄にそれぞれの金額ごとに1,000円未満の端数を切り捨てて書いてください。

Aの金額が赤字の場合

引ききれなかったAの金額については、原則として、⑤9欄から⑥9欄までの金額から順次差し引いてください。

次に差し引いた残りの金額を、対応する⑦欄から⑦欄にそれぞれの金額ごとに1,000円未満の端数を切り捨てて書いてください。ただし、その差し引いた残りの金額が1,000円未満の場合（赤字の場合も含みます。）は記入の必要はありません。

この事例の場合、②⑤欄の金額(794,500円)が⑨欄の金額(1,299,600円)から引ききれていますので、その残額である505,000円[1,000円未満切捨て]を⑦⑩欄に書き、⑥④欄の金額は、⑦③欄に書きます。

「税額」の計算

総合課税の所得金額に対する税額

63ページの「**3 総合課税の所得金額に対する税額の計算表**」により計算できます（10ページ参照）。

分離課税の所得金額に対する税額

一般株式等又は上場株式等を譲渡した場合の税率は、いずれも**15%**（他に住民税5%）ですが、それぞれ別々に所得金額と税額を計算することになります。この事例では、次のようになります。

【一般株式等】 課税される所得金額(㉗欄) 200,000円 × 所得税の税率 0.15 = 分離課税の所得金額に対する税額 30,000円.....(㉘欄に書きます。)

第一表の税金の計算、その他などの箇所を書きます。

- 作成に当たっては、「平成29年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き
確定申告書 B 用」の19ページから23ページも併せてご覧ください。

申告書B第一表(右部)

税 金 の 計 算	課税される所得金額 (①-②)又は第三表 上の※に対する税額 又は第三表の④	26					0	0	0
	配当控除	28					5	5	2
	区分	29							
	(特定増設等)区分	30							
	住宅借入金等特別控除	31							
	政庁等寄附金等特別控除	32							
	住宅ローン控除特別控除 住宅等増設・増築等 金銭寄附税控除	33							
	引当金・税額	38					5	5	2
	災害減免額	39							
	再差引所得税額 (第3表の⑤)	40					5	5	2
そ の 外	復興特別所得税額 (③×2.1%)	41					1	1	6
	所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収額 (③+④)	42					5	6	4
	外国税額控除	43							
	所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額 (④⑤-⑥-⑦)	44					6	7	6
	所得税及び復興特別 所得税の申告納税額 (④⑤-⑥-⑦)	45					△	1	2
	所得税及び復興特別 所得税の予定納税額 (第1期分・第2期分)	46							
	納める税金	47						0	0
	所得税及び復興特別 所得税の税額 第3期分の税額 (④⑤-⑥)	48					△	1	2
	還付される税金	49							
	配偶者の合計所得金額	50							
そ の 外	専従者給与(控除)額の合計額	51							
	青色申告特別控除額	52							
	基本控除→特別所得の課税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額の合計額	53					6	7	6

④ 配偶者の合計所得金額

「配偶者特別控除」の適用を受ける場合は、配偶者の合計所得金額を記入します。

⑤② 雑所得・一時所得等の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計額

「所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額」(④の金額)に記入した税額のうち、株式等の譲渡所得等、雑所得、一時所得などの金額に対する所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計額を⑤欄に書いてください。

 添付書類

この事例の場合に、「確定申告書」に添付する書類については、15ページの「 添付書類」の2を参照してください。

転記します。

【事例4】 特定口座の譲渡損失を配当所得等から控除し翌年以後に繰り越すケース

私は、平成29年中にW証券大手支店の特定口座（源泉徴収口座）で次の取引を行いました。
そして、証券会社より「特定口座年間取引報告書」が交付されました。

譲 渡 区 分	譲渡の対価の額	取得費及び譲渡に要した費用の額等	差 引 金 額
上 場 分	1,900,000円	2,119,000円	△219,000円
特 定 信 用 分	—	—	—
合 計	1,900,000円	2,119,000円	△219,000円

また、この特定口座を通じて上場株式であるJ電気の配当（収入金額80,000円）と公募公社債であるK市の地方債の利子（収入金額20,000円）を受け取りました。この配当と利子以外に、上場株式であるL建設の配当（収入金額40,000円）をこの口座の開設前に受け取っています。

私は、これらの収入以外に、給与（収入金額9,065,400円）があります。

「確定申告書等作成コーナー」で申告書等を作成すると税額などが自動計算され便利です。この事例についての具体的な入力例は国税庁ホームページに掲載しています（詳しくは35ページ参照）。

1 「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表」を作成します。

この事例の場合には、W証券の特定口座以外には株式等の譲渡がありませんので、「特定口座年間取引報告書」の添付をもって「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の添付に代えることができます。

「特定口座年間取引報告書」に記載されている住所が現在の住所と異なる場合には、現在の住所を記載されている住所の上段に書いてください。

平成29年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額が赤字の方のみ書いてください。この事例の場合、一の特定口座のみを申告しますので、「特定口座年間取引報告書」の③欄の金額（△219,000円）を△を付けずに転記することができます。

平成29年分 特定口座年間取引報告書

特定口座開設者	住所 D市△△町9-8-7 Y市○○町1-3-2	フリガナ 氏 名 高松 三郎	タカマツ サプロウ 明・大 昭 平	勘定の種類 ①保管 ②信用 ③配当等	29・5・10
前提出出時の住所又は居所	生年月日	35・11・3	源泉徴収の選択	①有 ②無	

譲 渡 区 分	① 譲渡の対価の額 (収入金額)	② 取得費及び譲渡に要した費用の額等	③ 差引金額 (譲渡所得等の金額) (①-②)
上 場 分	1 900 千 000 円	2 119 千 000 円	△ 219 千 000 円
特 定 信 用 分			
合 計	1 900 000	2 119 000	△ 219 000

種 別	配当等の額	源泉徴収税額 (所得税)	配当割額 (住民税)	特別配当の額	外国所得税の額
④株式、出資又は基金	80 千 000 円	12 千 252 円	4 千 000 円		
⑤特定株式投資信託					
⑥投資信託又は特定受益証券発行信託 (⑤、⑦及び⑧以外)					
⑦オープン型証券投資信託					
⑧国外株式又は国外投資信託等					
⑨合計 (④+⑤+⑥+⑦+⑧)	80 000	12 252	4 000		
⑩公社債	20 000	3 063	1 000		
⑪社債の受益権					
⑫投資信託又は特定受益証券発行信託 (⑬及び⑭以外)					
⑬オープン型証券投資信託					
⑭国外公社債等又は国外投資信託等					
⑮合計 (⑩+⑪+⑫+⑬+⑭)	20 000	3 063	1 000		
⑯譲渡損失の金額	219 000				
⑰差引金額 (⑨+⑮-⑯)	0				
⑱納付税額		0	0		
⑲還付税額 (⑨+⑮-⑱)		15 315	5 000		

金融商品取引業者等	所在地 B市△△町4-5	名称 W証券大手支店	(電話) 000-xxx-0000	法人番号
-----------	-----------------	---------------	-------------------	------

【支払通知書(上場株式配当等の支払通知書)】

第〇期 配当金明細書

ご所有株式	1株当たり配当金	配当金額	所得税率	所得税額	税引後配当金額
1000株	40000円	40000円	15.315%	6126円	33874円
			住民税率 5%	住民税額 2000円	

〇〇〇-〇〇〇〇 Y市〇〇町1-3-2
株主 高松 三郎 様

第〇期配当金についての明細を上記のとおりご通知申し上げます。
本通知は税務署の届出に基づき作成する「支払通知書」を兼ねております。

平成29年4月21日
L建設株式会社

※ この書式は一例です。書式が異なり転記箇所が分からないときは、税務署にお尋ねください。

【事例4】の解説

○ あなたが行った取引は、全て「上場株式等」の取引に該当します。また、J電気、L建設の株式の配当とK市の地方債の利子は、「上場株式等の配当等」に該当し、申告分離課税により申告する場合は、上場株式等を譲渡したことにより生じた譲渡損失の金額と損益通算することができます。

損益通算してもなお控除しきれない上場株式等に係る譲渡損失の金額は、譲渡の年の翌年以後3年間にわたり繰り越すことができますが、この場合には、確定申告書に「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」を添付して提出する必要があります（53ページ参照）。

これらの上場株式等の取引による譲渡損失の金額及び翌年に繰り越す譲渡損失の金額は、「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」で計算し、次のとおりとなります。

	収入金額	必要経費等	差引金額	通算後の差引金額
(譲渡分)	1,900,000円	2,119,000円	= △219,000円	→ △79,000円
(利子・配当分)	140,000円	0円	= 140,000円	→ 0円

※ 申告分離課税を選択した配当所得については、配当控除などは適用できません（【事例5】及び【事例6】も同じです）。

○ 株式等の譲渡に係る譲渡所得等の金額は、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」で計算し、申告書に添付しますが、その年中に一の特定口座以外に株式等の譲渡がない場合には、「特定口座年間取引報告書」の添付をもって「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の添付に代えることができます。

○ 納める税金（所得税及び復興特別所得税）の計算は、「申告書B第一表、第二表」及び「申告書第三表（分離課税用）」で行いますので、26ページ以降の記載例の手順に沿って作成してください。

確定申告書付表(1面)

平成29年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）

住所（又は事業所事務所等） D市△〇町9-8-7

フリガナ タカマツ サブロー

氏名 高松 三郎

1 本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額及び分離課税配当所得等金額の計算
(赤字の金額は、△を付けないで書きます。2面の2も同じです。)

(1) 本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額

上場株式等に係る譲渡所得等の金額 （「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の1面の「上場株式等の譲渡」の①欄の金額）	①	219,000	円
上場株式等に係る譲渡損失の金額（※） （「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の1面の「上場株式等の譲渡」の②欄の金額）	②	219,000	円
本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額 （①欄の金額と②欄の金額のうち、いずれか少ない方の金額）	③	219,000	円

(2) 本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額及び分離課税配当所得等金額

種目・所得の生ずる場所	利子等・配当等の収入金額（税込）	当所得に係る負債の利子
W証券大手支店	100,000 円	
L建設株式会社	40,000 円	
合 計	140,000 円	
本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額 （③-④）（赤字の場合には0と書いてください。）	④	140,000 円

(3) 本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額又は分離課税配当所得等金額

本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額 （③欄の金額と④欄の金額の合計額（③+④）） （②の記載がない場合には、③欄の金額を移記してください。）	⑤	79,000 円
本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額 （④欄の金額と⑤欄の金額の合計額（④+⑤）） （①の記載がない場合には、④欄の金額を移記してください。）	⑥	0 円

この付表の作成が必要なケースは【事例3】の19ページで説明していますので、参照してください。

【事例3】の記載例の書き方（19ページ）を参照して書いてください。

この付表の記載に当たっては、赤字の金額は△を付けないで書いてください。

この事例の場合、源泉徴収口座の譲渡損失の金額を申告しますので、その源泉徴収口座の配当所得等の金額（特定口座年間取引報告書の⑨欄の金額と⑮欄の金額の合計額）も併せて申告しなければなりません（57ページ【注意】参照）。

⑤欄の金額は、「確定申告書付表」1面の③欄に記載がある方が書いてください。
この事例の場合、③欄の金額（219,000円）から④欄の金額（140,000円）を差し引いた残りの金額（79,000円）を書いてください。

⑥欄の金額は、「確定申告書付表」1面の④欄に記載がある方が書いてください。
この事例の場合、④欄の金額（140,000円）より③欄の金額（219,000円）の方が大きいので0と書いてください。

この事例の場合、前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額がないので、⑪欄へ転記します。

確定申告書付表(2面上部)

本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額（③+④+⑤）	⑨		申告書第三表へ
本年分分離課税配当所得等金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額（④+⑤+⑥）	⑩		申告書第三表へ
翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額 （⑤+⑦+⑧）	⑪	79,000 円	申告書第三表へ（※2）

② 第一表の収入金額等と所得金額の箇所を書きます。

○ 作成に当たっては、「平成29年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書 B 用」の5ページから10ページも併せてご覧ください。

事例 4

次の事項を、【事例1】の記載例の書き方（6ページ）を参照して書いてください。

- ① 提出先、提出日、申告年分（□□に「29」と書き、空白部分「確定」と書き。）
- ② 住所（事業所などを含みます）、マイナンバー（個人番号）、氏名、性別、職業、屋号・雅号、世帯主の氏名、世帯主との続柄、生年月日、電話番号（市外局番から書いてください。）
- ③ 申告の種類（株式等の譲渡所得等がある方は、「分離」を「○」で囲みます。）

【上場株式等の配当等を受けた場合の課税関係】

上場株式等の配当等（53ページの2(2)参照）については、その支払の際に20.315%（所得税及び復興特別所得税15.315%、住民税5%）の税率による源泉徴収がされます。

また、申告する場合は、上場株式等の配当等に係る配当所得^(※)については、総合課税と申告分離課税のいずれかを選択することができます。この場合、申告する上場株式等の配当等に係る配当所得の全てについて、総合課税と申告分離課税のいずれかを選択する必要があります。

※ 利子所得は総合課税を選択することはできません。

※ 配当所得について申告分離課税を選択する場合には、「申告書第三表」の⑦欄及び⑥欄に記載し、「申告書第一表」の④欄及び⑤欄には記載しません。

※ この源泉徴収票は、申告書の裏面ではなく「添付書類台紙」などに貼って申告書と一緒に提出してください。

申告書B第一表

確定申告書には、申告の都度、マイナンバー（個人番号）を記入する必要があります。

申告書作成後、押印します。

税務署長 平成 29 年 2 月 16 日 平成 29 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書 B

住所 又事業所等 住居 事務所等 D市△○町9-8-7

マイナンバー Y市○○町1-3-2

氏名 高松 三郎

性別 男

職業 会社員

屋号・雅号

世帯主の氏名 高松三郎

世帯主との続柄 本人

生年月日 3 35 11 03

電話番号 03-△△△-XXXX-XXXX

収入金額等

事業所得	7	
農業所得	1	
不動産所得	2	
利子所得	3	
配当所得	4	9065400
雑所得	5	
総合課税	6	
申告分離課税	7	
合計	8	6958860

所得金額

事業所得	1	
農業所得	2	
不動産所得	3	
利子所得	4	
配当所得	5	6958860
雑所得	6	
総合課税	7	
申告分離課税	8	
合計	9	6958860

所得から差し引かれる金額

医療費控除	10	
社会保険料控除	11	1147796
小規模企業共済等掛金控除	12	
生命保険料控除	13	83500
地震保険料控除	14	33000
寄附金控除	15	
寡婦・寡夫控除	16	0000
勤労学生・障害者控除	17	0000
配偶者特別控除	18	380000
扶養控除	19	0000
基礎控除	20	380000
合計	21	2024296

税務署長 平成 29 年 2 月 16 日 平成 29 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書 B

収入金額等

事業所得	7	
農業所得	1	
不動産所得	2	
利子所得	3	
配当所得	4	9065400
雑所得	5	
総合課税	6	
申告分離課税	7	
合計	8	6958860

所得金額

事業所得	1	
農業所得	2	
不動産所得	3	
利子所得	4	
配当所得	5	6958860
雑所得	6	
総合課税	7	
申告分離課税	8	
合計	9	6958860

所得から差し引かれる金額

医療費控除	10	
社会保険料控除	11	1147796
小規模企業共済等掛金控除	12	
生命保険料控除	13	83500
地震保険料控除	14	33000
寄附金控除	15	
寡婦・寡夫控除	16	0000
勤労学生・障害者控除	17	0000
配偶者特別控除	18	380000
扶養控除	19	0000
基礎控除	20	380000
合計	21	2024296

税務署長 平成 29 年 2 月 16 日 平成 29 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書 B

収入金額等

事業所得	7	
農業所得	1	
不動産所得	2	
利子所得	3	
配当所得	4	9065400
雑所得	5	
総合課税	6	
申告分離課税	7	
合計	8	6958860

所得金額

事業所得	1	
農業所得	2	
不動産所得	3	
利子所得	4	
配当所得	5	6958860
雑所得	6	
総合課税	7	
申告分離課税	8	
合計	9	6958860

所得から差し引かれる金額

医療費控除	10	
社会保険料控除	11	1147796
小規模企業共済等掛金控除	12	
生命保険料控除	13	83500
地震保険料控除	14	33000
寄附金控除	15	
寡婦・寡夫控除	16	0000
勤労学生・障害者控除	17	0000
配偶者特別控除	18	380000
扶養控除	19	0000
基礎控除	20	380000
合計	21	2024296

税務署長 平成 29 年 2 月 16 日 平成 29 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書 B

収入金額等

事業所得	7	
農業所得	1	
不動産所得	2	
利子所得	3	
配当所得	4	9065400
雑所得	5	
総合課税	6	
申告分離課税	7	
合計	8	6958860

所得金額

事業所得	1	
農業所得	2	
不動産所得	3	
利子所得	4	
配当所得	5	6958860
雑所得	6	
総合課税	7	
申告分離課税	8	
合計	9	6958860

所得から差し引かれる金額

医療費控除	10	
社会保険料控除	11	1147796
小規模企業共済等掛金控除	12	
生命保険料控除	13	83500
地震保険料控除	14	33000
寄附金控除	15	
寡婦・寡夫控除	16	0000
勤労学生・障害者控除	17	0000
配偶者特別控除	18	380000
扶養控除	19	0000
基礎控除	20	380000
合計	21	2024296

税務署長 平成 29 年 2 月 16 日 平成 29 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書 B

収入金額等

事業所得	7	
農業所得	1	
不動産所得	2	
利子所得	3	
配当所得	4	9065400
雑所得	5	
総合課税	6	
申告分離課税	7	
合計	8	6958860

所得金額

事業所得	1	
農業所得	2	
不動産所得	3	
利子所得	4	
配当所得	5	6958860
雑所得	6	
総合課税	7	
申告分離課税	8	
合計	9	6958860

所得から差し引かれる金額

医療費控除	10	
社会保険料控除	11	1147796
小規模企業共済等掛金控除	12	
生命保険料控除	13	83500
地震保険料控除	14	33000
寄附金控除	15	
寡婦・寡夫控除	16	0000
勤労学生・障害者控除	17	0000
配偶者特別控除	18	380000
扶養控除	19	0000
基礎控除	20	380000
合計	21	2024296

税務署長 平成 29 年 2 月 16 日 平成 29 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書 B

収入金額等

事業所得	7	
農業所得	1	
不動産所得	2	
利子所得	3	
配当所得	4	9065400
雑所得	5	
総合課税	6	
申告分離課税	7	
合計	8	6958860

所得金額

事業所得	1	
農業所得	2	
不動産所得	3	
利子所得	4	
配当所得	5	6958860
雑所得	6	
総合課税	7	
申告分離課税	8	
合計	9	6958860

所得から差し引かれる金額

医療費控除	10	
社会保険料控除	11	1147796
小規模企業共済等掛金控除	12	
生命保険料控除	13	83500
地震保険料控除	14	33000
寄附金控除	15	
寡婦・寡夫控除	16	0000
勤労学生・障害者控除	17	0000
配偶者特別控除	18	380000
扶養控除	19	0000
基礎控除	20	380000
合計	21	2024296

税務署長 平成 29 年 2 月 16 日 平成 29 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書 B

収入金額等

事業所得	7	
農業所得	1	
不動産所得	2	
利子所得	3	
配当所得	4	9065400
雑所得	5	
総合課税	6	
申告分離課税	7	
合計	8	6958860

所得金額

事業所得	1	
農業所得	2	
不動産所得	3	
利子所得	4	
配当所得	5	6958860
雑所得	6	
総合課税	7	
申告分離課税	8	
合計	9	6958860

所得から差し引かれる金額

医療費控除	10	
社会保険料控除	11	1147796
小規模企業共済等掛金控除	12	
生命保険料控除	13	83500
地震保険料控除	14	33000
寄附金控除	15	
寡婦・寡夫控除	16	0000
勤労学生・障害者控除	17	0000
配偶者特別控除	18	380000
扶養控除	19	0000
基礎控除	20	380000
合計	21	2024296

税務署長 平成 29 年 2 月 16 日 平成 29 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書 B

収入金額等

事業所得	7	
農業所得	1	
不動産所得	2	
利子所得	3	
配当所得	4	9065400
雑所得	5	
総合課税	6	
申告分離課税	7	
合計	8	6958860

所得金額

事業所得	1	
農業所得	2	
不動産所得	3	
利子所得	4	
配当所得	5	6958860
雑所得	6	
総合課税	7	
申告分離課税	8	
合計	9	6958860

所得から差し引かれる金額

医療費控除	10	
社会保険料控除	11	1147796
小規模企業共済等掛金控除	12	
生命保険料控除	13	83500
地震保険料控除	14	33000
寄附金控除	15	
寡婦・寡夫控除	16	0000
勤労学生・障害者控除	17	0000
配偶者特別控除	18	380000
扶養控除	19	0000
基礎控除	20	380000
合計	21	2024296

税務署長 平成 29 年 2 月 16 日 平成 29 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書 B

収入金額等

事業所得	7	
農業所得	1	
不動産所得	2	
利子所得	3	
配当所得	4	9065400
雑所得	5	
総合課税	6	
申告分離課税	7	
合計	8	6958860

所得金額

事業所得	1	
農業所得	2	
不動産所得	3	
利子所得	4	
配当所得	5	6958860
雑所得	6	
総合課税	7	
申告分離課税	8	
合計	9	6958860

所得から差し引かれる金額

医療費控除	10	
社会保険料控除	11	1147796
小規模企業共済等掛金控除	12	
生命保険料控除	13	83500
地震保険料控除	14	33000
寄附金控除	15	
寡婦・寡夫控除	16	0000
勤労学生・障害者控除	17	0000
配偶者特別控除	18	380000
扶養控除	19	0000
基礎控除	20	380000
合計	21	2024296

税務署長 平成 29 年 2 月 16 日 平成 29 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書 B

収入金額等

事業所得	7	
農業所得	1	
不動産所得	2	
利子所得	3	
配当所得	4	9065400
雑所得	5	
総合課税	6	
申告分離課税	7	
合計	8	6958860

所得金額

事業所得	1	
農業所得	2	
不動産所得	3	
利子所得	4	
配当所得	5	6958860
雑所得	6	
総合課税	7	
申告分離課税	8	
合計	9	6958860

所得から差し引かれる金額

医療費控除	10	
社会保険料控除	11	1147796
小規模企業共済等掛金控除	12	
生命保険料控除	13	83500
地震保険料控除	14	33000
寄附金控除	15	
寡婦・寡夫控除	16	0000
勤労学生・障害者控除	17	0000
配偶者特別控除	18	380000
扶養控除	19	0000
基礎控除	20	380000
合計	21	2024296

税務署長 平成 29 年 2 月 16 日 平成 29 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書 B

収入金額等

事業所得	7	
農業所得	1	
不動産所得	2	
利子所得	3	
配当所得	4	9065400
雑所得	5	
総合課税	6	
申告分離課税	7	
合計	8	6958860

所得金額

事業所得	1	
農業所得	2	
不動産所得	3	
利子所得	4	
配当所得	5	6958860
雑所得	6	
総合課税	7	
申告分離課税	8	
合計	9	6958860

③ 第二表を作成します。

- 作成に当たっては、【事例1】の7ページ及び「平成29年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の4ページも併せてご覧ください。

申告年分、住所、氏名
などを書いてください。

申告書B第二表

平成 29 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書 B

整理番号 FA0077

所得から差し引かれる金額に関する事項

第一表(26ページ)

第一表(44)欄へ(29ページ)

上場株式等に係る配当所得等の金額について申告する場合は、申告する上場株式等の配当等の種類に応じて、次のいずれかの書類を「添付書類台紙」などに貼って申告書と一緒に提出してください。

- 上場株式配当等の支払通知書
- オープン型証券投資信託の収益の分配の支払通知書
- 配当等とみなす金額に関する支払通知書
- 特定口座年間取引報告書

【支払通知書(上場株式配当等の支払通知書)】

第○期 配当金明細書

ご所有株式 1株当たり配当金 配当金額 所得税率 所得税額 税引後配当金額

1000株 4000円 40000円 15.315% 6126円 31874円

住民税額 2000円

〇〇〇-〇〇〇〇 Y市〇〇町1-3-2

株主 高松 三郎 様

平成29年4月21日

L建設株式会社

- 所得の内訳（所得税
及び復興特別所得税の
源泉徴収税額）

申告する所得について、源泉徴収税額がある場合に書いてください。

上場株式等の配当等については、その支払金額に対して所得税及び復興特別所得税**15.315%**、住民税**5%**の合計**20.315%**が源泉徴収されています。**所得税及び復興特別所得税(15.315%)**の税額は、「所得の内訳(所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)」欄の「**所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額**」欄に書いてください。

なお、申告分離課税を選択した配当所得については、その「配当」の文字を「○」で囲んでください（57ページ参照）。この事例の場合、特定口座を通じて受け取った利子及び配当については源泉徴収されていませんので、記入の必要はありません。

- 住民税・事業税に関する事項

申告する上場株式等の
配当等の住民税（5
%）の税額は左欄の「**配
当割額控除額**」欄に記入
してください。

《参考》

「株主等譲渡所得割額控除額」欄については、この事例では源泉徴収口座での譲渡益がありませんので記載の必要はありません。記載に当たっては57ページを参照してください。

④ 第一表の所得から差し引かれる金額の箇所を書きます。

- 作成に当たっては、【事例1】 8ページをご覧ください。また、**所得から差し引かれる金額**は、「平成29年分**所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用**」の11ページから18ページで計算できます。

⑤ 第三表の分離課税の収入金額や所得金額などの箇所を書きます。

○ 作成に当たっては、「特定口座年間取引報告書」及び「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」から転記します。

申告年分と空白部分を右のように書いてください。

住所、氏名などを書いてください。
なお、税務署から申告書が送付された方で、印字されている住所、氏名などに誤りがありましたら、お手数ですが訂正をお願いします。

申告書第三表（分離課税用）（上部）

特例適用条文

この事例では、「上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例（措法37条の12の2）」（52ページ参照）の適用を受けていますから、「特例適用条文」欄の「措法」を「○」で囲み、その横のマス目に右のように書きます。

この事例の場合、平成29年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額が赤字ですので、「確定申告書付表」1面の⑤欄の金額に△を付けて（0の場合は0と）「申告書第三表」⑥⑤欄に転記してください。また、「確定申告書付表」1面の⑥欄の金額は、「申告書第三表」⑥⑥欄に転記してください。

※ 源泉徴収口座の譲渡所得等の金額を申告せず、その源泉徴収口座の配当所得等の金額のみを申告する場合で、他に申告をすべき上場株式等に係る譲渡所得等の金額がないときは、「申告書第三表」⑦⑦欄及び⑥⑥欄は記入の必要はありません。

申告書第三表（右下部）

○ 分離課税の上場株式等の配当所得等に関する事項

種目・所得の生ずる場所	収入金額	配当所得に係る負債の利子	差引金額
付表のとおり	140,000 円		140,000 円

平成29年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書（分離課税用）

FA0036

整理番号 一連番号

この表は、「分離課税の所得」、「山林所得」又は「退職所得」がある場合に、その所得金額や所得税額を計算するために使用するものです。

特例適用条文

法	条	項	号
所法	措法	37	12の2
所法	措法		
所法	措法		

住所 D市△○町9-8-7
タカマツ サブロウ
高松 三郎

平成29年分 特定口座年間取引報告書

譲渡区分	譲渡の対価の額（収入金額）	取得費及び譲渡に要した費用の額等
上場株式等	1 900 千 000 円	2 119 千 000 円
特定信用分		
合計	1 900 000	2 119 000

収入金額 1900000
所得金額 140000
所得金額 △79000

この事例の場合、「特定口座年間取引報告書」の「①譲渡の対価の額（収入金額）」欄からそのまま転記してください。

○ 分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項

区分	所得の生ずる場所	必要経費	差引金額（収入金額－必要経費）	特別控除額
		円	円	円
合計				

確定申告書付表（1面下部）

(2) 本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額

種目・所得の生ずる場所	利子等・配当等の収入金額(税込)	配当所得に係る負債の利子
W証券大手支店	100,000 円	
L建設株式会社	40,000	
合計	140,000	
本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額 (④－⑤) (赤字の場合は0と書いてください。)	140,000	

(3) 本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額又は分離課税配当所得等金額

本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額 (③－④) (③欄の金額≦④欄の金額の場合には0と書いてください。)	本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額 (④－③) (③欄の金額≧④欄の金額の場合には0と書いてください。)
79,000	0

《参考》

純損失の繰越控除又は雑損失の繰越控除の適用を受ける方は、「申告書第三表（分離課税用）」に代えて「申告書第四表（損失申告用）」を使用します。詳しくは、税務署にお尋ねください。

6 第三表の 税金の計算、その他 の箇所を書きます。

申告書第三表(分離課税用)(左下部)

税金の計算	総合課税の合計額 (申告書B第一表の⑨)	⑨	6958860
	所得から差し引かれる金額 (申告書B第一表の⑫)	⑫	2024296
	⑨ 対応分	⑦⑩	4934000
	⑤⑥ 対応分	⑦⑪	000
	⑥⑦ 対応分	⑦⑫	000
	⑥⑧ 対応分	⑦⑬	000
	⑥⑨ 対応分	⑦⑭	000
	⑥⑩ 対応分	⑦⑮	000
	⑥⑪ 対応分	⑦⑯	000
	⑥⑫ 対応分	⑦⑰	000

申告書第三表(分離課税用)(右上部)

税金の計算	⑦⑩ 対応分	⑦⑩	559300
	⑦⑪ 対応分	⑦⑪	
	⑦⑫ 対応分	⑦⑫	
	⑦⑬ 対応分	⑦⑬	
	⑦⑭ 対応分	⑦⑭	
	⑦⑮ 対応分	⑦⑮	
	⑦⑯ 対応分	⑦⑯	
	⑦⑰ 対応分	⑦⑰	
	⑦⑱ 対応分	⑦⑱	
	⑦⑲ 対応分	⑦⑲	
	⑦⑳ 対応分	⑦⑳	
	⑦㉑ 対応分	⑦㉑	
	⑦㉒ 対応分	⑦㉒	
	⑦㉓ 対応分	⑦㉓	
	⑦㉔ 対応分	⑦㉔	
	⑦㉕ 対応分	⑦㉕	
	⑦㉖ 対応分	⑦㉖	
	⑦㉗ 対応分	⑦㉗	
	⑦㉘ 対応分	⑦㉘	
	⑦㉙ 対応分	⑦㉙	
	⑦㉚ 対応分	⑦㉚	
	⑦㉛ 対応分	⑦㉛	
	⑦㉜ 対応分	⑦㉜	
	⑦㉝ 対応分	⑦㉝	
	⑦㉞ 対応分	⑦㉞	
	⑦㉟ 対応分	⑦㉟	
	⑦㊱ 対応分	⑦㊱	
	⑦㊲ 対応分	⑦㊲	
	⑦㊳ 対応分	⑦㊳	
	⑦㊴ 対応分	⑦㊴	
	⑦㊵ 対応分	⑦㊵	
	⑦㊶ 対応分	⑦㊶	
	⑦㊷ 対応分	⑦㊷	
	⑦㊸ 対応分	⑦㊸	
	⑦㊹ 対応分	⑦㊹	
	⑦㊺ 対応分	⑦㊺	
	⑦㊻ 対応分	⑦㊻	
	⑦㊼ 対応分	⑦㊼	
	⑦㊽ 対応分	⑦㊽	
	⑦㊾ 対応分	⑦㊾	
	⑦㊿ 対応分	⑦㊿	
	⑧ 対応分	⑧	559300
	⑨ 対応分	⑨	79000
	⑩ 対応分	⑩	
	⑪ 対応分	⑪	
	⑫ 対応分	⑫	
	⑬ 対応分	⑬	
	⑭ 対応分	⑭	
	⑮ 対応分	⑮	
	⑯ 対応分	⑯	
	⑰ 対応分	⑰	
	⑱ 対応分	⑱	
	⑲ 対応分	⑲	
	⑳ 対応分	⑳	
	㉑ 対応分	㉑	
	㉒ 対応分	㉒	
	㉓ 対応分	㉓	
	㉔ 対応分	㉔	
	㉕ 対応分	㉕	
	㉖ 対応分	㉖	
	㉗ 対応分	㉗	
	㉘ 対応分	㉘	
	㉙ 対応分	㉙	
	㉚ 対応分	㉚	
	㉛ 対応分	㉛	
	㉜ 対応分	㉜	
	㉝ 対応分	㉝	
	㉞ 対応分	㉞	
	㉟ 対応分	㉟	
	㊱ 対応分	㊱	
	㊲ 対応分	㊲	
	㊳ 対応分	㊳	
	㊴ 対応分	㊴	
	㊵ 対応分	㊵	
	㊶ 対応分	㊶	
	㊷ 対応分	㊷	
	㊸ 対応分	㊸	
	㊹ 対応分	㊹	
	㊺ 対応分	㊺	
	㊻ 対応分	㊻	
	㊼ 対応分	㊼	
	㊽ 対応分	㊽	
	㊾ 対応分	㊾	
	㊿ 対応分	㊿	

第一表の **所得金額**「⑨合計」欄に記載した金額(26ページ参照)と **所得から差し引かれる金額**「⑫合計」欄に記載した金額(26ページ参照)を転記してください。

「課税される所得金額」の計算

⑨ 欄の金額 - ⑫ 欄の金額 = A として

Aの金額が黒字の場合

Aの金額を⑦⑩欄に1,000円未満の端数を切り捨てて書いてください(詳しくは【事例1】10ページを参照してください)。

この事例の場合、⑨ 欄の金額(6,958,860円)から⑫ 欄の金額(2,024,296円)を差し引いた残りの金額(4,934,000円)〔1,000円未満切捨て〕を⑦⑩欄に書いてください。

Aの金額が赤字の場合

【事例2】16ページを参照してください。

⑥④欄及び⑥⑤欄の金額がいずれも1,000円未満の場合(赤字の場合も含みます)、⑦⑩欄の記入の必要はありません。

「税額」の計算

総合課税の所得金額に対する税額

63ページの「3 総合課税の所得金額に対する税額の計算表」により計算できます。

この事例では、次のようになります。

課税される所得金額(⑦⑩欄) 所得税の税率 控除額 総合課税の所得金額に対する税額
 4,934,000円 × 0.2 - 427,500円 = 559,300円
 (⑦⑪欄に書きます。)

転記します。

翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額(上場株式等に係る繰越損失及び特定投資株式に係る繰越損失の金額の合計額)を書きます。

確定申告書付表(2面上部)

翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額 (⑤+⑦+⑧)	⑪	79,000
---------------------------------------	---	--------

7 第一表の 税金の計算、その他 などの箇所を書きます。

申告書B第一表(右上部)

税金の計算	課税される所得金額 (⑨-⑫)又は第三表の⑨	⑨	000
	上の⑨に対する税額 又は第三表の⑨	⑨	559300
	配当控除	⑨	
	特定増減等 住宅購入金等特別控除	⑨	
	政党等寄附金等特別控除	⑨	
	住宅ローン減税特別控除 住宅取得等特別控除	⑨	
	差引所得税額 (⑨-⑨-⑨-⑨-⑨-⑨)	⑨	559300
	災害減免額	⑨	
	再差引所得税額 (基準所得税額)	⑨	559300
	復興特別所得税額 (⑨×2.1%)	⑨	11745
	所得税及び復興特別所得税の額 (⑨+⑨)	⑨	571045
	外国税額控除	⑨	
	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	⑨	577126
	所得税及び復興特別所得税の平均納税額 (⑨-⑨-⑨-⑨)	⑨	△6081
	所得税及び復興特別所得税の平均納税額 (第1期分・第2期分)	⑨	
	所得税及び復興特別所得税の納める税金	⑨	00
	所得税及び復興特別所得税の第3期分の税額 (⑨-⑨)	⑨	△6081

○ 作成に当たっては、【事例1】11ページをご覧ください。
 また、「平成29年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の19ページから23ページも併せてご覧ください。

この事例では、特定口座開設前に受け取ったL建設の配当から源泉徴収されていた所得税及び復興特別所得税額相当額のうち、6,081円が還付されます。

なお、源泉徴収されていた配当割額控除額(住民税)の還付方法については58ページ「参考事項2」を参照してください。

添付書類

この事例の場合に、「確定申告書」に添付する書類については、15ページの「添付書類」の2及び3を参照してください。

【事例 5】 前年分からの繰越譲渡損失を本年分の譲渡所得及び配当所得等から控除するケース

私は、平成29年中にY証券山手支店の特定口座（源泉徴収口座）で次の取引を行いました。

譲渡区分	譲渡の対価の額	取得費及び譲渡に要した費用の額等	差引金額
上場分	5,000,000 円	4,600,000 円	400,000 円
特定信用分	—	—	—
合計	5,000,000 円	4,600,000 円	400,000 円

また、この特定口座を通じて上場株式であるM商事の配当（収入金額60,000円）を受け取りました。
私は、これらの収入以外に、給与があります。

なお、前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額が1,350,000円（平成26年分の損失250,000円、平成27年分の損失300,000円及び平成28年分の損失800,000円）あります。

「確定申告書等作成コーナー」で申告書等を作成すると税額などが自動計算され便利です。この事例についての具体的な入力例は国税庁ホームページに掲載しています（詳しくは35ページ参照）。

①－1 「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」等を作成します。

「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」は、**2面**を書いた後に**1面**を書いてください。

上場株式等をお売りになった場合には「上場株式等」に、それ以外の株式等（一般株式等）をお売りになった場合には「一般株式等」に、右のように**2面**から転記してください。
※ 上場株式等の相対取引がある場合の記載方法については、**1面**の(注)をご覧ください。

この事例では、⑪欄の金額が黒字なので、この金額を「申告書第三表」⑥欄に転記してください。
なお、⑪欄の金額が赤字の場合はここでは転記せず「確定申告書付表」1面の⑤欄の金額を「申告書第三表」⑥欄に△を付けて転記します（28ページ参照）。

この事例の場合、Y証券の特定口座以外には株式等の譲渡がありませんので、「特定口座年間取引報告書」の添付をもって「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の添付に代えることもできます。

【平成 29 年分】

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書

整理番号

この明細書は、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」又は「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」を計算する場合に使用するものです。
なお、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】の「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って収入金額などの必要項目を入力することにより、この明細書や確定申告書などを作成することができます。

住 所 (前住所)	E市○×町53-8	フリガナ 氏 名	フクオカ ヨシコ 福岡 良子
電話番号 (連絡先)	000-xxx-△△△△	職業	会社員
		関与税理士名 (電 話)	

※ 譲渡した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

1 所得金額の計算

		一般株式等	上場株式等
収入金額	譲渡による収入金額 ①	円	5,000,000 円
	その他の収入 ②		
	小 計 (①+②) ③		5,000,000
必要経費又は譲渡に要した費用等	取得費（取得価額） ④		4,600,000
	譲渡のための委託手数料 ⑤		
		⑥	
	小計 (④から⑥までの計) ⑦		4,600,000
	特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額(※1) (△を付けないで書いてください。) ⑧		
差引金額 (③-⑦-⑧) ⑨		400,000	
特定投資株式の取得に要した金額の控除(※2) (⑩欄が赤字の場合は0と書いてください。) ⑩			
所得金額 (⑨-⑩) (一般株式等について赤字の場合は0と書いてください。) ⑪		400,000	

第三表⑨欄へ (9ページ参照) → 申告書第三表⑨へ
黒字の場合は申告書第三表⑥へ
申告書第三表⑥へ

添付書類

この事例の場合に、「確定申告書」に添付する書類については、15ページの「添付書類」の2及び3を参照してください。

【事例 5】の解説

○ あなたが行った取引は、「上場株式等」の取引に該当します。また、源泉徴収口座に受け入れたM商事の株式の配当は、「上場株式等の配当等」に該当します。この源泉徴収口座の譲渡所得及び配当所得は申告することにより、前年から繰り越した上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除することができます。なお、控除してもなお控除しきれない上場株式等に係る譲渡損失の金額は、譲渡の年の翌年以後3年間にわたり繰り越すことができます(52ページ参照)。

これらの上場株式等の取引による譲渡所得の金額及び翌年に繰り越す譲渡損失の金額は、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」、「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)」で計算し、次のとおりとなります。

	収入金額	必要経費等	差引金額	翌年以後に繰り越される金額
(譲渡分)	5,000,000 円	4,600,000 円	= 400,000 円	→ 0 円
(配当分)	60,000 円	0 円	= 60,000 円	→ 0 円
(繰越分)			△ 1,350,000 円	→ △ 890,000 円

○ 「申告書B第一表、第二表」及び「申告書第三表(分離課税用)」については、各【事例】の記載例の手順に沿って作成してください。

※ 平成29年中に株式等の譲渡をしていない場合でも、前年から繰り越した上場株式等に係る譲渡損失の金額を翌年以後に繰り越す場合には、確定申告書に「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)」を添付して提出する必要があります。

(注) この付表は、翌年以後の申告で必要になりますので控用も併せて作成し保管してください。

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書(2面上部)

2 申告する特定口座の上場株式等に係る譲渡所得等の金額の合計

口座の区分	取引先 (金融商品取引業者等)	譲渡の対価の額 (収入金額)	取得費及び譲渡に要した費用の額等	差引金額 (譲渡所得等の金額)	源泉徴収税額
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 Y 銀行 ()	本店 山手 出張所 ()	円	円	円
		5,000,000	4,600,000	400,000	61,260
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ()	本店 出張所 ()			
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ()	本店 出張所 ()			
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ()	本店 出張所 ()			
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ()	本店 出張所 ()			
合 計 (上場株式等 (特定口座))		1面①へ 5,000,000	1面④へ 4,600,000	400,000	申告書第二表「所得の内訳」欄へ 61,260

申告する特定口座の上場株式等に係る譲渡所得等の金額については、源泉口座・簡易口座のいずれかを「○」で囲み、口座ごとに書いてください。

「申告書B第二表」の「所得の内訳(所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)」欄に転記してください。

平成29年分 特定口座年間取引報告書									
特定口座開設者	住所 (居所)	E市○×町53-8	フリガナ	フクオカ ヨシコ	勘定の種類	①保管 2信用	③配当等		
前提出出時の住所又は居所	氏名	福岡 良子	口座開設年月日	22・7・14	源泉徴収の選択	①有 2無			
	生年月日	明・大 38・12・27							
(譲渡に係る年間取引損益及び源泉徴収税額等)		源泉徴収税額(所得税)	千 円	61,260	株式等譲渡所得割額(住民税)	千 円	20,000	外国所得税の額	千 円
									0
譲渡区分	① 譲渡の対価の額(収入金額)	千 円	② 取得費及び譲渡に要した費用の額等	千 円	③ 差引金額(譲渡所得等の金額)(①-②)	千 円			
上場区分	5,000,000	4,600,000	400,000						
特定信用区分	5,000,000	4,600,000	400,000						
合 計	5,000,000	4,600,000	400,000						

「源泉徴収税額」欄及び「株式等譲渡所得割額」欄の金額がある場合、「申告書B第二表」に転記してください。【参考】源泉徴収口座を申告する場合の転記方法(57ページ)を参照してください。

①－2 「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表」を作成します。

この付表の作成が必要なケースは【事例3】の19ページで説明していますので、参照してください。

【事例3】の記載例の書き方（19ページ）を参照して書いてください。

この付表の記載に当たっては、**赤字**の金額は△を付けないで書いてください。

平成29年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額が**赤字**の方のみ書いてください（【事例3】19ページ参照）。

この事例では、黒字なので記入の必要はありません。

⑤欄の金額は、平成29年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額が**赤字**の方のみ書いてください（【事例4】25ページ参照）。

この事例では、黒字なので記入の必要はありません。

第三表⑥欄へ
（28ページ参照）

④～⑥欄には、前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を書いてください（「平成28年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表」（控）を参考に、該当の年分欄に記入してください。）。

確定申告書付表（1面）

平成29年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）

住所（又は事業所、居所など） E市〇×町53-8

フリガナ 氏名 フクオカ ヨシコ 福岡 良子

※「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の作成をしてください。

1 本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額及び分離課税配当所得等金額の計算
（赤字の金額は、△を付けないで書きます。2面の2も同じです。）

○「①上場株式等に係る譲渡所得等の金額」が黒字の場合又は「②上場株式等に係る譲渡損失の金額」がない場合には、①の記載は要しません。また、「④本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額」がない場合には、②の記載は要しません。

(1) 本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額

上場株式等に係る譲渡所得等の金額 （「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の1面の「上場株式等」の①欄の金額）	①		円
上場株式等に係る譲渡損失の金額（※） （「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の1面の「上場株式等」の②欄の金額）	②		
本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額 （①欄の金額と②欄の金額のうち、いずれか少ない方の金額）	③		

※ ②欄の金額は、租税特別措置法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡以外の上場株式等の譲渡（相対取引）がある場合には、同項に規定する上場株式等の譲渡に係る金額（「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の1面の「上場株式等」の③欄の括弧書きの金額）のみを記載します。

(2) 本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額

種目・所得の生ずる場所	利子等・配当等の収入金額（税込）	配当所得に係る負債の利子
Y証券 山手支店	60,000 円	
合 計	60,000	
本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額 （②欄の金額と③欄の金額のうち、いずれか少ない方の金額）	④	60,000

（注）利子所得に係る負債の利子は控除できません。

(3) 本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額又は分離課税配当所得等金額

本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額（③-④） （③欄の金額≧④欄の金額の場合には0と書いてください。） （②の記載がない場合には、③欄の金額を移記してください。）	⑤		円
本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額（④-③） （③欄の金額≧④欄の金額の場合には0と書いてください。） （①の記載がない場合には、④欄の金額を移記してください。）	⑥	60,000	

確定申告書付表（2面上部）

2 翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額の計算

譲渡損失の生じた年分	前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額	本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額（※1）	本年分で差し引くことのできなかった上場株式等に係る譲渡損失の金額
本年の3年前分 平成26年分	250,000		
本年の2年前分 平成27年分	300,000		
本年の前年分 平成28年分	800,000		
本年分で上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額（⑨+⑩+⑪）	⑨		
本年分で分離課税配当所得等金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額（⑩+⑪+⑫）	⑩		

（注）その年の翌年以後に繰り越すための申告が必要（※1）①面の⑤欄及び②面の⑦欄、⑧欄の金額は、翌年の確定申告の際に使用。

平成29年分 特定口座年間取引報告書

特定口座開設者	住所 E市○×町53-8	フリガナ 氏名 福岡 良子	フクオカ ヨシコ	勘定の種類 ① 保管 2 信用 ③ 配当等
前回提出時の住所又は居所		生年月日 明・大 昭・平 38・12・27	口座開設年月日 22・7・14	源泉徴収の選択 ① 有 2 無

種類	配当等の額	源泉徴収税額 (所得税)	配当割額 (住民税)	特別分配金の額	外国所得税の額
④ 株式、出資又は基金	60 千 000 円	9 千 189 円	3 千 000 円		
⑤ 特定株式投資信託					
⑥ 投資信託又は特定受益証券発行信託 (⑤、⑦及び⑧以外)					
⑦ オープン型証券投資信託					
⑧ 国外株式又は国外投資信託等					
⑨ 合計 (④+⑤+⑥+⑦+⑧)	60 000	9 189	3 000		
⑩ 公社債					
⑪ 社債的受益権					
⑫ 投資信託又は特定受益証券発行信託 (⑩及び⑪以外)					
⑬ オープン型証券投資信託					
⑭ 国外公社債等又は国外投資信託等					
⑮ 合計 (⑩+⑪+⑫+⑬+⑭)					
⑯ 譲渡損失の金額					
⑰ 差引金額 (⑨+⑮-⑯)	60 000				
⑱ 納付税額		9 189	3 000		
⑲ 還付税額 (⑨+⑮-⑱)					

「確定申告書付表」

①面①の1(2)「利子等・配当等の収入金額(税込)」欄に転記します(⑮欄の金額がある場合は、⑨欄の金額と⑮欄の金額の合計額を転記します。)

なお、⑰欄の金額を転記しないよう、ご注意ください(24、25ページ参照)。

「納付税額」欄の金額がある場合、「申告書B第二表」に転記してください(57ページ参照)。

第三表(右下部)「○ 分離課税の上場株式等の配当所得等に関する事項」欄へ(28ページ参照)

「平成29年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表」の作成に当たっては、「平成28年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表」(控)の確認が必要となります。

《参考》平成28年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表(控)

《参考》平成28年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表(控)(2面上部)

2 翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額の計算

譲渡損失の生じた年分	前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額	本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額(※1)	本年分で差し引くことのできなかった上場株式等に係る譲渡損失の金額
本年の3年前分(平成25年分)	500,000		(本年の3年前分の譲渡損失の金額を翌年以後に繰り越すことはできません。)
本年の2年前分(平成26年分)	250,000		⑦ (⑥-⑤-⑥) 250,000
本年の前年分(平成27年分)	300,000		⑧ (⑦-⑧-①) 300,000

この平成25年分の譲渡損失の金額(500,000円)は、平成29年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び分離課税配当所得等金額から控除することはできません。

《参考》平成28年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表(控)(1面下部)

(3) 本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額又は分離課税配当所得等金額

本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額 (③-④) (③欄の金額≦④欄の金額の場合には0と書いてください。) (②の記載がない場合には、③欄の金額を移記してください。)	⑤	800,000
本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額 (④-③) (③欄の金額≧④欄の金額の場合には0と書いてください。) (①の記載がない場合には、④欄の金額を移記してください。)	⑥	0

この金額が平成28年分の譲渡損失の金額です。

この事例では、本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額（⑩～⑪欄）は次のとおりです。

【⑩欄】⑪欄（※1）の金額から差し引く⑨欄の金額

⑨欄（250,000円）＜⑪欄（※1）（400,000円）となりますので、⑩欄には250,000円と書きます。

【⑪欄】⑥欄（※2）の金額から差し引く⑨欄の金額

⑨欄の金額（250,000円）を⑥欄（※1）の金額から全て引ききれましたので書きません。

【⑫欄】⑪欄（※1）の金額から差し引く⑫欄の金額

⑫欄（300,000円）＞（⑪欄（※1）－⑩欄）（400,000円－250,000円＝150,000円）となりますので、⑫欄には150,000円と書きます。

【⑬欄】⑥欄（※2）の金額から差し引く⑫欄の金額

⑫欄の残額（300,000円－150,000円（⑫欄）＝150,000円）＞⑥欄（※2）（60,000円）となりますので、⑬欄には60,000円と書きます。

【⑭欄・⑮欄】

⑪欄（※1）の金額と⑥欄（※2）の金額が⑩⑫⑬欄で全て差し引かれたので記入しません。

※1 「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の「上場株式等」の⑪欄（30ページ参照）の事です。

※2 「確定申告書付表」1面 の⑥欄（32ページ参照）の事です。

確定申告書付表(2面／続き)

2 翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額の計算

譲渡損失の生じた年分	前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額	本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額（※1）	本年分で差し引くことのできなかった上場株式等に係る譲渡損失の金額
本年の3年前分（平成26年分）	250,000	250,000	（本年の3年前分の譲渡損失の金額を翌年以後に繰り越す）
本年の2年前分（平成27年分）	300,000	150,000	90,000
本年の前年分（平成28年分）	800,000	60,000	800,000
本年分で上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額（⑨＋⑩＋⑪）		400,000	
本年分で分離課税配当所得等金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額（⑩＋⑪＋⑫）		60,000	
翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額（⑩＋⑪＋⑫）		890,000	

前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得等金額の計算

○「⑬本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額」がない場合には、この欄の記載は要しません。

前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得等金額（※）

※ ⑬欄の金額を申告書に転記するに当たって申告書第三表の⑬欄の金額が同⑬欄の金額から控除しきれない場合には、税務署にお尋ねください。

⑩欄から⑪欄には、上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び分離課税配当所得等金額から控除する前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を書いてください（「前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額」欄（⑨～⑪欄）の金額を限度とし、最も古い年分である上段から上場株式等に係る譲渡所得等、分離課税配当所得等の順に控除します。）。

⑨欄には⑩⑫⑬欄の合計額を、⑩欄には⑩⑫⑬欄の合計額を書いてください。

⑨欄の金額が、平成29年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額となります。

また、⑩欄の金額が、平成29年分の前年分からの分離課税配当所得等金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額となります。

この事例では、⑦欄の金額と⑧欄の金額の合計額（⑪欄の金額）が翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額となります。

第三表74欄へ（1,000円未満の場合、転記の必要はありません。）。

申告書第三表(右中部)

株式等配当先物取引	本年分の⑥⑦から差し引く繰越損失額	87	400,000
	翌年以後に繰り越される損失の金額	88	890,000
	本年分の⑥⑦から差し引く繰越損失額	89	60,000
	本年分の⑥⑦から差し引く繰越損失額	90	
	翌年以後に繰り越される損失の金額	91	

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書(1面下部)

所得金額の計算	一般株式等	上場株式等
⑨欄が赤字の場合は0と書いてください。		
所得金額（⑨－⑩）	⑪ 申告書第三表⑪へ	黒字の場合は申告書第三表⑪へ
本年分で差し引く上場株式等に係る繰越損失の金額（※2）	⑫ 申告書第三表⑫へ	申告書第三表⑫へ
繰越控除後の所得金額（※4）（⑪－⑫）	⑬ 申告書第三表⑬へ	申告書第三表⑬へ

⑫欄には、⑪欄が黒字の場合で「確定申告書付表」2面の⑨欄の金額がある場合にこの⑨欄の金額を転記してください。

⑫欄の金額は、⑪欄の金額を超えることはありません。

第三表74欄へ（1,000円未満の場合、転記の必要はありません。）。

2～7 第一表、第二表及び第三表を作成します。

○【事例1】から【事例4】の記載例を参照してください。

「確定申告書等作成コーナー」へアクセス！

「特定口座年間取引報告書」等から収入金額などを入力！
確定申告書が自動計算され便利に作成！

「確定申告書等作成コーナー」の入力手順

「特定口座年間取引報告書」等から譲渡の対価の額や利子等・配当等の額などを入力します(37～41ページ参照)。

自動
計算

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書
所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)
申告書第三表〔分離課税用〕(税金の計算部分を除く)

源泉徴収票等から給与の支払金額や公的年金等の支払金額などを入力します(42～43ページ参照)。

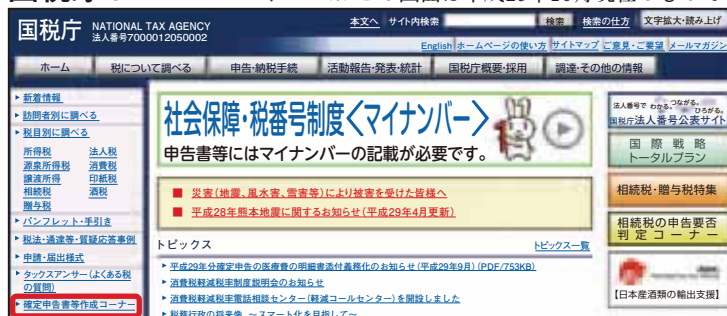
自動
計算

申告書B第一表
申告書B第二表
申告書第三表〔分離課税用〕(税金の計算部分)

e-Taxでデータ送信 又は 印刷して税務署に郵送等で提出します。

「確定申告書等作成コーナー」へはこちらから

国税庁ホームページ ※ この画面は平成29年10月現在のものです。



国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をクリックし、表示された「所得税(確定申告書等作成コーナー)」の「確定申告書等作成コーナー」をクリックします。

入力例等

「確定申告書等作成コーナー」の「入力例等」では、この冊子の以下の事例について「確定申告書等作成コーナー」で申告書等を作成する場合の具体的な入力例を掲載しています。

- 【事例1】・・・「特定口座を利用していない場合」
- 【事例2】・・・「特定口座(源泉徴収なし)と一般口座」
- 【事例3】・・・「上場株式の譲渡損失の繰越し」
- 【事例4】・・・「特定口座の譲渡損失と配当所得等の損益通算及び翌年以後への繰越し」
- 【事例5】・・・「前年からの繰越損失を譲渡所得及び配当所得等から控除」

ご利用になれない方

株式等に係る譲渡所得等がある方で、相続財産を譲渡した場合の相続税額の取得費加算の特例(措法39条)の適用を受ける場合、保証債務の特例(所法64条②)の適用を受ける場合などは、「確定申告書等作成コーナー」をご利用になれません。

詳しくは、「ご利用になれない方」でご確認ください。



「申告書・決算書・収支内訳書等 作成開始」をクリックします。

e-Tax・書面提出の選択やパソコン等の環境確認などの画面に順次進みますので、画面の手順に従い入力し 作成する申告書等の選択 画面へ進みます。

次のページの1へ

- ※ お使いのパソコンの環境などにより、「確定申告書等作成コーナー」をご利用になれない場合があります。
- ※ 35ページから43ページに掲載の「確定申告書等作成コーナー」の画面は、ご利用になる際の画面と異なる場合があります。

【事例 6】「確定申告書等作成コーナー」を利用しての具体的入力例

私は、Z証券中央支店に開設していた特定口座（源泉徴収口座）で平成29年中に次の取引を行いました。そして、証券会社から「特定口座年間取引報告書」が交付されました。

譲渡区分	譲渡の対価の額	取得費及び譲渡に要した費用の額等	差引金額
上場分	1,000,000円	1,500,000円	△500,000円
特定信用分	—	—	—
合計	1,000,000円	1,500,000円	△500,000円

また、この特定口座を通じて、上場株式であるN製薬の配当（収入金額100,000円）と公募公社債であるO自動車の社債の利子（収入金額100,000円）を受け取りました。私は、これらの収入以外に、給与（収入金額1,800,000円）と公的年金（収入金額2,772,100円）があります。

なお、前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額が1,000,000円（平成28年分の損失）あります。

今年の申告では、源泉徴収口座の譲渡損失の金額と上場株式等に係る配当所得等の金額を損益通算し、損益通算してもなお控除しきれない源泉徴収口座の譲渡損失の金額を前年から繰り越した損失とともに翌年以後に繰り越す申告をしようと思っています。

（入力した部分は、便宜上、青色で印刷しています。）

はじめに

1 作成する申告書等の選択 画面で、所得税の確定申告書作成コーナーを選択します。

この事例では、所得税及び復興特別所得税の確定申告書等を作成しますので、**平成29年分の申告書等の作成**の「**所得税の確定申告書作成コーナー**」の **所得税コーナーへ** をクリックしてください。

事業所得や不動産所得のある方は、最初に「**青色申告決算書・収支内訳書**」を作成してください。

この事例では、株式等の譲渡所得等、配当所得等、給与所得及び公的年金等の雑所得ですので、作成の必要はありません。

2 入力方法選択 画面で、入力方法を選択します。

この事例では、株式等の譲渡所得等について申告をしますので、給与所得者の方であっても「**給与・年金の方（給与・年金専用）**」ではなく、「**左記以外の所得のある方（全ての所得対応）**」の **作成開始** をクリックしてください。

3 申告書の作成をはじめる前に 画面で、申告書の提出方法及び生年月日を入力します。

入力済みの「**申告書の提出方法**」が選択されていますので確認してください。

- 自宅から税務署に **e-Tax（電子申告）** で送信する場合
→「**e-Tax により税務署に提出する。**」
- 印刷して税務署に郵送等で提出する場合
→「**確定申告書等を印刷して税務署に提出する。**」

事業所得や不動産所得のある方で、事前に税務署で青色申告の承認を受けている場合は ☒ チェックを付けてください。

この事例は、株式等の譲渡所得等、配当所得等、給与所得及び公的年金等の雑所得ですので、☒ チェックの必要はありません。

あなたの生年月日を入力し、**入力終了(次へ) >** をクリックしてください。

【事例 6】の解説

○ あなたが行った取引は、全て「上場株式等」の取引に該当します。また、源泉徴収口座に受け入れたN製薬の株式の配当とO自動車の社債の利子は、「上場株式等の配当等」に該当し、その源泉徴収口座の譲渡損失の金額と損益通算されます。この結果生じた源泉徴収口座の譲渡損失の金額は申告することにより、譲渡の年の翌年以後3年間にわたり繰り越すことができます（52ページ参照）。これらの場合には、確定申告書に「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除）」を添付して提出する必要があります。

※ 源泉徴収口座の譲渡損失の金額を申告する場合には、その源泉徴収口座の配当所得等の金額も併せて申告しなければなりません（57ページ【注意】参照）。

これらの取引による譲渡所得の金額及び翌年に繰り越す譲渡損失の金額は、次のとおりとなります。

	収入金額	必要経費等	差引金額	損益通算後の差引金額	翌年以後に繰り越される金額
(譲渡分)	1,000,000円	1,500,000円	= △500,000円	→ △300,000円	
(利子・配当分)	200,000円	0円	= 200,000円	→ 0円	
(繰越分)			△1,000,000円	→	→ △1,300,000円

○ 添付書類については15ページ及び56ページ「参考事項1」を参照してください。

I 「特定口座年間取引報告書」等から譲渡の対価の額や利子等・配当等の額などを入力します。

1 収入金額・所得金額の入力画面で、株式等の譲渡所得等の入力するをクリックします。

分離課税の所得 (単位: 円)

所得の種類	入力・訂正内容確認	入力有無	入力内容から計算した所得金額 (? から表示金額の説明を確認できます。)
土地建物等の譲渡所得 2	入力する		?
株式等の譲渡所得等 2	入力する		?
上場株式等に係る配当所得等 2	入力する		?
先物取引に係る雑所得等 2	入力する		?
退職所得 2	入力する		?

決算書・収支内訳書作成コーナーへ

※ 決算書・収支内訳書を作成開始・再開又は訂正する方はこちらをクリックしてください。

< 戻る 入力終了(次へ) >

収入金額・所得金額の入力画面の下部に、株式等の譲渡所得等の入力欄が含まれる「分離課税の所得」の入力欄がありますので、画面をスクロールします。

株式等の譲渡所得等の入力するをクリックし、金融・証券税制（入力項目の選択）画面へ進みます。

2 金融・証券税制（入力項目の選択）画面で、配当所得の課税方法の選択をした上、「特定口座年間取引報告書」の内容を入力するをクリックします。

1 配当所得の課税方法の選択 (申告する上場株式等の配当等がない場合は選択不要)

次のいずれかに該当する場合は、配当所得の課税方法を選択してください。

- ・特定口座（源泉徴収あり）以外で受領した上場株式等の配当等（申告するものに限り。）がある場合
- ・特定口座（源泉徴収あり）のうち、申告する上場株式等の配当等がある場合

総合課税 申告分離課税

一総合課税と申告分離課税の選択が分らない方はこちら

2 株式等の売却・配当・利子等の入力

次のうち、該当するものについて入力してください。

株式等の譲渡所得等 配当所得 上場株式等に係る配当所得等

「特定口座年間取引報告書」の内容を入力する方

次のいずれかに該当する方はこちら

- ・特定口座（源泉徴収あり）のうち申告する株式等の売却等、配当等・利子等がある方
- ・特定口座（源泉徴収なし）での株式等の売却等がある方

「特定口座年間取引報告書」の内容を入力する

→ 申告する上場株式等の配当等がある場合には、上記1で配当所得の課税方法を選択後、ボタンをクリックしてください。

このボタンで配当所得の課税方法（総合課税又は申告分離課税）を選択することができます。

この事例の場合、上場株式等の配当所得の金額を上場株式等に係る譲渡損失の金額と損益通算しますので、申告分離課税を選択します。

この事例では、特定口座での株式等の売却等と配当及び利子の受領がありますので、「特定口座年間取引報告書」の内容を入力するをクリックします。

③ 金融・証券税制（特定口座）画面で、「特定口座年間取引報告書」の内容（収入金額等）を入力します。

1. 口座情報の入力

源泉徴収の選択 ☒ 1 有 ☐ 2 無

(1) 勘定の種類 ☒ 1 保管 ☐ 2 信用 ☐ 3 配当等

(2) 口座開設年月日 平成 24 年 1 月 14 日

「特定口座年間取引報告書」の右上に記載されている内容を入力してください。

なお、申告書の提出方法について、「書面提出」を選択した方は、「(2)口座開設年月日」欄は表示されません。

この源泉徴収口座について申告するものを選択してください。 ☒ 譲渡損益 ☒ 配当等

注意

- 源泉徴収口座の譲渡損益、配当等を申告するかどうかは、口座ごとに選択できます。
- 源泉徴収口座の譲渡損益と、その源泉徴収口座の配当等いずれかのみを申告することもできます。
- 源泉徴収口座の譲渡損益の金額を申告する場合には、その源泉徴収口座の配当等の金額を併せて申告しなければなりません。

2. 「譲渡に係る年間取引損益及び源泉徴収税額等」の入力

譲渡区分	① 譲渡の対価の額 (収入金額)	② 取得費及び譲渡に要した 費用の額等	③ 差引金額 (譲渡所得等の金額) (①-②)
上場区分	1,000,000 円	1,500,000 円	-500,000 円
特定信用分			
合計	1,000,000 円	1,500,000 円	-500,000 円

この事例の場合、源泉徴収口座の譲渡損失の金額を申告しますので、その源泉徴収口座の配当所得等の金額も併せて申告しなければなりません (57ページ【注意】参照)。したがって、「配当等」も ☒ チェックを付けてください。

3. 「配当等の額及び源泉徴収税額等」の入力

入力例

現在、配当所得の課税方式は ☒ 申告分離課税 です。

種類	配当等の額	源泉徴収税額 (所得税)	配当割額 (住民税)
特定上場株式等の配当等			
④ 株式・出資又は基金	100,000		
⑤ 特定株式投資信託			
⑥ 投資信託又は特定受益証券発行信託 (⑤、⑦及び⑧以外)			
⑦ オープン型証券投資信託			
⑧ 国外株式又は国外投資信託等			
⑨ 合計 (④+⑤+⑥+⑦+⑧)	100,000		
⑩ 公社債	100,000		
⑪ 社債的受益権			
⑫ 投資信託又は特定受益証券発行信託 (⑩及び⑪以外)			
⑬ オープン型証券投資信託			
⑭ 国外公社債等又は国外投資信託等			
⑮ 合計 (⑩+⑪+⑫+⑬+⑭)	100,000		
⑯ 譲渡損失の計算	500,000		
⑰ 差引金額 (⑮+⑯-⑰)	0		
⑱ 納付金額		0	0
⑲ 還付税額 (⑱+⑲-⑲)			

※還付税額ではなく、納付税額を入力することにご注意ください。

「特定口座年間取引報告書」等を参照して、次の①～⑰欄に金額等を順次入力してください。なお、①欄及び⑰欄について、入力すべき金額がない場合には、0 と入力します。

- ① 「源泉徴収税額 (所得税)」欄及び「株式等譲渡所得割額 (住民税)」欄
- ② 「譲渡の対価の額 (収入金額)」欄及び「取得費及び譲渡に要した費用の額等」欄
- ③ 「配当等の額④～⑧及び⑩～⑭」欄
- ④ 「納付税額⑱」欄
- ⑤ 「配当所得に係る負債の利子の額」欄
- ⑥ 「金融商品取引業者等」欄
- ⑦ 「特定口座年間取引報告書に記載されたものの以外の費用」欄

この事例の場合、「配当所得に係る負債の利子の額」及び「特定口座年間取引報告書に記載されたものの以外の費用」はありませんので、入力の必要はありません。

4. 「金融商品取引業者等」の入力

※「名称」の入力文字数は、「証券・銀行名等」及び「支店名等」の区分名を含め 60 文字までの入力となります。

所在地 F市△△町6-7 (全角 28 文字以内)

金融商品取引業者等入力方法はここへ

証券・銀行名等 Z 証券

支店名等 中央 支店

配当所得の課税方式は37ページの②の画面で選択した課税方式が表示されます。

この課税方式を変更する場合は、37ページの②の画面で変更することができます。

5. 「特定口座年間取引報告書に記載されたものの以外の費用」の入力

必要経費又は譲渡に要した費用等の名称	金額 (円角)

入力する「特定口座年間取引報告書」が他にもある場合は、「もう1件入力する」ボタンをクリックして入力してください。

もう1件入力する

< 戻る

入力終了 (次へ) >

申告する口座が複数ある場合には、「もう1件入力する」をクリックしてください。

申告する口座について全て入力が終了したら「入力終了 (次へ) >」をクリックしてください。

平成29年分 特定口座年間取引報告書

譲渡に係る年間取引損益及び源泉徴収税額等	源泉徴収税額 (所得税)	株式等譲渡所得割額 (住民税)	外国所得の額
① 譲渡の対価の額 (収入金額)	1,000,000 円	1,500,000 円	△ 500,000 円
② 取得費及び譲渡に要した費用の額等			
③ 差引金額 (譲渡所得等の金額) (①-②)			
上場区分	1,000,000 円	1,500,000 円	△ 500,000 円
特定信用分			
合計	1,000,000 円	1,500,000 円	△ 500,000 円

配当等の額及び源泉徴収税額等	配当等の額	源泉徴収税額 (所得税)	配当割額 (住民税)	特別分配金の額	外国所得の額
特定上場株式等の配当等					
④ 株式・出資又は基金	100,000	15,315 円	5,000 円		
⑤ 特定株式投資信託					
⑥ 投資信託又は特定受益証券発行信託 (⑤、⑦及び⑧以外)					
⑦ オープン型証券投資信託					
⑧ 国外株式又は国外投資信託等					
⑨ 合計 (④+⑤+⑥+⑦+⑧)	100,000	15,315 円	5,000 円		
⑩ 公社債	100,000	15,315 円	5,000 円		
⑪ 社債的受益権					
⑫ 投資信託又は特定受益証券発行信託 (⑩及び⑪以外)					
⑬ オープン型証券投資信託					
⑭ 国外公社債等又は国外投資信託等					
⑮ 合計 (⑩+⑪+⑫+⑬+⑭)	100,000	15,315 円	5,000 円		
⑯ 譲渡損失の計算	500,000				
⑰ 差引金額 (⑮+⑯-⑰)	0				
⑱ 納付金額		0	0		
⑲ 還付税額 (⑱+⑲-⑲)		30,630 円	10,000 円		

金融商品取引業者等

所在地 F市△△町6-7

名称 Z証券中央支店 (電話) 000-△△△-XXXX 法人番号 ○○○○△△△△△△△△△△

4 金融・証券税制 (入力項目の選択) 画面で、上場株式等に係る譲渡損失の金額の繰越しに関する質問に答えた後、表示される「繰り越された譲渡損失」を入力する をクリックします。

株式等の譲渡所得等
平成28年分の申告で上場株式等に係る譲渡損失の金額を繰り越した方
平成28年分の申告で、上場株式等に係る譲渡損失の金額を繰り越しましたか？

☒ はい ☐ いいえ

「繰り越された譲渡損失」を入力する

→ 株式等の売却等について「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」を手書き等で作成済みの方は、下記3の「計算明細書の内容を入力する」ボタンをクリックしてください。

この事例では、前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を申告しますので、「平成28年分の申告で、上場株式等に係る譲渡損失の金額を繰り越しましたか？」の **はい** を選択した後、表示される **「繰り越された譲渡損失」を入力する** をクリックします。

5 金融・証券税制 (前年から繰り越された損失額) 画面で、「前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額」を入力します。

「平成28年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用) (2面)」(注)を基に、前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を入力します。
金額にはマイナスを付けずに入力してください。

入力例

- 平成26年の譲渡損失の繰越額
(平成28年分「確定申告書付表」の⑦欄) (注) 円 **Ⓐ**
- 平成27年の譲渡損失の繰越額
(平成28年分「確定申告書付表」の⑧欄) (注) 円 **Ⓑ**
- 平成28年の譲渡損失の繰越額
(平成28年分「確定申告書付表」の⑤欄) (注) 円 **Ⓒ**

(注) 更正の請求書又は修正申告書を作成する場合には、入力できる前年から繰り越された損失額は、平成29年分の確定申告において申告した損失額が限度となりますので、「平成29年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)」の控えなどを基に入力してください。

Ⓐ～Ⓒ欄は、「平成28年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表」(控)を基に、前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額がある場合に入力します。

Ⓐ欄 平成26年分の譲渡損失の繰越額

←付表の⑦欄の金額

Ⓑ欄 平成27年分の譲渡損失の繰越額

←付表の⑧欄の金額

Ⓒ欄 平成28年分の譲渡損失の繰越額

←付表の⑤欄の金額

《参考》平成28年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表(控)(1面)

1 本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額及び分離課税配当所得等金額の計算
(赤字の金額は、△を付けないで書きます。[2面]の2も同じです。)

○「①上場株式等に係る譲渡所得等の金額」が黒字の場合又は「②上場株式等に係る譲渡損失の金額」がない場合には、(1)の記載は要しません。また、「④本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額」がない場合には、(2)の記載は要しません。

(1) 本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額

上場株式等に係る譲渡所得等の金額	円
------------------	---

(3) 本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額又は分離課税配当所得等金額

本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額 (③-④)	△をつけて、申告書第三表へ	円
(③欄の金額 ≤ ④欄の金額 の場合には0と書いてください。)	⑤	1,000,000
((2)の記載がない場合には、③欄の金額を移記してください。)		
本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額 (④-③)	申告書第三表へ	
(③欄の金額 ≥ ④欄の金額 の場合には0と書いてください。)	⑥	
((1)の記載がない場合には、④欄の金額を移記してください。)		

この事例の場合、平成28年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額が前年から繰り越されていますので、「平成28年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表」(控)1面の⑤欄の金額を**Ⓒ欄**に入力し、**入力終了(次へ)>**をクリックしてください。

6 金融・証券税制（入力項目の選択）画面で、申告する内容について、ボタンが「訂正・削除」になっていることを確認の上、画面下にある入力終了（次へ）> をクリックします。

1 配当所得の課税方法の選択（申告する上場株式等の配当等がない場合は選択不要）

次のいずれかに該当する場合は、**配当所得の課税方法**を選択してください。

- ・**特定口座**（源泉徴収あり）以外で受領した**上場株式等の配当等**（申告するものに限ります。）がある場合
- ・**特定口座**（源泉徴収あり）のうち、申告する**上場株式等の配当等**がある場合

☐ 総合課税 ☒ 申告分離課税 ☐ 配当等がない

[一般課税と申告分離課税の選択が分らない方はこちら](#)

2 株式等の売却・配当・利子等の入力

次のうち、該当するものについて入力してください。

☒ 株式等の譲渡所得等 ☐ 配当所得 ☐ 上場株式等に係る配当所得等

「特定口座年間取引報告書」の内容を入力する方

次のいずれかに該当する方はこちら

- ・**特定口座**（源泉徴収あり）のうち申告する株式等の売却等、配当等・利子等がある方
- ・**特定口座**（源泉徴収なし）での株式等の売却等がある方

「特定口座年間取引報告書」の内容を訂正・削除

☒ 株式等の譲渡所得等

平成28年分の申告で上場株式等に係る譲渡損失の金額を繰り越した方

平成28年分の申告で、**上場株式等に係る譲渡損失の金額を繰り越しましたか？**

☒ はい ☐ いいえ

「繰り越された譲渡損失」を訂正・削除

< 戻る

入力終了（次へ）>

この事例では、特定口座年間取引報告書の内容と前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を申告しますので、それぞれのボタンが「**特定口座年間取引報告書**」の内容を**訂正・削除**、「繰り越された譲渡損失」の**訂正・削除**になっていることを確認してください。

それぞれのボタンが「**訂正・削除**」になっていることを確認したら、**入力終了（次へ）>**をクリックします。

7 金融・証券税制（株式等の譲渡所得等・計算結果確認1）画面で、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の入力内容を確認します。

「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の内容を表示します。
内容を確認し、誤りがなければ画面下の「確認終了（次へ）>」ボタンをクリックしてください。

			一般株式等	上場株式等
収入金額	譲渡による収入金額	①	円	1,000,000 円
	その他の収入	②	円	円
	小計（①+②）	③	円	1,000,000 円
必要経費又は譲渡に要した費用等	取得費（取得価額）	④	円	1,500,000 円
	譲渡のための委託手数料	⑤	円	円
		⑥	円	円
	小計（④から⑥までの計）	⑦	円	1,500,000 円
特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額			円	円
差引金額（③-⑦-⑧）			円	-500,000 円
特定投資株式の取得に要した金額の控除			円	円
所得金額（⑨-⑩）			円	-500,000 円
本年分で差し引く上場株式等に係る繰越損失の金額			円	円
繰越控除後の所得金額（⑪-⑫）			円	円

< 戻る

確認終了（次へ）>

この事例では、上場株式等に係る譲渡所得等の金額は、38ページの③の画面で入力した結果として、△500,000円になります。

「特定口座年間取引報告書」の内容と入力内容を確認してください。入力した金額に誤りがある場合には、**<戻る>**をクリックし、**金融・証券税制（入力項目の選択）**画面において、「**特定口座年間取引報告書**」の内容を**訂正・削除**をクリックし、金額の訂正入力をしてください。

金額及び内容を確認し、誤りがなければ、**確認終了（次へ）>**をクリックしてください。

8 金融・証券税制(株式等の譲渡所得等・計算結果確認2)画面で、「確定申告書付表(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)」の入力内容を確認します。

1. 本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額及び分離課税配当所得等金額の計算

上場株式等に係る譲渡所得等の金額 (「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の1面の「上場株式等」の①欄の金額)	①	500,000 円
上場株式等に係る譲渡損失の金額 (「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の1面の「上場株式等」の②欄の金額)	②	500,000 円
本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額 (①欄の金額と②欄の金額のうち、いずれか少ない方の金額)	③	500,000 円
本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額	④	200,000 円
本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額 (③-④) (③欄の金額 $\leq$ ④欄の金額の場合、0円)	⑤	300,000 円
本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額 (④-③) (③欄の金額 $\geq$ ④欄の金額の場合、0円)	⑥	0 円

2. 翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額の計算

譲渡損失の生じた年分	前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額	本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額	本年分で差し引くことのできなかった上場株式等に係る譲渡損失の金額
本年の3年前分 (平成26年分)	(A) 円	(D) (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) (E) (分離課税配当所得等金額から差し引く部分)	円
本年の2年前分 (平成27年分)	(B) 円	(F) (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) (G) (分離課税配当所得等金額から差し引く部分)	⑦ ((B)-(F)-(G)) 円
本年の前年分 (平成28年分)	(C) 1,000,000 円	(H) (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) (I) (分離課税配当所得等金額から差し引く部分)	⑧ ((C)-(H)-(I)) 1,000,000 円
本年分で上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額 ((D)+(F)+(H))	⑨	0 円	0 円
本年分で分離課税配当所得等金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額 ((E)+(G)+(I))	⑩	0 円	0 円
翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額 (⑤+⑦+⑧)	⑪	1,300,000 円	

3. 前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分分離課税配当所得等金額の計算

前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分分離課税配当所得等金額 (⑥-⑪)	⑫	0 円
--	---	-----

< 戻る 確認終了(次へ) >

この事例の場合、翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額は、38ページの③から39ページの⑤の画面で入力した結果として、1,300,000円となります。

「特定口座年間取引報告書」及び「平成28年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表」(控)の内容を基に画面に表示された金額に誤りがないか確認してください。

なお、画面に表示された金額に誤りがある場合には、<戻る>をクリックし、金融・証券税制(入力項目の選択)画面まで戻った上で、「繰り越された譲渡損失」を訂正・削除をクリックし、金額の訂正入力をしてください。

金額及び内容を確認し、誤りがないければ、確認終了(次へ)>をクリックしてください。

9 収入金額・所得金額の入力画面で、株式等の譲渡所得等及び上場株式等に係る配当所得等の入力内容を確認します。

分離課税の所得 (単位: 円)

所得の種類	入力・訂正内容確認	入力有無	入力内容から計算した所得金額 (? から表示金額の説明を確認できます。)
土地建物等の譲渡所得	入力する		?
株式等の譲渡所得等	訂正・内容確認	●	上場株式等 △300,000
上場株式等に係る配当所得等	訂正・内容確認	●	0
先物取引に係る雑所得等	入力する		?
退職所得	入力する		?

決算書・収支内訳書作成コーナーへ

※ 決算書・収支内訳書を作成開始・再開又は訂正する方はこちらをクリックしてください。

< 戻る 入力終了(次へ) >

この画面では、株式等の譲渡所得等及び上場株式等に係る配当所得等の計算結果が表示されます。

金額を確認し、誤りがないければ、この画面の上へスクロールして、他の所得の入力をしてください。

この事例では、次のⅡで、給与所得や公的年金等の雑所得などの内容を順次入力します。

Ⅱ 源泉徴収票等から給与の支払金額や公的年金等の支払金額などを入力します。

① 収入金額・所得金額の入力画面で、源泉徴収票等の内容を入力します。

総合課税の所得 (単位: 円)

所得の種類	入力・訂正内容確認	入力有無	入力内容から計算した所得金額 (? から表示金額の説明を確認できます。)
事業所得 (営業・農業) ☒	入力する		?
不動産所得 ☒	入力する		?
利子所得 ☒	入力する		?
配当所得 ☒	訂正・内容確認	✓	分離課税の配当所得の入力有
給与所得 ☒	入力する		?
雑所得 ☒	公的年金等 入力する その他 入力する		?
総合課税所得 ☒	入力する		?

※ 決算書・収支内訳書を作成開始・再開又は訂正する方はこちらをクリックしてください。

< 戻る 入力終了(次へ) >

この事例では、給与所得を申告しますので、給与所得の **入力する** をクリックし、次の②の **給与所得の入力** 画面へ進みます。

この事例では、公的年金等の雑所得を申告しますので、公的年金等の **入力する** をクリックし、次の③の **公的年金等の入力** 画面へ進みます。

事業所得や不動産所得などを申告する場合も、この画面から入力することができます。

② 給与所得の入力画面で、「給与所得の源泉徴収票」の内容を入力します。

源泉徴収票に記載されている内容の通りに、1件ずつ入力してください。
年末調整済みの源泉徴収票がある場合、必ず1件目に入力してください。

1 / 1 件目

平成29年分 給与所得の源泉徴収票 (見本)

①支払金額	1,800,000 円
②源泉徴収税額	21,900 円
③控除対象配偶者の有無等	☒ 有 (無) または「配偶」に ☐ 表示がある場合は選択してください。
④配偶者特別控除の額	0 円 (金額の記載がある場合はチェックしてください。0の場合はチェックはしないでください。)
⑤控除対象扶養親族の数	0 人 (人数の記載がある場合はチェックしてください。0の場合はチェックはしないでください。)
⑥16歳未満扶養親族の数	0 人 (人数の記載がある場合はチェックしてください。)
⑦配偶者の合計所得	0 円

入力内容をクリア < 戻る 入力終了(次へ) >

給与所得の入力 画面 (全4画面) で、「給与所得の源泉徴収票」に記載 (表示) された事項について、画面の対応する各欄に入力してください。

全ての入力終了すると **給与所得の入力内容確認** 画面が表示されますので、入力内容を確認し、**次へ** をクリックすると、①の **収入金額・所得金額の入力** 画面に戻ります。

「生命保険料控除」等の所得控除等の入力方法が分からない場合には、「確定申告書等作成コーナー」の「**入力例等**」(35 ページ参照) の具体的な入力例を参照してください。

③ 公的年金等の入力画面で、「公的年金等の源泉徴収票」の内容を入力します。

源泉徴収票に記載されている内容の通りに、1件ずつ入力してください。
2件目以降がある場合、次の画面から入力してください。

1 / 1 件目

区分 支払金額 源泉徴収税額

①法203条の3第1号適用分	2,772,100 円	56,971 円
②法203条の3第2号適用分		
③法203条の3第3号適用分		
④法203条の3第4号適用分		
⑤社会保険料の金額	75,600 円	
⑥支払書	千代田区税1-2-2	

厚生労働省の源泉徴収票の表示方法 (全28文字以内) (※ 厚生労働省を参照してください。)

入力内容をクリア < 戻る 入力終了(次へ) >

「公的年金等の源泉徴収票」に記載 (表示) された事項について、画面に対応する各欄に入力してください。

全ての入力終了すると **公的年金等の入力内容確認** 画面が表示されますので、入力内容を確認し、**次へ** をクリックすると、①の **収入金額・所得金額の入力** 画面に戻ります。

入力内容を確認後、①の **収入金額・所得金額の入力** 画面の **入力終了(次へ)** をクリックしてください。

4 所得控除入力画面、税額控除・その他の項目の入力画面で所得控除額等を入力等します。

年末調整していない「生命保険料控除」等の入力未済となっている項目がある場合は、該当する項目の「入力する」、「訂正・内容確認」をクリックして入力等してください。

5 計算結果確認画面で、入力漏れがないか確認します。

収入金額等			
事業	営業等	(ア)	
	農業	(イ)	
不動産		(ウ)	
利子		(エ)	
配当		(オ)	
給与		(カ) 1,800,000	
雑	公的年金等	(キ) 2,772,100	
	その他	(ク)	
総合課税	短期	(ケ)	
	長期	(コ)	
一時		(サ)	
所得金額			
事業	営業等	(1)	
	農業	(2)	
不動産		(3)	
利子		(4)	
配当		(5)	
給与	区分	(6) 1,080,000	
雑	公的年金等	(7) 1,572,100	
	その他	(8)	
総合課税・一時	(ケ) + ((コ) + (サ)) × 1/2	(8)	
合計		(9) 2,652,100	
収入金額・所得金額を修正する			
所得から差し引かれる金額（所得控除）			
雑損控除		(10)	
医療費控除	区分	(11)	
社会保険料控除		(12) 296,349	
小規模企業共済等掛金控除		(13)	
生命保険料控除		(14) 50,000	
地震保険料控除		(15)	
寄附金控除		(16)	
寡婦・寡夫控除		(18)	
勤労学生・障害者控除		(19)～(20)	
配偶者（特別）控除	区分	(21)～(22)	
扶養控除		(23)	
基礎控除		(24) 380,000	
合計		(25) 726,349	
所得控除を修正する			
税金の計算（税額控除等）			
課税される所得金額	(9) - (25) 又は第三表	(26)	
上の(26)に対する税額	又は第三表(86)	(27) 96,250	
配当控除		(28)	
投資税額等控除	区分	(29)	
(総合所得等)	区分	(30)	
住宅借入金等特別控除		(31)～(33)	
政党等寄附金等特別控除		(34)	
住宅ローン減税特別控除	区分	(35)～(37)	
住宅特定改修・認定住宅新築等特別税額控除		(38)	
差引所得税額	((27)-(28)-(29)-(30)-(31)-(32)-(33)-(35)-(36)-(37))	(38) 96,250	
災害減免額		(39)	
再差引所得税額	((38)-(39))	(40) 96,250	
復興特別所得税額	((40) × 2.1%)	(41) 2,021	
所得税及び復興特別所得税の額	((40) + (41))	(42) 98,271	
外国税額控除	区分	(43)	
所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額		(44) 78,871	
所得税及び復興特別所得税の申告納税額	((42)-(43)-(44))	(45) 19,400	
所得税及び復興特別所得税の予定納税額（第1期分・第2期分）		(46)	
所得税及び復興特別所得税の第3期分の税額		(47) 19,400	
納める税金		(48)	
運付される税金		(49)	
その他		(50)	
配偶者の合計所得金額		(51)	
専従者控除額の合計額		(52)	
青色申告特別控除額		(53)	
雑所得・一時所得等の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計額		(54) 56,971	
未納付の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額		(55)	
本年分で差し引く繰越損失額		(56)	
平均課税対象金額		(57)	
変動・臨時所得金額	区分	(58)	
税額控除・その他の項目を修正する			
延納の届出			
申告期限までに納付する金額		(59)	
延納届出額	延納額の入力	(60)	
分離課税の収入金額・所得金額			
所得の種類	収入金額	所得金額	翌年以後に繰り越される損失の金額
一般株式等の譲渡所得等	(タ)	(61)	(62)
上場株式等の譲渡所得等	(チ)	(63) 1,000,000	(64) -300,000
上場株式等に係る配当所得等	(ツ)	(65) 200,000	(66) 0
先物取引に係る雑所得等	(ト)	(67)	(68)
退職所得	(ニ)	(69)	(70)
収入金額・所得金額を修正する			
< 戻る			
次へ >			

収入金額等の「給与」欄に給与所得の源泉徴収票の「支払金額」が表示されているか、「公的年金等」欄に公的年金等の源泉徴収票の「支払金額」が表示されているか確認してください。

「社会保険料控除」等の所得から差し引かれる金額の該当する控除欄に表示された金額が源泉徴収票に記載されている金額と相違ないか確認してください。

入力した金額等が誤っている又は入力未済となっている項目がある場合は、その内容に応じて収入金額・所得金額を修正する、所得控除を修正する、税額控除・その他の項目を修正するをクリックして、それぞれ該当する画面において訂正入力等してください。

入力方法が分からない場合には、「確定申告書等作成コーナー」の「入力例等」(35ページ参照)の具体的な入力例を参照してください。

入力内容を確認して次へをクリックしてください。
クリックすると、納税額又は還付される金額（この事例の納税額（所得税及び復興特別所得税）は19,400円となります。）が表示されますので、確認後OKボタンをクリックしてください。

6 住民税等入力画面で、住民税の徴収方法などについて入力します。

7 住所・氏名等入力画面などで、職業・世帯主、マイナンバー（個人番号）などを入力します。

Ⅲ 画面の案内に従って操作を進めます。e-Taxの場合は、申告書等のデータを送信してください。書面提出の場合は申告書等を印刷して郵送等により税務署に提出してください。

平成 29 年分 株式等の
譲渡所得等のあらまし

有価証券の譲渡による所得のうち、株式等の譲渡に係るものは、原則として、申告分離課税の方法により課税されます。

ここでは、平成29年分の**申告分離課税の方法による株式等の譲渡所得等の概要**を中心に説明しています。4～43ページの記載例等とともに申告書等の作成の参考としてください。

	(ページ)
I 株式譲渡益課税のあらまし	45
II 取得費(取得価額)	49
III 譲渡所得等の金額及び税額の計算	51
IV 上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例	52
V 特定口座制度	54
VI 国外転出時課税制度の概要	58
VII 株式等に係る譲渡所得等のその他の特例	58
VIII 上場株式等の配当等の課税関係	62

譲渡所得等の申告に当たっての注意点

- 株式等の譲渡所得等に対しては、**地方税（住民税）もかかります。**
なお、所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した方は、改めて住民税や事業税の申告書を提出する必要はありません（住民税については、58 ページ「参考事項 2」参照）。
- あなた（株式などをお売りになった方）を控除の対象者として、**「配偶者(特別)控除」、「扶養控除」の適用を受けている方がいる場合**には、あなたの一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額によっては、これらの控除の適用が受けられないことがあります。
特に、これらの**控除の適用を受けている方が給与所得者の場合は、ご注意ください。**
- ここに説明していない事柄や分からないことがありましたら、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】のタックスアンサーをご覧ください。最寄りの税務署にお尋ねください。

お知らせ

- 平成25年分から平成49年分まで、東日本大震災からの復興を図るための施策に必要な財源を確保するため、復興特別所得税（原則として各年分の所得税額の2.1%）を所得税と併せて申告・納付することとされています。
また、平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までの間に生ずる所得については、源泉所得税の徴収の際に復興特別所得税が併せて徴収されています。
詳しくは、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】をご覧ください。

I 株式譲渡益課税のあらまし

1 申告分離課税制度のあらまし

一般株式等（47ページ参照）の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額（以下「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」といいます。）については、他の所得の金額と区分して、一般株式等に係る譲渡所得等の金額の15%に相当する金額の所得税（他に復興特別所得税）が課されます。

また、上場株式等（46ページ参照）の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額（以下「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」といいます。）については、他の所得の金額と区分して、上場株式等に係る譲渡所得等の金額の15%に相当する金額の所得税（他に復興特別所得税）が課されます。

営利を目的として継続的に行う株式等（46ページ参照）の譲渡による所得は、事業所得又は雑所得となり、それ以外の株式等の譲渡による所得は、譲渡所得となります。

なお、次の株式等の譲渡による所得は、**譲渡所得**として差し支えありません。

- (1) 上場株式等で所有期間が1年を超えるものの譲渡による所得
- (2) 一般株式等の譲渡による所得

一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額は、所得の区分ごとに次のように計算します。

一般株式等に係る 譲渡所得等の金額	=	総収入金額 (譲渡価額)	-	必要経費 (取得費+譲渡費用+負債利子)	-	特定投資株式 の控除額	→ 損益の通算 は 不 可
上場株式等に係る 譲渡所得等の金額	=	総収入金額 (譲渡価額)	-	必要経費 (取得費+譲渡費用+負債利子)	-	特定投資株式 の控除額	

総 収 入 金 額	取 得 費 (取得価額)	○ 譲渡した株式等の取得に要した金額等 ※ 詳しくは、49ページから50ページをご覧ください。 ○ 相続財産を売却した場合の相続税額の取得費加算の特例 ※ 詳しくは、62ページをご覧ください。
	譲渡に要した 費 用	○ 譲渡のために要した委託手数料 ○ 管理費(事業所得又は雑所得に限ります。) ○ その他の経費
	取得に要した 負 債 の 利 子	○ 譲渡した株式等の取得のための借入金等の利子で、 本年中の所有期間に対応する部分の金額
	特定投資株式 の取得に要した 金額の控除	○ 特定投資株式を払込みにより取得した場合、その 取得に要した金額を一般株式等に係る譲渡所得等の 金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算 上控除することができます(59ページ参照)。
	一般株式等に係る 譲渡所得等の金額 又は 上場株式等に係る 譲渡所得等の金額	【上場株式等のみ】 ○ 上場株式等に係る譲渡損失の金額がある場合には、 その年分の分離課税配当所得等金額と損益通算し、控 除しきれない譲渡損失の金額は、翌年以後3年間の各 年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び分離課 税配当所得等金額から控除できます(52ページ参照)。

2 申告分離課税以外の課税方法

株式等の譲渡による所得であっても、その株式等の譲渡が次に掲げる譲渡に該当するときは、それぞれ次に掲げる方法により課税されます。

- (1) 金融商品先物取引等（有価証券の受渡しが行われることとなるものに限ります。）の方法による株式等の譲渡

事業所得又は雑所得として総合課税

〔注〕 金融商品先物取引等の決済が差金等決済によるときは、事業所得又は雑所得として分離課税

- (2) 土地等の譲渡に類する株式等の譲渡で、土地等の短期譲渡所得として分離課税の対象とされるもの
土地等の短期譲渡所得として分離課税

- (3) ゴルフ会員権に類する株式又は出資者の持分の譲渡

原則、譲渡所得として総合課税

- (4) 源泉徴収口座（55ページ参照）での上場株式等の譲渡

源泉徴収のみで課税関係が終了（他の所得と合わせて確定申告をすることもできます。）

3 株式等の範囲

- (1) 「株式等」とは、次に掲げるもの（外国法人に係るものを含み、ゴルフ会員権に類する株式又は出資者の持分を除きます。）をいいます。

- ① 株式（投資口を含みます。）、株主又は投資主となる権利、株式の割当てを受ける権利、新株予約権（新投資口予約権を含みます。）及び新株予約権の割当てを受ける権利
- ② 特別の法律により設立された法人の出資者の持分、合名会社、合資会社又は合同会社の社員の持分、協同組合等の組合員又は会員の持分その他法人の出資者の持分（出資者、社員、組合員又は会員となる権利及び出資の割当てを受ける権利を含み、③に掲げるものを除きます。）
- ③ 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資（優先出資者となる権利及び優先出資の割当てを受ける権利を含みます。）及び資産の流動化に関する法律に規定する優先出資（優先出資社員となる権利及び同法に規定する引受権を含みます。）
- ④ 投資信託の受益権
- ⑤ 特定受益証券発行信託の受益権
- ⑥ 社債的受益権
- ⑦ 公社債（預金保険法に規定する長期信用銀行債等並びに農水産業協同組合貯金保険法に規定する農林債及び償還差益について発行時に源泉徴収された割引債を除きます。）

- (2) 「上場株式等」とは、次に掲げるものをいいます。

- ① 金融商品取引所に上場されている株式等
※ 上場されている株式等には、いわゆる ETF、J-REIT、ベンチャーファンド及びカントリーファンドを含みます。
- ② 店頭売買登録銘柄として登録されている株式（出資及び投資口を含みます。）
- ③ 店頭転換社債型新株予約権付社債
- ④ 店頭管理銘柄株式（出資及び投資口を含みます。）
- ⑤ 日本銀行出資証券
- ⑥ 外国金融商品市場において売買されている株式等
- ⑦ 投資信託でその設定に係る受益権の募集が一定の公募により行われたもの（特定株式投資信託を除きます。）の受益権
- ⑧ 特定投資法人の投資口
- ⑨ 特定受益証券発行信託（その信託契約の締結時において委託者が取得する受益権の募集が一定の公募により行われたものに限ります。）の受益権
- ⑩ 特定目的信託（その信託契約の締結時において原委託者が取得する社債的受益権の募集が一定の公募により行われたものに限ります。）の社債的受益権
- ⑪ 国債及び地方債

- ⑫ 外国又はその地方公共団体が発行し、又は保証する債券
- ⑬ 会社以外の法人が特別の法律により発行する債券（外国法人に係るもの並びに投資法人債、短期投資法人債、特定社債及び特定短期社債を除きます。）
- ⑭ 公社債でその発行の際の有価証券の募集が一定の公募により行われたもの
- ⑮ 社債のうち、その発行の日前9月以内（外国法人にあっては、12月以内）に有価証券報告書等を内閣総理大臣に提出している法人が発行するもの
- ⑯ 金融商品取引所（これに類するもので、外国の法令に基づき設立されたものを含みます。）においてその金融商品取引所の規則に基づき公表された公社債情報（一定の期間内に発行する公社債の種類及び総額、その公社債の発行者の財務状況及び事業の内容その他その公社債及びその発行者に関して明らかにされるべき基本的な情報をいいます。）に基づき発行する公社債で、その発行の際に作成される目論見書に、その公社債がその公社債情報に基づき発行されるものである旨の記載のあるもの
- ⑰ 国外において発行された公社債で、次に掲げるもの
 - a 有価証券の売出し（その売付け勧誘等が一定の場合に該当するものに限ります。）に応じて取得した公社債（bにおいて「売出し公社債」といいます。）で、その取得の時から引き続きその有価証券の売出しをした金融商品取引業者等の営業所において保管の委託がされているもの
 - b 売付け勧誘等に応じて取得した公社債（売出し公社債を除きます。）で、その取得の日前9月以内（外国法人にあっては、12月以内）に有価証券報告書等を提出している会社が発行したもの（その取得の時から引き続きその売付け勧誘等をした金融商品取引業者等の営業所において保管の委託がされているものに限ります。）
- ⑱ 外国法人が発行し、又は保証する債券で一定のもの
- ⑲ 銀行業若しくは第一種金融商品取引業を行う者若しくは外国の法令に準拠してその国において銀行業若しくは金融商品取引業を行う法人（以下「銀行等」といいます。）又はその銀行等の関連会社として一定の者が発行した社債（その取得をした者が実質的に多数でない社債として一定のものを除きます。）
- ⑳ 平成27年12月31日以前に発行された公社債（その発行の時に同族会社に該当する会社が発行したものを除きます。）

(3) 「一般株式等」とは、上場株式等以外の株式等をいいます。

4 株式等に係る譲渡所得等のみなし譲渡課税の範囲（主なもの）

- (1) 一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額には、一般株式等につき交付を受ける次に掲げる金額も含まれます。
 - ① 法人の株主等がその法人の合併（合併法人の株式又は出資以外の資産が交付されなかった場合など一定の場合を除きます。）等により交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額（配当等の額とみなされる部分の金額を除きます。）
 - ② 公社債の元本の償還（買入れの方法による償還を含みます。）により交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額（特定公社債（上記3(2)の①、③、⑥又は⑪から⑳までに掲げる公社債をいいます。）以外の公社債の償還により交付を受ける金銭又は金銭以外の資産で、その償還の日において同族会社からその株主などが交付を受けるものの価額を除きます。）の合計額
 - ③ 分離利子公社債に係る利子として交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額
 - ④ 投資信託等の終了又は一部の解約により交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額のうち、その投資信託等について信託されている金額に達するまでの金額
- (2) 上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額には、上場株式等につき交付を受ける次に掲げる金額も含まれます。
 - ① 上記(1)の①から③までに掲げる金額
 - ② 投資信託等の終了又は一部の解約により交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額

5 株式等に係る譲渡所得等における各種特例の適用に当たって使用する申告書等の種類

区 分		特 例						申告の際に必要な書類						
		エンジェル控除(※2)の特例	上場株式等の 損益通算及び繰越控除			特定投資株式の 損益の計算及び繰越控除			申告書B第二・三表、第三表	申告書付表(※3)	計算明細書			
			前年からの繰越損失の金額	分離課税配当所得等金額との損益通算	翌年への繰越損失の金額	前年からの繰越損失の金額	上場株式等に係る譲渡所得等の金額との損益の計算	翌年への繰越損失の金額			計算明細書(※4)	エンジェル控除の明細書(※5)	株式の異動明細書(※6)	
株式(特定投資株式(※1)以外)	譲渡益	なし	なし					○	—	③	—	—		
			あり					○	①	③	—	—		
		あり	なし					○	—	③	○	—		
			あり					○	①	③	○	—		
	譲渡損							なし	なし	(申 告 不 要)				
								あり		○	①	③	—	—
									あり	○	①	③	—	—
特定投資株式(エンジェル株式)	譲渡益	なし				なし	○	—	④	—	○			
						あり	○	②	④	—	○			
		あり				なし	○	—	④	○	○			
						あり	○	②	④	○	○			
	譲渡損					あり	○	②	④	—	○			
							あり	○	②	④	—	○		
譲渡事実はないが、翌年以後に繰越控除の特例を受けようとする場合								○	①又は②	—	—	—		

(注1) 同一年中に特定投資株式以外の株式と特定投資株式の両方を譲渡した場合には、特定投資株式における書類を使用します。

(注2) 上記以外の場合については、税務署にお尋ねください。

※1 60ページの「参考事項3」を参照してください。

※2 59ページの「Ⅶ 株式等に係る譲渡所得等のその他の特例」3(1)をいいます。

※3 表中の①は、「確定申告書付表(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)」を表します。また②は、「確定申告書付表(特定投資株式に係る譲渡損失の損益の計算及び繰越控除用)」を表します。

※4 表中の③は、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」を表します。また④は、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書(特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合)」を表します。

※5 「エンジェル控除の明細書」とは、「特定(新規)中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」をいいます。この明細書は、59ページの「Ⅶ 株式等に係る譲渡所得等のその他の特例」3(1)の特例を受ける場合に必要になります。

※6 「株式の異動明細書」は、59ページの「Ⅶ 株式等に係る譲渡所得等のその他の特例」3のいわゆるエンジェル税制の特例を受ける場合に必要となります。

Ⅱ 取得費（取得価額）

1 株式等の取得費（取得価額）【原則】

株式等の取得費は、原則として、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる金額です。

	区 分	取得費（取得価額）
イ	金銭の払込みにより取得した株式等（ハに該当するものを除きます。）	その払い込んだ金銭の額（その金銭の払込みによる取得のために要した費用の額を加算した金額）
ロ	特定譲渡制限付株式又は承継譲渡制限付株式	その譲渡についての制限が解除された日における価額
ハ	発行法人から与えられた次に掲げる権利の行使により取得した株式等（特定権利行使株式を除きます。）	
	① 平成13年法律第79号による改正前の商法に規定する株式譲渡請求権	その権利の行使の日における価額
	② 平成13年法律第128号による改正前の商法に規定する新株の引受権	
	③ 改正前の商法に規定する新株予約権	
	④ 会社法第238条第2項の決議等に基づき交付された新株予約権（新株予約権を引き受ける者に特に有利な条件、金額であるとされるもの又は役務の提供による対価であるとされるものに限ります。）	
	⑤ 株式と引換えに払い込むべき金額が有利な場合におけるその株式を取得する権利（①から④に該当するものを除きます。）	その権利に基づく払込み又は給付の期日における価額
ニ	発行法人の株主等として与えられた新たな払込みや給付を要しないで取得した株式又は新株予約権	零
ホ	購入した株式等（ハに該当するものを除きます。）	その購入の代価（購入手数料、その他その株式等の購入のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額）
ヘ	イからホ以外の方法により取得した株式等	その取得の時におけるその株式等の取得のために通常要する価額

2 株式等の取得費（取得価額）【その他】

- (1) 相続（限定承認に係るものを除きます。）、遺贈（包括遺贈のうち限定承認に係るものを除きます。）又は贈与により取得した株式等の取得費（取得価額）は、被相続人又は贈与者の取得費（取得価額）を引き継ぎます。

なお、相続や贈与などの際に相続人や受贈者が支払った名義書換手数料などの金額も取得費（取得価額）に含まれます（下記(6)を適用する場合を除きます。）。

- (2) 株主割当てにより旧株に対して割り当てられた新株を取得した場合（金銭の払込みを要する場合に限ります。）において、その株主割当て後の旧株と新株の1株当たりの取得費（取得価額）は、次の算式で計算します。

$$\frac{\left(\begin{array}{c} \text{旧株1株の従前} \\ \text{の取得費等} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{c} \text{新株1株当た} \\ \text{りの払込金額} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{c} \text{旧株1株当た} \\ \text{りの新株数} \end{array} \right)}{\text{旧株1株当たりの新株数} + 1} = \left(\begin{array}{c} \text{株主割当て後の旧株} \\ \text{及び新株の取得費等} \end{array} \right)$$

- (3) 信用取引又は発行日取引の方法による株式の売買を行った場合の売付けに係る株式の取得価額として事業所得又は雑所得の必要経費に算入する金額は、その株式の買付けに要した金額です。

- (4) 昭和27年12月31日以前に取得した株式等について譲渡所得の金額の計算をする場合の取得費は、原則として、**同月中の公表最終価格等**を基として計算します。
- (5) **特定権利行使株式(60ページ「参考事項3」参照)**については、取得費(取得価額)の計算方法などが異なりますので、税務署にお尋ねください。
- (6) 株式等の取得費(取得価額)の金額が、その譲渡に係る収入金額の5%相当額に満たない場合には、その5%相当額を取得費(取得価額)の金額とすることができます。

3 2回以上にわたって取得した同一銘柄の株式等を譲渡した場合の株式等の取得費

その株式等を取得した時(その後既にその株式等の一部を譲渡している場合には、直前の譲渡の時)から譲渡の時までの期間を基礎として、取得した時(又は直前の譲渡の時)において有していた株式等及びその期間内に取得した株式等について**総平均法に準ずる方法**によって算出した1単位当たりの金額を基として計算します。

総平均法に準ずる方法の計算については、次の設例をご覧ください。

設 例

次の例を基に、平成29年10月3日に譲渡した株式3,000株の、譲渡所得の取得費を計算します。

取引例

(取引年月日等)	(株数)	(単価)	(入金)	(出金)
①平成27年11月10日 取得	3,000株	156円		468,000円
②平成28年1月7日 譲渡	2,000株	180円	360,000円	
③平成28年2月10日 取得	4,000株	170円		680,000円
④平成29年10月3日 譲渡	3,000株	150円	450,000円	

イ まず、平成28年1月7日の譲渡後(直前の譲渡後)の残株式1,000株の取得に要した金額を計算します。

$$\frac{468,000 \text{円}}{3,000 \text{株}} \times 1,000 \text{株} = \underline{156,000 \text{円}}$$

ロ 次に、平成29年10月3日に譲渡した株式3,000株の取得費を計算します。

$$\frac{\left[\begin{array}{c} \text{平成28年1月} \\ \text{残株式} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{c} \text{平成28年2月} \\ \text{取得株式} \end{array} \right]}{1,000 \text{株} + 4,000 \text{株}} = \underline{168 \text{円}} \quad \text{【1円未満切り上げ】}$$

$$168 \text{円} \times 3,000 \text{株} = \underline{504,000 \text{円}}$$

① 平成27年11月10日 に取得した 3,000株 の取得に要した金額 468,000円
--

② 平成28年1月7日 に譲渡した 2,000株 の取得費 312,000円 ----- 残株式 1,000株 の取得に要した金額 156,000円

③ 平成28年2月10日 に取得した 4,000株 の取得に要した金額 680,000円 ----- 1,000株 156,000円
--

④ 平成29年10月3日に 譲渡した 3,000株 の取得費 504,000円 ----- 残株式 2,000株 の取得に要した金額 336,000円

$$168 \text{円} \times 2,000 \text{株} = \underline{336,000 \text{円}}$$

(注) 売買委託手数料やそれに係る消費税及び地方消費税も取得費(取得価額)に算入されますが、上記の計算例では、便宜上、これらの金額を含めないで計算しています。

Ⅲ 譲渡所得等の金額及び税額の計算

1 一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算

一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額は、次のように計算します。

$$\begin{array}{l}
 \begin{array}{|c|} \hline \text{一般株式等の} \\ \text{譲渡損益} \\ \hline \end{array} \\
 \begin{array}{|c|} \hline \text{上場株式等の} \\ \text{譲渡損益} \\ \hline \end{array}
 \end{array}
 - \begin{array}{|c|} \hline \text{特定投資株式の} \\ \text{控除額（※）} \\ \hline \end{array}
 = \begin{array}{|c|} \hline \text{一般株式等に係る} \\ \text{譲渡所得等の金額} \\ \hline \end{array}
 \begin{array}{|c|} \hline \text{上場株式等に係る} \\ \text{譲渡所得等の金額} \\ \hline \end{array}$$

$$\begin{array}{l}
 \begin{array}{|c|} \hline \text{一般株式等に係る} \\ \text{譲渡所得等の金額} \\ \hline \end{array} \\
 \begin{array}{|c|} \hline \text{上場株式等に係る} \\ \text{譲渡所得等の金額} \\ \hline \end{array}
 \end{array}
 - \begin{array}{|c|} \hline \text{特定投資株式に} \\ \text{係る譲渡損失の} \\ \text{繰越控除額等} \\ \text{（※）} \\ \hline \end{array}
 - \begin{array}{|c|} \hline \text{上場株式等に係る} \\ \text{譲渡損失の繰越控除額} \\ \hline \end{array}
 = \begin{array}{|c|} \hline \text{一般株式等に係る} \\ \text{譲渡所得等の金額} \\ \hline \end{array}
 \begin{array}{|c|} \hline \text{上場株式等に係る} \\ \text{譲渡所得等の金額} \\ \hline \end{array}$$

※ 控除額及び繰越控除額は、一般株式等、上場株式等の順に控除します。

〔注〕 **一般株式等に係る譲渡所得等の赤字の金額**は、他の一般株式等に係る譲渡所得等の黒字の金額から、**上場株式等に係る譲渡所得等の赤字の金額**は、他の上場株式等に係る譲渡所得等の黒字の金額から控除できますが、原則として**一般株式等に係る譲渡所得等の赤字の金額**は、上場株式等に係る譲渡所得等の黒字の金額から、**上場株式等に係る譲渡所得等の赤字の金額**は、一般株式等に係る譲渡所得等の黒字の金額から控除することはできません。

また、その控除をしてもなお控除しきれない**赤字の金額**は、給与所得など**他の各種所得（分離課税配当所得等を除きます。）の黒字の金額から差し引くことはできません。**

逆に、不動産所得など**他の各種所得に赤字の金額がある場合**においても、その各種所得の**赤字の金額は、一般株式等に係る譲渡所得等の黒字の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の黒字の金額から差し引くことはできません。**

参考
1

2 税額の計算

$$\begin{array}{l}
 \begin{array}{|c|} \hline \text{一般株式等に係る} \\ \text{譲渡所得等の金額} \\ \hline \end{array} \\
 \begin{array}{|c|} \hline \text{上場株式等に係る} \\ \text{譲渡所得等の金額} \\ \hline \end{array}
 \end{array}
 - \begin{array}{|c|} \hline \text{総所得金額等から控除} \\ \text{しきれない所得控除額} \\ \text{（※1）} \\ \hline \end{array}
 = \begin{array}{|c|} \hline \text{一般株式等に係る} \\ \text{課税譲渡所得等の金額} \\ \hline \end{array}
 \begin{array}{|c|} \hline \text{上場株式等に係る} \\ \text{課税譲渡所得等の金額} \\ \hline \end{array}$$

$$\begin{array}{l}
 \begin{array}{|c|} \hline \text{一般株式等に係る} \\ \text{課税譲渡所得等の金額} \\ \hline \end{array} \\
 \begin{array}{|c|} \hline \text{上場株式等に係る} \\ \text{課税譲渡所得等の金額} \\ \hline \end{array}
 \end{array}
 \times \text{所得税15\% (他に住民税5\%)} = \text{所得税額(※2) (住民税額)}$$

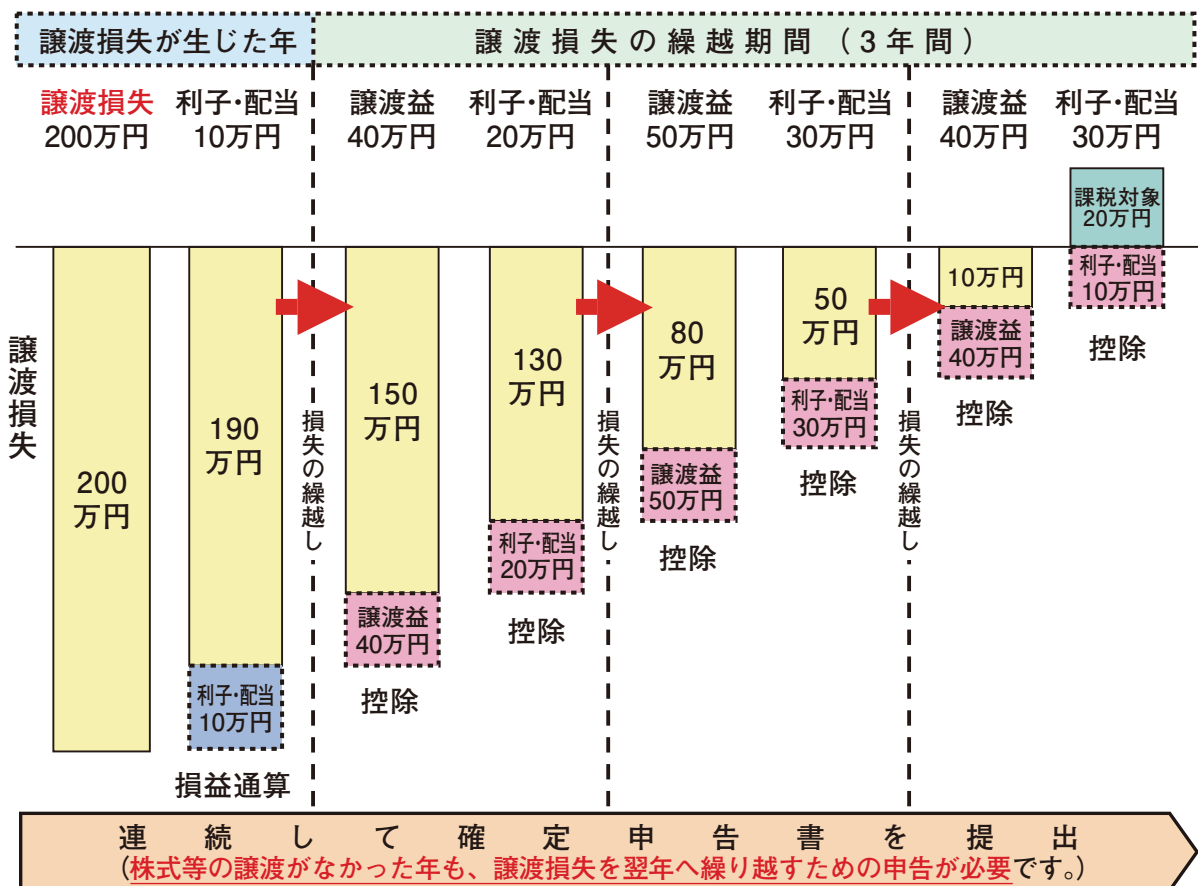
※1 **総所得金額等から控除しきれない雑損控除、医療費控除、配偶者控除、基礎控除などの所得控除の金額**がある場合には、その控除しきれない金額を**一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額から控除**します。

所得控除の金額は、一般株式等に係る譲渡所得等の金額、上場株式等に係る譲渡所得等の金額から順次控除します（ただし、これと異なる順序で控除しても差し支えありません。）。

※2 所得税のほかに、復興特別所得税が課されます。

Ⅳ 上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例

1 概要



2 内容

平成28年分以後の各年分において上場株式等を金融商品取引業者等を通じて譲渡（下記(1)参照）したことにより生じた譲渡損失の金額は、確定申告により、その年分の上場株式等に係る配当所得等の金額（下記(2)参照）と損益通算することができます。

また、損益通算してもなお控除しきれない譲渡損失の金額については、翌年以後3年間にわたり、確定申告により上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る配当所得等の金額から繰越控除することができます。

(注1) 平成27年分以前の各年分において生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額で平成28年分以後に繰り越されたものについても、平成28年分以後における上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る配当所得等の金額から繰越控除することができます。

(注2) 上場株式等に係る譲渡損失の金額を一般株式等に係る譲渡所得等の金額から控除することはできません。また、平成27年分以前の各年分において生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額で平成28年分以後に繰り越されたものについても、一般株式等に係る譲渡所得等の金額から繰越控除することはできません。

(注3) 次の(1)の①から⑪以外の方法による上場株式等の譲渡（いわゆる相対取引による上場株式等の譲渡）により生じた譲渡損失については、損益通算及び繰越控除はできません。

(注4) 非課税口座（NISA口座）及び未成年者口座（ジュニアNISA口座）内の上場株式等を譲渡したことにより生じた譲渡損失については、損益通算及び繰越控除はできません。

(1) 上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の対象となる譲渡の範囲

上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の対象となる譲渡（金融商品取引業者等を通じた譲渡）は、次の方法による上場株式等の譲渡をいいます。

① 金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限ります。）又は登録金融機関への売委託により行う譲渡

- ② 金融商品取引業者に対する譲渡
 - ③ 登録金融機関又は投資信託委託会社に対する譲渡で一定のもの
 - ④ 法人の合併などによりみなし譲渡課税の対象となるもの（47ページの4(2)参照）
 - ⑤ 上場株式等を発行した法人の行う株式交換又は株式移転による株式交換完全親法人又は株式移転完全親法人に対する譲渡
 - ⑥ 上場株式等を発行した法人に対して会社法の規定に基づいて行う単元未満株式の譲渡
 - ⑦ 新株予約権付社債についての社債、取得条項付新株予約権又は新株予約権付社債の発行法人に対する譲渡で一定のもの及び取得条項付新投資口予約権の発行法人に対する譲渡
 - ⑧ 上場株式等を発行した法人に対して改正前の商法の規定に基づいて行う端株の譲渡
 - ⑨ 上場株式等を発行した法人が行う会社法第234条第1項の規定等による一株又は一口に満たない端数に係る上場株式等の競売その他一定の譲渡
 - ⑩ 信託会社（信託業務を営む金融機関を含みます。）の国内にある営業所に信託されている上場株式等の譲渡で、その営業所を通じて、外国証券業者への売委託により行うもの又は外国証券業者に対して行うもの
 - ⑪ 国外転出時課税制度（58ページ参照）により譲渡があったものとみなされるもの
- (2) **上場株式等に係る譲渡損失の金額と上場株式等に係る配当所得等の金額の損益通算の方法**
 その年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額は、上場株式等に係る配当所得等の金額を限度として、その年分の上場株式等に係る配当所得等の金額の計算上控除します。
 なお、上場株式等に係る配当所得等の金額とは、上場株式等の配当等^(注)に係る利子所得の金額及び配当所得の金額（上場株式等の配当等に係る配当所得については、申告分離課税を選択したものに限り、）の合計額をいいます。
 (注) 「上場株式等の配当等」とは、**特定公社債（47ページの4(1)の②参照）の利子、公募公社債投資信託の収益の分配、上場株式の配当、公募株式投資信託の収益の分配**などをいい、大口株主等^(※)が支払を受けるものを除きます。
 ※ 「大口株主等」とは、その株式等の保有割合が発行済株式等の総数等の3%以上である株式又は出資を有する者をいいます。
- (3) **上場株式等に係る譲渡損失の金額の繰越控除の方法**
 ① 上場株式等に係る譲渡損失の金額が前年以前3年内の二以上の年に生じたものである場合には、これらの年のうち最も古い年に生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額から順次控除します。
 ② 前年以前3年内の一の年において生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除する場合において、その年分の「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」及び「上場株式等に係る配当所得等の金額」があるときは、まずその「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」から控除し、なお控除しきれない譲渡損失の金額をその「上場株式等に係る配当所得等の金額」から控除します。
 ※ 「上場株式等に係る配当所得等の金額」については、上記(2)の適用がある場合は、これを適用した後の金額になります。
- (4) 所得税の扶養控除の対象となる扶養親族に該当するかどうかなどを判定する際の「**合計所得金額**」は、配当所得等との**損益通算の適用後の金額**であり**繰越控除の適用前の金額**となります。

3 手続

それぞれの特例の適用を受けるためには、次の手続が必要になります。源泉徴収口座（55ページ参照）の譲渡損失の金額を申告する場合も同じです。

(1) 上場株式等に係る譲渡損失と上場株式等に係る配当所得等との損益通算

- ① この損益通算の規定の適用を受けようとする年分の確定申告書に、この規定の適用を受けようとする旨を記載します（【事例4】28ページの**特例適用条文**を参照）。
- ② 上記①の年分の所得税及び復興特別所得税につき、その**上場株式等に係る譲渡損失の金額の計算に関する明細書（※）**の添付がある確定申告書を提出します。なお、控除しきれない譲渡損失の金額があり、翌年以後にその譲渡損失の金額を繰り越す場合には、次の(2)の手続が必要になります。

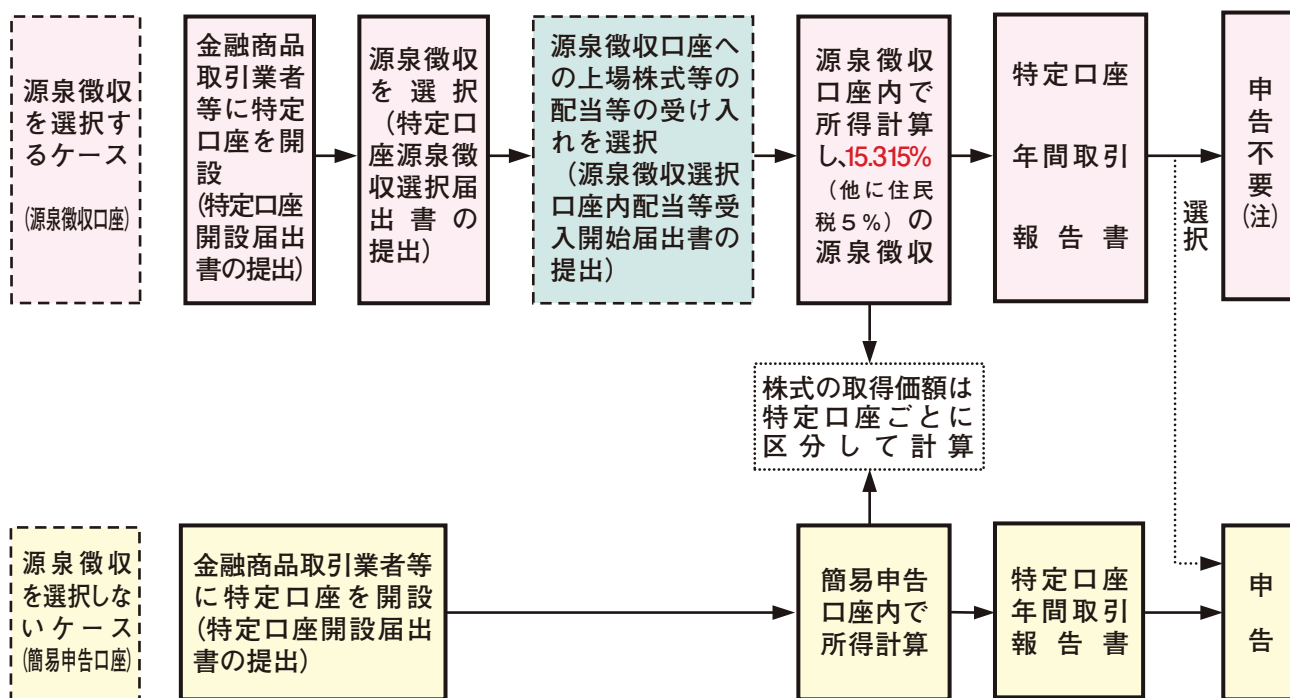
(2) 上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除

- ① 上場株式等に係る譲渡損失の金額が生じた年分の所得税及び復興特別所得税につき、その上場株式等に係る譲渡損失の金額の計算に関する明細書（※）の添付がある確定申告書を提出します。
- ② 上場株式等に係る譲渡損失の金額が生じた年分の後年において連続して確定申告書を提出します（上場株式等に係る譲渡損失の金額が生じた年分の後年に株式等の譲渡がない場合でも、その年の翌年以後にこの上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の適用を受けようとする場合は、確定申告書に「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」を添付する必要があります。）。
- ③ この繰越控除の適用を受けようとする年分の確定申告書に、この繰越控除を受ける金額の計算に関する明細書（※）を添付します。

※ 「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」、「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」

V 特定口座制度

1 概要図



注 源泉徴収口座の譲渡損失の金額を、その源泉徴収口座以外の上場株式等に係る譲渡所得等の黒字の金額と相殺する場合、又は上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受ける場合などには、確定申告が必要です。

2 内容

(1) 特定口座制度の概要

金融商品取引業者等に特定口座を開設して取引をした場合においてその特定口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又はその特定口座に保管の委託がされている上場株式等を譲渡した場合には、それぞれの**特定口座ごとに**、その特定口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡による譲渡所得等の金額と、それ以外の株式等の譲渡所得等の金額とを**区分して計算**します。

また、その特定口座内の譲渡所得等の金額の計算は金融商品取引業者等が行い、年間の取引の合計を記載した「特定口座年間取引報告書」が、取引を行った年の翌年1月31日までに金融商品取引業者等から交付されます（56ページ「参考事項1」参照）。

(2) 特定口座に受け入れることができる主な上場株式等（特定口座内保管上場株式等）

- ① 特定口座の開設後にその金融商品取引業者等への買付けの委託（買付けの委託の媒介、取次ぎ又は代理を含みます。）により取得をした上場株式等又はその金融商品取引業者等から取得をした上場株式等で、その取得後直ちに特定口座に受け入れるもの
- ② 他の金融商品取引業者等に開設されている特定口座から移管される上場株式等
- ③ その特定口座を開設する金融商品取引業者等が行う上場株式等の募集により取得した上場株式等又はその金融商品取引業者等が行う有価証券の売出しに応じて取得した上場株式等
- ④ 贈与、相続又は遺贈により取得した上場株式等で、同一の金融商品取引業者等に開設された被相続人等の特定口座、非課税口座若しくは未成年者口座又は特定口座以外の口座（非課税口座及び未成年者口座を除きます。以下「相続等一般口座」といいます。）から移管により受け入れる一定のもの
- ⑤ 贈与、相続又は遺贈により取得した上場株式等で、異なる金融商品取引業者等に開設された被相続人等の特定口座又は相続等一般口座から移管により受け入れる一定のもの
- ⑥ 特定口座内保管上場株式等につき株式の分割・併合、会社法に規定する株式無償割当て、法人の合併・分割、法人の行った株式分配、株式交換、株式移転又は投資信託の併合により取得する一定の上場株式等で、特定口座への受入れを振替口座簿に記載若しくは記録をし、又は保管の委託をする方法により行うもの
- ⑦ 特定口座内保管上場株式等につき所得税法第57条の4第3項に規定する取得請求権付株式の請求権の行使、取得条項付株式の取得事由の発生、全部取得条項付種類株式の取得決議又は取得条項付新株予約権が付された新株予約権付社債の取得事由の発生により取得する上場株式等で、特定口座への受入れを振替口座簿に記載若しくは記録をし、又は保管の委託をする方法により行うもの
- ⑧ 特定口座内保管上場株式等に付された新株予約権又は特定口座内保管上場株式等について与えられた新株予約権等の行使等により取得する上場株式等で、特定口座への受入れを振替口座簿に記載若しくは記録をし、又は保管の委託をする方法により行うもの
- ⑨ 持株会契約等に基づき取得した上場株式等で、特定口座への受入れをその持株会契約等に基づき開設された持株会等口座から特定口座への振替の方法により行うもの
- ⑩ 上場株式等以外の株式等を発行した法人の合併・分割、法人の行った株式分配、株式交換又は株式移転により取得する一定の株式等でその全てを、その合併・分割、株式分配、株式交換又は株式移転の日に特定口座への受入れを振替口座簿に記載若しくは記録をし、又は保管の委託をする方法により行うもの

(3) 源泉徴収を行う特定口座（源泉徴収口座）【申告不要制度】

「特定口座源泉徴収選択届出書」の提出がされた特定口座（源泉徴収口座）においては、上場株式等の譲渡の都度、年初からの純利益を計算し、その年における前回の譲渡までの純利益の額を超える部分の金額（源泉徴収選択口座内調整所得金額）が生じた場合には、その譲渡の対価の支払をする際に、その源泉徴収選択口座内調整所得金額に**所得税及び復興特別所得税15.315%（他に住民税5%）の税率**を乗じて計算した金額が金融商品取引業者等により源泉徴収され、納税が完結しますので、確定申告をする必要はありません。また、金融商品取引業者等を通じて支払を受ける上場株式等の配当等については、その金融商品取引業者等に開設している源泉徴収口座に受け入れることができ、上場株式等の配当等を受け入れた源泉徴収口座内に上場株式等を譲渡したことにより生じた譲渡損失の金額があるときは、上場株式等の配当等の額の総額からその上場株式等を譲渡したことにより生じた譲渡損失の金額を控除（損益通算）した金額をもとに金融商品取引業者等により源泉徴収され納税が完結しますので、確定申告をする必要はありません。これらの場合、「配偶者控除」、「扶養控除」などを判定する際の「合計所得金額」は、源泉徴収口座の所得を含めずに判定します。

ただし、源泉徴収口座の譲渡所得等の金額が赤字となった場合（上場株式等の配当等を受けられている場合においてその上場株式等の配当等との通算後）で、その赤字を当該源泉徴収口座以外の上場株式等に係る譲渡所得等の黒字の金額と相殺するとき、又は「上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除」の特例（52ページ参照）の適用を受けるときなどには、確定申告をする必要があります。これらの場合には、57ページ【注意】をご確認ください。

(注) 年初からの譲渡の純利益を計算した結果、その年における前回の譲渡までの純利益の額に満たないこととなった場合には、その都度、その満たない金額に所得税及び復興特別所得税15.315%（他に住民税5%）を乗じて計算した金額に相当する所得税及び復興特別所得税が金融商品取引業者等から還付されます。ただし、上場株式等に係る譲渡損失の金額と上場株式等の配当等の額の総額との損益通算は、年末時点で譲渡損益が確定した後に行われます。

3 手続

- (1) 源泉徴収を選択する場合には、その年の最初の譲渡の時までに、金融商品取引業者等に対して、「特定口座源泉徴収選択届出書」を提出する必要があります。また、その選択は年単位となっていますので、**年の途中で源泉徴収を行わないように変更することはできません。**
- (2) 源泉徴収口座に上場株式等の配当等を受け入れる場合には、その口座に受入れをしようとする上場株式等の配当等の支払の確定する日までに、金融商品取引業者等に対して、「源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書」を提出する必要があります。また、その受入れは「源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書」を提出するまで継続されます。
- (3) 確定申告書を提出する場合において、「特定口座における上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と「その特定口座以外における上場株式等に係る譲渡所得等の金額」との合計は、**「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」**により行います。
- (4) 確定申告書を提出する場合において、その年中に一の特定口座以外に申告すべきものがない場合には、**「特定口座年間取引報告書」**の添付をもって**「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」**の添付に代えることができます。

(注) 源泉徴収口座を申告する場合には、「特定口座年間取引報告書」を確定申告書に添付する必要があります。

参考事項 1

e-Tax（国税電子申告・納税システム）を利用して確定申告をする場合における「特定口座年間取引報告書」の提出について

- (1) 所得税及び復興特別所得税の確定申告を**e-Tax**で行う場合、「特定口座年間取引報告書」は、その記載内容を入力して送信することにより、その提出を省略することができます^注。

なお、**e-Tax**の利用に際しては、電子証明書の取得、ICカードリーダライタの購入などの事前準備が必要です。この電子証明書は、社会保障・税番号制度の導入に伴い、平成28年1月以降に交付が開始された「マイナンバーカード」に格納されます。

(注) 提出を省略した「特定口座年間取引報告書」については、法定申告期限から5年間、税務署から提示又は提出を求められることがありますので、自宅等で保存しておく必要があります。

- (2) 金融商品取引業者等から「特定口座年間取引報告書」を書面に代えて電磁的方法により提供を受けた場合^{注1}に、その電磁的方法で提供された「特定口座年間取引報告書」が金融商品取引業者等の電子署名を付した一定のXML形式のものであれば、**e-Tax**を利用して送信することができます^{注2}。

(注1) 「特定口座年間取引報告書」が電磁的方法により提供されているときであっても金融商品取引業者等に「特定口座年間取引報告書」の交付を請求すれば、金融商品取引業者等は書面による「特定口座年間取引報告書」の交付をしなければならないこととされています。

(注2) 平成28年分以降の所得税及び復興特別所得税の確定申告を**e-Tax**で行う場合、一定の添付書類についてはイメージデータ（PDF形式）により提出することができますが、「特定口座年間取引報告書」などの①記載内容を入力して送信することにより提出を省略することができる添付書類や②電子データ（XML形式）により提出することができる添付書類については、イメージデータ（PDF形式）により提出することができませんので、ご注意ください。

【注意】

源泉徴収口座の譲渡所得等の金額又はその源泉徴収口座の配当所得等の金額の申告に当たっては、次の点に注意してください。

- 1 源泉徴収口座の譲渡所得等の金額又はその源泉徴収口座の配当所得等の金額を申告するかどうかは口座ごとに選択できます（1回の譲渡ごと、1回に支払を受ける上場株式等の配当等ごとの選択はできません）。
- 2 源泉徴収口座の譲渡所得等の黒字の金額とその源泉徴収口座の配当所得等の金額のいずれかのみを申告することもできます。ただし、源泉徴収口座の譲渡損失の金額を申告する場合には、その源泉徴収口座の配当所得等の金額も併せて申告しなければなりません。
- 3 源泉徴収口座の譲渡所得等の金額又は配当所得等の金額を申告した後に、その譲渡所得等の金額又は配当所得等の金額を申告しないこととする変更はできません。また、源泉徴収口座の譲渡所得等の金額又は配当所得等の金額を含めないで申告した後に、その譲渡所得等の金額又は配当所得等の金額を申告することとする変更もできません。

《参考》源泉徴収口座を申告する場合の転記方法

特定口座年間取引報告書

(譲渡に係る年間取引損益及び源泉徴収税額等)		源泉徴収税額 (所得税)		株式等譲渡所得割額 (住民税)		外国所得税の額	
譲渡区分	① 譲渡の対価の額 (収入金額)	② 取得費及び譲渡に要した費用の額等	③ 差引金額 (譲渡所得等の金額) (①-②)				
上場分							
特定信用分							
合計							

(配当等の額及び源泉徴収税額等)		源泉徴収税額 (所得税)		配当割額 (住民税)		特別分配金の額		外国所得税の額	
種類	配当等の額								
④ 株式、出資又は基金									
⑤ 特定株式投資信託									
⑥ 投資信託又は特定受益証券発行信託 (⑤、⑦及び⑧以外)									
⑦ オープン型証券投資信託									
⑧ 国外株式又は国外投資信託等									
⑨ 合計 (④+⑤+⑥+⑦+⑧)									
⑩ 公社債									
⑪ 社債的受益権									
⑫ 投資信託又は特定受益証券発行信託 (⑬及び⑭以外)									
⑬ オープン型証券投資信託									
⑭ 国外公社債等又は国外投資信託等									
⑮ 合計 (⑩+⑪+⑫+⑬+⑭)									
⑯ 譲渡損失の金額									
⑰ 差引金額 (⑨+⑮-⑯)									
⑱ 納付税額									
⑲ 還付税額 (⑨+⑮-⑱)									

金融商品取引業者等 所在地 名称 (電話) 法人番号

計算明細書 2面 (上部)

譲渡の対価の額 (収入金額)	取得費及び譲渡に要した費用の額等	差引金額 (譲渡所得等の金額)	源泉徴収税額
円	円	円	円

申告書第二表 (左上部)

○ 所得の内訳 (所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

所得の種類	種目・所得の生ずる場所又は給与などの支払者の氏名・名称	収入金額	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
株式等の譲渡	〇〇証券〇〇支店		
利子・配当	株式等の利子・配当 〇〇証券〇〇支店		

申告書第一表 (右下部)

配偶者の合計所得金額	④9	
専従者給与 (控除) 額の合計額	⑤0	
青色申告特別控除額	⑤1	
所得税・復興特別所得税の源泉徴収税額の合計額	⑤2	
未納付の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	⑤3	
本年分差引繰越損失額	⑤4	

申告書第二表 (下部)

配当に関する住民税の特例	円	非居住者の特例	円
配当割額控除額		株式等譲渡所得割額控除額	

【配当割額控除額】 【株式等譲渡所得割額控除額】 等について

平成29年中に道府県民税配当割額（5 %の税率）が特別徴収されたいわゆる特定配当等の額及び道府県民税株式等譲渡所得割額（5 %の税率）が特別徴収されたいわゆる特定株式等譲渡所得金額について、①所得税及び復興特別所得税の確定申告をしないで源泉徴収で済ませた場合には、個人住民税についても特別徴収で済ませることとなります^(注)。また、②所得税及び復興特別所得税の確定申告をして所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の控除や還付を受ける場合には、個人住民税についても特別徴収税額の控除や還付を受けることとなります^(注)ので、所得税及び復興特別所得税の確定申告をした場合は、道府県民税配当割額及び株式等譲渡所得割額を**申告書第二表の「配当割額控除額」欄及び「株式等譲渡所得割額控除額」欄**に書いてください（57ページ **《参考》源泉徴収口座を申告する場合の転記方法**参照）。**これらの場合、国民健康保険料(税)、後期高齢者医療保険料、介護保険料などの額に影響を及ぼす場合がありますので、ご注意ください。**

なお、①の場合、「配偶者控除」、「扶養控除」などを判定する際の「合計所得金額」は、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額を含めずに判定します。

また、②の場合、市区町村が税額を計算した結果、特別徴収税額の還付を受ける場合は、その旨と還付を受けるための手続を市区町村が納税者に通知することになっています。

(注) 特定配当等の額又は特定株式等譲渡所得金額に係る個人住民税の課税方式について、所得税及び復興特別所得税と異なる課税方式を選択する場合は、別途、個人住民税の申告が必要です。
詳しくは、お住まいの市区町村にお問い合わせください。

Ⅵ 国外転出時課税制度の概要

平成27年7月1日以後に**国外転出**（国内に住所及び居所を有しないこととなることをいいます。以下同じです。）をする一定の居住者^(注1)が**1億円以上**の対象資産^(注2)を所有等している場合には、その対象資産の含み益に所得税（復興特別所得税を含みます。以下同じです。）が課されます。

国外転出時課税の対象となる方は、所得税の確定申告等の手続を行う必要があります。また、一定の手続をすることで、納税猶予制度や税額を減額するなどの措置を受けることができます。**いずれの減額措置等も国外転出の時までに納税管理人の届出書を所轄税務署に提出**するなどの手続が**必須**となりますので、ご注意ください。

また、平成27年7月1日以後に**1億円以上**の対象資産を所有等している一定の居住者^(注3)から、**国外に居住する親族等（非居住者）へ、贈与、相続又は遺贈**によりその対象資産の全部又は一部の移転があった場合には、移転があったその対象資産の含み益に所得税が課されます。

(注1) 原則として国外転出をする日前10年以内において、国内に5年を超えて住所又は居所を有している者をいいます。

(注2) 対象資産とは、有価証券等、未決済信用取引等又は未決済デリバティブ取引をいいます。

(注3) 原則として贈与の日又は相続開始の日前10年以内において、国内に5年を超えて住所又は居所を有している贈与者又は被相続人をいいます。

詳しくは、国税庁ホームページ **【www.nta.go.jp】** をご覧いただくか、最寄りの税務署にお尋ねください。

Ⅶ 株式等に係る譲渡所得等のその他の特例

以下の株式等に係る譲渡所得等の特例の詳しい内容については、税務署にお尋ねください。《措法：租税特別措置法、所法：所得税法》

1 特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例（措法37条の11の2）

特定口座内保管上場株式等（55ページの2(2)参照）であったもの（内国法人の株式又は公社債に限ります。）が、上場株式等に該当しないこととなった日以後、引き続き特定管理株式等として特定管理口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は特定管理口座に保管の委託がされている場合

には、株式又は公社債を発行した内国法人に清算終了等の事実が発生した時にその特定管理株式等の譲渡があったものとみなし、その取得価額を上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とみなして、上場株式等に係る譲渡所得等の金額を計算します。

また、「特定口座内公社債」で、一定の要件を満たすものについても、本特例の適用を受けることができます。

なお、その譲渡損失の金額については、確定申告により、「上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除」の特例（52ページ参照）の適用を受けることができます。

2 特定権利行使株式に係る保管の委託等の解約等があった場合のみなし譲渡課税（措法29条の2④）

特定権利行使株式の保管の委託等の解約等により、その全部又は一部の返還又は移転があった場合には、その時点で、その時における価額に相当する金額で譲渡があったものとみなして、一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額を計算します。

3 特定投資株式に係る各種特例（いわゆるエンジェル税制）

(1) 特定投資株式の取得に要した金額の控除の特例（措法37条の13）

特定投資株式を払込みにより取得をした場合には、その年分の一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算については、その計算上その年中に払込みにより取得した特定投資株式（その年の12月31日に有するものに限ります。以下「控除対象特定株式」といいます。）の取得に要した金額の合計額（この特例の適用前の一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び適用前の上場株式等に係る譲渡所得等の金額の合計額を限度とします。）が控除されます。

なお、特例適用年の翌年以後の控除対象特定株式と同一銘柄株式1株当たりの取得費は、その同一銘柄株式の特例適用年の12月31日における1株当たりの取得費から特例の適用を受けた金額を12月31日において有するその同一銘柄株式の数で除した金額を控除した金額に調整します（60ページの「【参考】エンジェル税制の適用を受けた株式の取得費の調整計算」をご覧ください。）。

(2) 特定投資株式が株式としての価値を失った場合の特例（措法37条の13の2①）

払込みにより取得をした特定投資株式が、上場等の日の前日までの期間内に、清算終了等の事実により株式としての価値を失ったときは、その損失はその株式を譲渡したことによる損失とみなして、一般株式等に係る譲渡所得等の金額を計算します。

(3) 特定投資株式に係る譲渡損失の損益の計算の特例（措法37条の13の2④）

払込みにより取得をした特定投資株式を上場等の日の前日までの期間内に譲渡したことにより生じた譲渡損失の金額（上記(2)の損失も含みます。）のうち、譲渡した年の一般株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除しきれない金額は、その年の上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除できます。

(4) 特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除の特例（措法37条の13の2⑦）

上記(3)の特例を適用しても、なお控除しきれない譲渡損失の金額は、その年の翌年以後3年間にわたり、一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額から繰越控除できます。

なお、同一年中に「特定投資株式に係る譲渡損失の金額」のほかに「上場株式等に係る譲渡損失の金額」が生じた場合において、上場株式等の譲渡益からは①「特定投資株式に係る譲渡損失の金額」、②「上場株式等に係る譲渡損失の金額」の順で控除します。

(5) 特定投資株式に係る譲渡所得等の課税の特例（平成20年法律第23号による改正前の措法37条の13の3）

平成12年4月1日から平成20年4月30日前までの間に払込みにより取得をした特定投資株式については、その特定投資株式を譲渡した場合に、一定の要件に該当するときはその一般株式等に係る譲渡所得等の金額又は上場株式等に係る譲渡所得等の金額は、その2分の1に相当する金額となります。

上記(1)から(5)の特例の適用を受ける場合には、その特例の適用を受けようとする年分の確定申告書に、特例の適用を受けようとする旨の記載をし（上記(4)を除きます。）、かつ、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合）」などの書類を添付する必要があります。添付する書類については、48ページの「5 株式等に係る譲渡所得等における各種特例の適用に当たって使用する申告書等の種類」を参照してください。

【参考】エンジェル税制の適用を受けた株式の取得費の調整計算

ここでは、特定投資株式の取得に要した金額の控除の特例（措法37条の13）（59ページの3(1)参照）の適用を受けて取得した株式の取得費の調整計算を説明します。

この特例の適用を受けて取得した株式を譲渡した場合、その取得費の計算は通常の方法（総平均法に準ずる方法）により計算した金額から調整計算をする必要があります。計算例は次のとおりです。

特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例（措法41条の19）（61ページの「参考事項4」参照）の適用を受けて取得した株式についても下記の【計算例】と同様の調整計算が必要となります。この場合、下記の【計算例】の①欄は、「特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除額の計算明細書」の⑩欄又は⑮欄の金額になります。

【計算例】

① 特例の適用を受けた金額	6,000,000 円
② 平成29年12月31日において有する同一銘柄株式の株数	3 株
③ この特例を適用しないものとした場合の、平成29年12月31日の取得費の金額（単価）	3,500,000 円
④ 取得費の調整の際に控除する金額（①／②）	2,000,000 円
⑤ 調整後の取得費の金額（単価）（③－④）	1,500,000 円

「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の⑩欄の「一般株式等」及び「上場株式等」の合計額を記載します。

特例の適用をしないで総平均法に準ずる方法により計算した、平成29年12月31日現在の取得費の金額を記載します。

平成30年以後にこの銘柄の株式を譲渡する場合の取得費の金額となります。

参 考 事 項 3

【特定権利行使株式（いわゆるストック・オプション税制の適用を受けて取得した株式）】

特定の取締役等が受ける新株予約権等の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等の特例（措法29条の2）の適用を受けて取得した株式をいいます。

【特定投資株式】

特定投資株式とは次のものをいいます。

- イ 中小企業等経営強化法に規定する特定新規中小企業者に該当する株式会社の発行する株式
- ロ 内国法人のうち、その設立の日以後10年を経過していない中小企業者に該当する一定の株式会社により発行される株式で、一定の投資事業有限責任組合契約に従って取得されるもの
- ハ 内国法人のうち、認可金融商品取引業協会の規則においてその事業の成長発展が見込まれるものとして指定を受けている株式（いわゆるグリーンシート銘柄の一部）を発行する株式会社であって、その設立の日以後10年を経過していない中小企業者に該当する一定のものにより発行される株式で、金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限ります。）を通じて取得されるもの
- ニ 内国法人のうち、地域再生法に規定する認定地域再生計画に記載されている一定の特定地域再生事業を行う株式会社（平成28年3月31日までに同法の確認を受けたものに限ります。）で、一定の要件を満たすものの発行する株式であってその確認を受けた日から同日以後3年を経過する日までの間に発行されるもの
 - ※ 上記ニについては、平成28年3月31日までに払込みにより取得をした株式が対象となります。
- ホ 内国法人のうち、沖縄振興特別措置法に規定する指定会社（平成26年4月1日から平成31年3月31日までに同法の指定を受けたものに限ります。）の発行する株式

参 考 事 項 4

【特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例（措法41条の19）】

中小企業等経営強化法に規定する特定新規中小企業者に該当する株式会社（その設立の日以後の期間が1年未満のもの等、一定の株式会社に限ります。）などにより発行される株式を払込みにより取得した場合には、その株式の取得に要した金額（1,000万円を限度とします。）について、寄附金控除の規定を適用することができます。

- 注1) 本特例の規定の適用を受けた株式及びその株式と同一銘柄の株式で、その適用を受けた年中に払込みにより取得をしたものについては、特定投資株式の取得に要した金額の控除の特例（措法37条の13）（59ページ参照）の規定は適用されません。
- 注2) 特定新規中小企業者に該当する株式会社などに出資した金額のうち、本特例の適用を受けて総所得金額等から控除した金額は、取得したその会社の株式の取得価額から控除されます（60ページの「【参考】エンジェル税制の適用を受けた株式の取得費の調整計算」をご覧ください。）。

参 考 事 項 5

【割引債の差益金額に係る源泉徴収等の特例（措法41条の12の2）】

平成28年1月1日以後に支払を受ける割引債（償還差益について発行時に源泉徴収されたものや特定口座に受け入れられているものなどを除きます。）の償還金については、その償還金に係る差益金額に対して、償還時に、所得税及び復興特別所得税15.315%（他に住民税5%）が源泉徴収され、株式等に係る譲渡所得等のみなし譲渡課税（47ページの4参照）の対象とされます。

なお、特定割引債（割引債のうち上場株式等に該当するものをいいます。）の償還については、その償還金の支払者から「特定割引債の償還金の支払通知書」が交付されますので、申告にあたっては、確定申告書に添付する必要があります。

また、申告にあたって、特別徴収された住民税の額は、申告書第二表の「配当割額控除額」欄に記載します。

4 株式交換等に係る課税の特例（所法57条の4）

- (1) 居住者が、その有する株式（以下「旧株」といいます。）につき、その旧株を発行した法人の行った株式交換又は株式移転（株式交換完全親法人の株式若しくは出資又は株式移転完全親法人の株式以外の資産が交付されなかった場合など一定の場合に限ります。）によりその株式交換完全親法人又はその株式移転完全親法人に対しその旧株の譲渡をし、かつ、その株式交換完全親法人若しくはその株式移転完全親法人の株式の交付を受けた場合又は適格株式交換等（一定の要件を満たす株式交換で、その旧株の株主に株式交換完全親法人の株式その他の資産が交付されないものに限ります。）によりその旧株を有しないこととなった場合など一定の場合には、その旧株の譲渡はなかったものとみなされます。
- (2) 居住者が、次の①から⑥までに掲げる有価証券をそれぞれ①から⑥までに掲げる事由により譲渡をし、かつ、その事由により取得をする法人の株式又は新株予約権の交付を受けた場合など一定の場合には、これらの有価証券の譲渡はなかったものとみなされます。
- ① 取得請求権付株式 請求権の行使
 - ② 取得条項付株式 取得事由の発生
 - ③ 全部取得条項付種類株式 取得決議
 - ④ 新株予約権付社債についての社債 新株予約権の行使
 - ⑤ 取得条項付新株予約権 取得事由の発生
 - ⑥ 取得条項付新株予約権が付された新株予約権付社債 取得事由の発生

5 保証債務を履行するために株式等を譲渡した場合で、その保証債務の主たる債務者などに対する求償権の行使ができなくなった場合の特例（所法64条②）

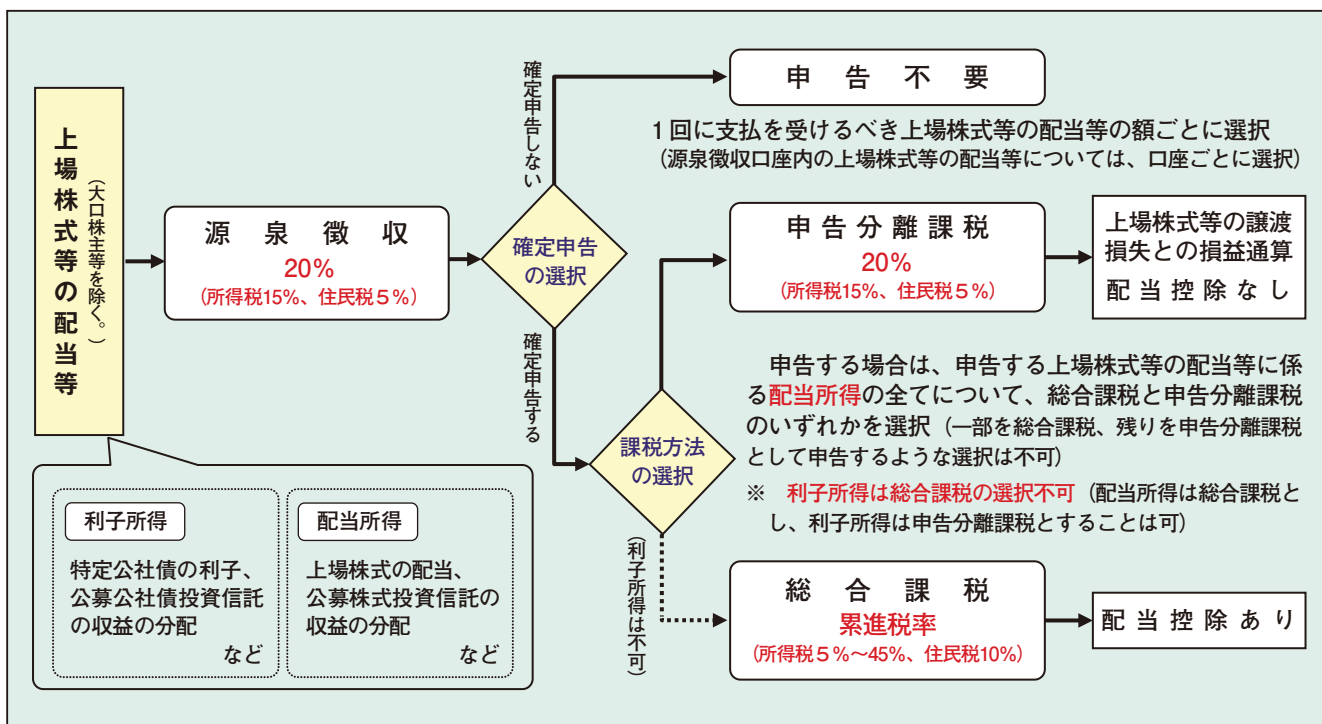
保証債務を履行するために株式等を譲渡した場合で、主たる債務者に対し求償権の行使ができなくなった場合には、求償権の行使ができなくなった金額に対応する部分の金額は、一般株式等に係る譲渡所得の金額又は上場株式等に係る譲渡所得の金額の計算上なかったものとされます。

6 相続財産を譲渡した場合の相続税額の取得費加算の特例（措法39条）

相続又は遺贈により取得した株式等を、相続の開始のあった日の翌日から相続税の申告書の提出期限の翌日以後3年を経過する日までに譲渡した場合には、その相続税額のうち譲渡した株式等に対応する金額を、譲渡した一般株式等の譲渡所得の金額又は上場株式等の譲渡所得の金額の計算上取得費に加算します。

VIII 上場株式等の配当等の課税関係

上場株式等の配当等に係る利子所得及び配当所得の申告等については、①申告不要とする方法、②申告分離課税により申告する方法、③「上場株式等の配当等に係る配当所得」^(注1)については総合課税とし、「それ以外のもの（利子所得）」については申告分離課税により申告する方法に大別され、これを図にすると次のとおりとなります。また、57ページ【注意】も併せてご確認ください。



(注1) 上場株式等の配当等のうち、特定目的信託（その信託契約の締結時において原委託者が有する社債的受益権の募集が一定の公募により行われたものに限ります。）の社債的受益権の剰余金の配当など一定のものに係る配当所得は総合課税を選択することはできません。

(注2) 「特定口座年間取引報告書」の「特定上場株式等の配当等」の⑨欄の金額は「総合課税」と「申告分離課税」のいずれかを選択できますが、「上記以外のもの」の⑮欄の金額は「総合課税」の選択はできません。

(注3) 所得税のほかに、復興特別所得税が課されます。

【参考 2】

給与所得金額の計算表など

※ 「確定申告書等作成コーナー」を利用して申告書等を作成する場合は、収入金額などを入力することで給与所得の金額や税額などが自動計算されます（詳しくは、35 ページから 43 ページをご覧ください。）。

1 給与所得金額の計算表

給与等の収入金額

(申告書B第一表の㉑欄の金額)

円

A

Aの金額	給与所得の金額	
～650,999円	0円	
651,000円 ～1,618,999円	A - 650,000円	
1,619,000円 ～1,619,999円	969,000円	
1,620,000円 ～1,621,999円	970,000円	
1,622,000円 ～1,623,999円	972,000円	
1,624,000円 ～1,627,999円	974,000円	
1,628,000円 ～1,799,999円	A ÷ 4の金額 (※ 千円未満の端数は切捨て) ↓ B	B × 2.4
1,800,000円 ～3,599,999円		B × 2.8 - 180,000円
3,600,000円 ～6,599,999円		B × 3.2 - 540,000円
6,600,000円 ～9,999,999円	A × 0.9 - 1,200,000円	
10,000,000円～	A - 2,200,000円	

○ ここで計算した給与所得の金額は、申告書B第一表の所得金額「⑥給与」欄へ転記します。

2 公的年金等の雑所得の金額の計算表

公的年金等の雑所得の収入金額

(申告書B第一表の㉒欄の金額)

円

C

年齢区分	Cの金額	公的年金等の雑所得の金額
昭和28年1月2日以後に生まれた方	～700,000円	0円
	700,001円 ～1,299,999円	C - 700,000円
	1,300,000円 ～4,099,999円	C × 0.75 - 375,000円
	4,100,000円 ～7,699,999円	C × 0.85 - 785,000円
	7,700,000円～	C × 0.95 - 1,555,000円
昭和28年1月1日以前に生まれた方	～1,200,000円	0円
	1,200,001円 ～3,299,999円	C - 1,200,000円
	3,300,000円 ～4,099,999円	C × 0.75 - 375,000円
	4,100,000円 ～7,699,999円	C × 0.85 - 785,000円
	7,700,000円～	C × 0.95 - 1,555,000円

○ ここで計算した公的年金等の雑所得の金額は、申告書B第一表の所得金額「⑦雑」欄へ転記します。
なお、その他の雑所得がある場合は、「平成29年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の8ページをご覧ください。

3 総合課税の所得金額に対する税額の計算表

課税される所得金額

(申告書第三表の㉔欄の金額)

円

D

Dの金額	E(所得税の税率)	F(控除額)	課税される所得金額に対する税額
1,000円 ～ 1,949,000円	0.05(5%)	0円	(D × E - F)
1,950,000円 ～ 3,299,000円	0.1(10%)	97,500円	
3,300,000円 ～ 6,949,000円	0.2(20%)	427,500円	
6,950,000円 ～ 8,999,000円	0.23(23%)	636,000円	
9,000,000円 ～ 17,999,000円	0.33(33%)	1,536,000円	
18,000,000円 ～ 39,999,000円	0.4(40%)	2,796,000円	
40,000,000円 ～	0.45(45%)	4,796,000円	

(注) 申告書第三表の税金の計算「㉔課税される所得金額」欄の書き方は、10 ページ、16 ページ、23 ページ、29 ページの「課税される所得金額の計算」を参照してください。

お 忘 れ な く !

マイナンバー(個人番号)の記載等について

確定申告書の提出の都度、

マイナンバー(12桁)の記載

+

本人確認書類の提示又は写しの添付

が必要です。

本人確認
書類の例

《例1》マイナンバーカード

《例2》通知カード + 運転免許証、公的医療保険の被保険者証 など

詳しくは、「平成29年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の35ページをご覧ください。

「財産債務調書」・「国外財産調書」の提出について

確定申告が必要な方で、平成29年分の退職所得を除く各種の所得金額の合計額が2,000万円を超え、かつ、平成29年12月31日において、その価額の合計額が3億円以上の財産又はその価額の合計額が1億円以上の国外転出特例対象財産を有する方は、その財産の種類、数量及び価額並びに債務の金額その他必要な事項を記載した「財産債務調書」を平成30年3月15日(木)までに所得税の納税地の所轄税務署に提出しなければなりません。

また、居住者(非永住者を除きます。)の方で、平成29年12月31日において、その価額の合計額が5,000万円を超える国外財産を有する方は、その国外財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載した「国外財産調書」を平成30年3月15日(木)までに住所地等の所轄税務署に提出しなければなりません。

なお、「国外財産調書」を提出する方が、「財産債務調書」を提出する場合には、その「財産債務調書」には「国外財産調書」に記載した国外財産に関する事項(その国外財産の価額を除きます。)の記載は要しません。

詳しくは、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】の「財産債務調書制度に関するお知らせ」及び「国外財産調書制度に関するお知らせ」をご覧ください。



税務署 この社会あなたの税がいきっている

- 国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】では、確定申告に関する情報やタックスアンサー(よくある税の質問)を提供しています。
- 申告や納税についてお分かりにならない点がありましたら、最寄りの税務署にお尋ねください。
- 申告書、各種計算書、明細書及び説明書等は、国税庁ホームページからダウンロードできます。また、税務署にも用意してあります。